

## 令和6年6月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 6月17日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
市長の提案理由説明	9
散会	15
◎会議録第2号 6月19日	
議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
4番 浦本晴美議員	21
1 高齢者の雇用対策としてのシルバー人材センターの利活用について	21
2 交通安全、安心優しいまちづくり 子どもの命を守るための交通安全対策について	25
5番 佐美三 洋議員	30
1 犯罪のない安心・安全なまちづくりについて	30
2 網田地区におけるライドシェアへの取組について	36
7番 今中真之助議員	42
1 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて	42
2 中学社会の歴史教科書について	47
3 運動公園周辺整備について	54
12番 榎崎政治議員	59
1 高齢者支援対策	59
2 防災・減災対策について	65

3	ラーケーションについて	69
4	熱中症対策	71
5	スマートフォン通報システムについて	72
	散会	74

### ◎会議録第3号 6月20日

	議事日程	77
	出席欠席者名	77
	開議	79
	質疑・一般質問	79
13番	野口修一議員	79
1	避難所の官民連携	79
2	外国籍市民の生活	81
3	学校生活のジェンダー対応	84
4	行財政改革	87
5	成年後見人制度	93
14番	中口俊宏議員	98
1	宇土地区の治水対策について	99
2	宇土地区地域資源の活用について	102
18番	福田慧一議員	107
1	保育士の配置基準の見直しとこども誰でも通園制度について	107
2	小・中学校体育館への空調設備設置について	109
3	物価高騰対策について	111
4	学校給食について	114
	散会	116

### ◎会議録第4号 6月21日

	議事日程	119
	出席欠席者名	119
	開議	121
	質疑・一般質問	121
1番	土黒功司議員	121
1	地区防災計画について	121

2	宇土市の特産品PRについて	123
3	旧田中会館横に新設予定の子どもサードプレイスについて	125
4	「九州のどまんなか宇土市」のキャッチフレーズを用いた宇土市の魅力発信について	128
2番	杉本 寛議員	133
1	帯状疱疹について	133
2	消防団について	134
3	空き地・空き家対策について	137
4	教育委員会跡地について	138
3番	中野洋一議員	140
1	子育て世代が安心して子育てができるアウトリーチ型子育てサービスの充実について	140
2	子どもにやさしいまちづくり事業の推進について	142
3	本市に設置されているAEDについて	146
4	飼主のいない猫の避妊不妊手術と地域猫活動について	148
5	本市の交通課題解決と低炭素化達成のため、グリーンスローモビリティの導入について	150
6	硝酸性窒素による水質汚染防止について	152
	常任委員会に付託（議案第40号から議案第49号）	153
	常任委員会に付託（請願・陳情）	154
	散会	154

## ◎会議録第5号 7月2日

	議事日程	159
	出席欠席者名	159
	開議	161
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	161
	（質疑・討論）	163
	各常任委員長報告	163
1	総務市民常任委員長報告	163
2	経済建設常任委員長報告	165
3	文教厚生常任委員長報告	167
	（質疑・討論・採決）	170

請願、陳情について	173
(質疑・討論・採決)	173
委員会の閉会中の継続審査及び調査について (採決)	174
(追加日程)	
発議第3号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書	175
閉会	176
署名	179

第 1 号

6 月 1 7 日 (月)

# 令和6年6月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第70号

令和6年6月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月29日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和6年6月17日
2. 場 所 宇土市議会議場

### 1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
6月17日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
6月18日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
6月19日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月20日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月21日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月22日	土		休 会	(市の休日)
6月23日	日		休 会	(市の休日)
6月24日	月	10:00	委員会	経済建設常任委員会
6月25日	火	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
6月26日	水	10:00	委員会	総務市民常任委員会
6月27日	木		休 会	議事整理
6月28日	金		休 会	議事整理
6月29日	土		休 会	(市の休日)
6月30日	日		休 会	(市の休日)
7月1日	月		休 会	議事整理
7月2日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

## 2. 議事日程

令和6年6月17日（第1号） 午前11時09分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第39号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第1号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 7 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第2号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第3号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第4号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第6号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第45号 宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第12 議案第46号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第47号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第49号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について  
報告第 2号 令和5年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について  
報告第 3号 令和5年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第 4号 令和5年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
報告第 5号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
報告第 6号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

- 報告第 7号 専決処分の報告について  
 専決第5号 損害賠償額の決定について  
 報告第 8号 専決処分の報告について  
 専決第7号 損害賠償額の決定について  
 報告第 9号 専決処分の報告について  
 専決第8号 損害賠償額の決定について

### 3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 4. 出席議員（18人）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 土 黒 功 司 君  | 2番 杉 本 寛 君    |
| 3番 中 野 洋 一 君  | 4番 浦 本 晴 美 さん |
| 5番 佐美三 洋 君    | 6番 小 崎 憲 一 君  |
| 7番 今 中 真之助 君  | 8番 西 田 和 徳 君  |
| 9番 園 田 茂 君    | 10番 宮 原 雄 一 君 |
| 11番 柴 田 正 樹 君 | 12番 檜 崎 政 治 君 |
| 13番 野 口 修 一 君 | 14番 中 口 俊 宏 君 |
| 15番 藤 井 慶 峰 君 | 16番 山 村 保 夫 君 |
| 17番 村 田 宣 雄 君 | 18番 福 田 慧 一 君 |

### 5. 欠席議員（なし）

### 6. 説明のため出席した者の職・氏名

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 市 長 元 松 茂 樹 君        | 副 市 長 谷 崎 淳 一 君     |
| 教 育 長 太 田 耕 幸 君      | 総 務 部 長 山 口 裕 一 君   |
| 企画財政部長 光 井 正 吾 君     | 市民環境部長 小 山 郁 郎 君    |
| 健康福祉部長 岡 田 郁 子 さん    | 経 済 部 長 加 藤 敬 一 郎 君 |
| 建 設 部 長 草 野 一 人 君    | 教 育 部 長 野 口 泰 正 君   |
| 秘書政策課長 渡 邊 聡 君       | 総 務 課 長 上 木 淳 司 君   |
| 危機管理課長 内 田 雅 之 君     | 企 画 課 長 三 浦 仁 美 さん  |
| まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん | 財 政 課 長 北 谷 太 示 君   |



## 7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前11時09分開会

-----○-----

○事務局長（田尻清孝君） 本日の会議に先立ちまして、去る5月22日に開催されました、第100回全国市議会議長会定期総会において、村田議員が市議会議員として在職25年の特別表彰、また、藤井議長が全国市議会議長会・産業経済委員会委員としての功績に対し感謝状を受けられました。

ただいまから、表彰状及び感謝状の伝達式を行います。

初めに25年表彰を行います。村田議員、前のほうへお願いをいたします。伝達は、藤井議長からお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 表彰状。宇土市、村田宣雄殿。あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって、市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。令和6年5月22日。全国市議会議長会会長、坊恭寿。代読です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） 続きまして、感謝状の伝達でございます。藤井議長、前のほうへお願いいたします。伝達は、園田副議長からお願いいたします。

○副議長（園田 茂君） 感謝状。宇土市、藤井慶峰殿。あなたは、全国市議会議長会・産業経済委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第100回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和6年5月22日。全国市議会議長会会長、坊恭寿。代読です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和6年6月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 事務報告をいたします。

令和6年3月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、3 番、中野洋一君、14 番、中口俊宏君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 7 月 2 日までの 16 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 7 月 2 日までの 16 日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 39 号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第 40 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 1 号 令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について

日程第 7 議案第 41 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 2 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 42 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 3 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 4 号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 44 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 6 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 11 議案第 45 号 宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 報告第 2 号 令和 5 年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 令和 5 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 令和 5 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 専決第 5 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 専決第 7 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 専決第 8 号 損害賠償額の決定について

○議長（藤井慶峰君） 日程第 3、市長提出議案第 3 9 号から、日程第 1 5、議案第 4 9 号までの 1 3 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 本日ここに、令和 6 年 6 月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、全国市議会議長会から議員として在職 2 5 年の表彰を受けられました村田宣雄議員、並びに産業経済委員としての功績に対する感謝状を受けられました藤井慶峰議長に対しまして、心からお喜びを申し上げます。市政発展のため、長きにわたり御活躍いただいておりますことに対し、市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を心からお祈りしております。

初めに、本年 3 月市議会定例会における施政方針の中で申し上げました養護老人ホーム芝光苑の民営化に向けての譲渡について御報告をさせていただきます。

先月15日に譲渡先候補法人から、「予想をはるかに上回る建設費用の高騰により、芝光苑の建て替えが困難と判断した」として、民間譲渡に係る辞退届の提出があり、同日付でこれを受理いたしました。

芝光苑につきましては、令和7年度からの民営化に向けて、昨年11月に譲渡先候補法人を決定し協議を進めてきたところですが、その法人から、今般の建設費用高騰などの影響を受けて、譲渡の条件としていた芝光苑の建て替えの見通しが立たないという相談があり、その対応について鋭意協議を重ねていることを、本年3月定例会で報告させていただきました。

その後、譲渡先候補法人から、「この建設費用の高騰は、譲渡の計画時には予想できなかったものであり、現在の建設単価で建て替えを行った場合、予想を上回る多額の赤字が毎年度発生することが見込まれる。芝光苑の譲渡を受けることで、法人の他の事業運営にも支障を来す可能性が高い。」という内容の意見がございました。

市としましても、対策を検討し、施設運営費等の見直しをして、当該法人へ提案をいたしました。今回の建設費用高騰分を補うには及ばず、民間譲渡に係る辞退届を受理したものでございます。

このため、今回の民営化は断念せざるを得ない状況となりましたが、施設の運営につきましては、入所されている方がこれまでどおりお住まいいただけるよう、当面の間は現在の体制を維持して継続していく方針としております。

続きまして、同じく施政方針の中で「九州のどまんなか」をキャッチフレーズにした、更なる定住・移住の促進について申し上げたところですが、この度、このキャッチフレーズのロゴマークが完成しましたので御報告させていただきます。

「九州のどまんなか」という、インパクトのあるキャッチフレーズとロゴマークを使用した情報発信を行うことにより、宇土市に興味を持つ人が増え、宇土市を訪れる人や移り住む人の増加につながっていくことを期待しております。また、「九州のどまんなか」のフレーズをきっかけに、宇土市の子どもたちや市民の皆様が宇土市の良さ・魅力を再発見して、宇土市に住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりに取り組んでまいります。

宇土市の良さを広く知っていただくためには、行政だけでなく、市民の皆様と一緒に発信していくことが大切です。このロゴマークは、市ホームページからダウンロードして利用できるようになっております。多くの方に利用していただき、宇土市のPR活動を盛り上げていきたいと考えております。議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決をいただきたい案件がございましたので、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1では、人事案件3件を提案させていただいております。

議案第39号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について。これは、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の任期が本年6月30日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、青木崇史さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

この1件につきましては、任期の都合により、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら2件は、人権擁護委員の任期が本年9月30日で満了となりますので、新たに委員の候補者を国へ推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には吉川乃里子さん、坂本ひふみさんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

この2件につきましても、熊本地方務局宇土支局への推薦期限の都合により、本日、答申をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議案その2は、予算関係が1件、専決処分の報告承認関係が5件、条例関係が4件の10議案及び報告が8件であります。

まず、議案第40号から議案第44号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第40号、専決第1号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。補正額は1,486万2千円を増額するもので、補正後の総額は239億756万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、職員給の増額等を行っております。

民生費では、定額減税補足給付金支給事業の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、基幹系電算システム経費ほか1件の追加を行っております。

議案第41号、専決第2号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第42号、専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

これは、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第43号、専決第4号、宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第44号、専決第6号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は2千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,022万2千円です。これは、国庫補助金に係る返還金の履行期限超過に伴い発生した延滞金の計上を行っております。

議案第45号、宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について。これは、地方自治法の規定に基づき、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第46号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第47号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第48号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。補正額は5億8,481万円を増額するもので、補正後の総額は233億2,481万円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、予約型乗合タクシーデジタル化実証事業の計上等を行っております。

民生費では、定額減税補足給付金支給事業の計上等を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の計上等を行っております。

農林水産業費では、観光農園開園支援事業の計上等を行っております。

商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業の増額等を行っております。

土木費では、地元3割負担道路整備事業経費の増額等を行っております。

教育費では、「熊本の学び」研究指定校事業の計上等を行っております。

そのほか、債務負担行為については、小規模保育事業所整備に要する経費ほか3件の追加及び干潟景勝地展望広場整備事業に要する経費の限度額の変更を行っております。

地方債の補正については、高潮対策事業ほか3件の限度額の変更を行っております。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第2号、令和5年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について。報告第3号、令和5年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第4号、令和5年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告第5号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。これらの4件は、それぞれの会計において継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書又は繰越計算書を調製したもので、地方自治法施行令第145条第1項、同令第146条第2項又は地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものであります。

報告第6号、宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは、土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告するものであります。

報告第7号、専決第5号、損害賠償額の決定について。報告第8号、専決第7号、損害賠償額の決定について。報告第9号、専決第8号、損害賠償額の決定について。これら3件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第45号、宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2の7第2項の規定に基づき、議会は、本案に対し監査委員の意見を聴かなければなりませんので、本日、文書をもって監査委員からの意見を求めたいと考えております。

議員各位にあらかじめ周知申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第39号、諮問第1号及び諮問第2号の3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第39号、諮問第1号及び諮問第2号の3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第39号、諮問第1号及び諮問第2号の3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第39号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第39号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、諮問第2号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

-----○-----

○議長(藤井慶峰君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日18日火曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、19日水曜日に関き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時30分散会

第 2 号

6 月 1 9 日 (水)

## 令和6年6月宇土市議会定例会会議録 第2号

6月19日（水）午前10時00分開議

### 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

#### 1. 浦本晴美議員

- 1 高齢者の雇用対策としてのシルバー人材センターの利活用について
- 2 交通安全、安心優しいまちづくり  
子どもの命を守るための交通安全対策について

#### 2. 佐美三洋議員

- 1 犯罪のない安心・安全なまちづくりについて
- 2 網田地区におけるライドシェアへの取組について

#### 3. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて
- 2 中学社会の歴史教科書について
- 3 運動公園周辺整備について

#### 4. 檜崎政治議員

- 1 高齢者支援対策
- 2 防災・減災対策について
- 3 ラーケーションについて
- 4 熱中症対策
- 5 スマートフォン通報システムについて

### 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君

11番 柴田正樹君  
13番 野口修一君  
15番 藤井慶峰君  
17番 村田宣雄君

12番 檜崎政治君  
14番 中口俊宏君  
16番 山村保夫君  
18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
環境交通課長	松下修也君	福祉課長	江河一郎君
高齢者支援課長	久多見さとみさん	子育て支援課長	湯野淳也君
健康づくり課長	濱口由季さん	学校教育課長	本堀武史君
生涯活動推進課長	西山祐一君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

4番、浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 皆様、おはようございます。会派、風の浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。今回の質問について、文教厚生常任委員会で扱う内容が含まれておりますが、この件に関しましては、全体で共有すべき事柄と思いましたので、一般質問として扱わせていただきます。質問の内容は、高齢者の雇用対策としてのシルバー人材センターの利活用について、安全・安心優しいまちづくり、子どもの命を守るための交通安全対策についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。質問席に移ります。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） まず初めに、高齢者の雇用対策としてのシルバー人材センターの利活用について質問をいたします。

シルバー人材センターの会員の推移についてです。団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題は、来年に迫りました。そして、本市の高齢化率も30%を超えてきております。第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち「宇土」を基本理念として、各種施策に取り組んでいくこととしています。この理念を現実のものにしていくために、本気で考え、取り組むときに来ているのではないかと考えております。また、社会全体で物価が上昇し続けており、家計に大きな負担がかかってきています。台所を預かる主婦の目線としても、1回の買い物で3千円程度で済んでいたものが、今では5千円ほどかかるようになってきている現状があります。7月からは電気料金も国の電気・ガス価格激変緩和対策事業という補助金がなくなることで、さらに高くなるというお話を聞いております。年金で生活をしている人にとっては、大変暮らしにくくなってきていると思います。高齢者の皆さんが、元気で生きがいややりがいを持って心を豊かに生活するためには何が必要なのか。その元気の源の一つであるシルバー人材センターの利活用について質問をいたします。過去5年間の会員数はどうなっているのでしょうか。また、直近の男女別、年代別の会員数はどうなっておりますでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。御質問にお答えします。

宇土市シルバー人材センターの過去5年間の会員数について御報告いたします。モニター及びタブレットを御覧ください。上の表が、令和元年度から令和5年度までの会員数になります。令和元年度は234人ですが、その後220人、223人、210人、212人と僅かに減少傾向にあります。

下の表を御覧いただきますと、令和6年3月31日現在の年齢別、男女別の構成表となっております。年齢別で見ますと男女計の欄で、60歳から64歳が7人、65歳から69歳が19人と60歳代は全体の約12%となっており、少ないことが分かります。また、70歳から74歳、75歳から79歳を合わせた70歳代は139人おられ、全体の約65%を占めています。また、全体の平均年齢は75.2歳となっております。

男女比を見ますと、男性が166人、女性が46人と男性会員が圧倒的に多い状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 回答ありがとうございます。全国的に減少傾向と聞いておりますが、本市の場合、減少が緩やかで少しほっとしております。シルバー人材センターは1980年、昭和55年に326名の会員で事業を開始されておられます。しかしながら、現在1万人を超える高齢者の割合からして登録者が少ないようにも感じます。また、男女比を見てみますと、女性が大変少ないことも見えてきました。現在の職種は、植木せん定、除草、草刈り、屋内外の清掃、農作業、道路パトロールなどですが、職種がもっと増えていくと女性の登録も増えていくのではないかと考えております。

では、次の質問に移ります。シルバー人材センターの活性化対策について、市としての考えをお尋ねいたします。先ほども申しましたけれども、物価の上昇が続く現在、年金生活者である高齢者の皆さんの暮らしをどう守り、支えていけばいいのでしょうか。就労をサポートし、働く場を充実させる必要があるのではないのでしょうか。幾つになっても元気で、集う場所、働く場所があることは、生活も心も豊かな暮らしにつながると思います。シルバー人材センターの活性化対策について、市としての考えをお聞きします。岡田健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

シルバー人材センター、以下「センター」と申し上げますが、センターは高齢者に働く機会を提供し、経済的な生活の安定を図るだけではなく、高齢者の社会参加の促進、生きがい

の充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化に貢献しています。今後更なる高齢化が見込まれる中、もっと働きたい、就業を通じて社会に関わりたいと願う高齢者の就業率を高めることは重要であり、また、年齢にかかわらず働き続けることのできる社会を実現することが重要な課題となっています。

本市におきましても、第6次宇土市総合計画の中で、センターを高齢者の生きがい・働きがいづくりの場として位置づけており、昨年度末に策定しました第9期高齢者福祉計画の中でも、センターへの活動支援として、会員登録の呼び掛けやセンターの運営に対する支援に取り組むこととしています。市としましては、センターの活性化対策として、新規会員の獲得、新規事業の開拓、生きがい対策、この3点への支援が特に重要と考えています。

まず1点目の新規会員の獲得につきましては、国の施策により、企業においても70歳までの雇用の努力義務が課されたことから、60歳代の会員の確保が難しくなっている現状があります。対策として、センターにおいても会員仮登録制度の導入や入会説明会の随時開催等、様々な取組をされておりますが、市においても、毎月65歳年齢到達者に介護保険証を送付する際に、会員募集チラシを同封して周知を行い、また市広報紙にセンターの活動内容を紹介し、魅力を広く市民に伝えるなど支援を行っています。また、第9期高齢者福祉計画策定のために令和4年度に行った市民アンケートにおいて、センターの業務に関心のある高齢者の方の情報を把握し、「案内を受けてもよい」と回答された方について、センターへ情報提供を行い、個別の勧誘につなげることができました。今後もセンターと効果的な対策を協議しながら、会員拡大への取組を支援していきたいと考えています。

次に、2点目の新規事業の開拓についてですが、こちらも同じく、第9期高齢者福祉計画策定のために行った市民アンケートの結果によると、介護施設において介護の補助業務を行う介護助手の担い手に関心がある方が一定数おられたこと、また、掃除、洗濯、布団干しや料理の補助等、高齢者への家事援助サービスについて、「利用したい」という方と、「担い手になってもよい」という方が一定数おられたことから、今後、センターの新たな事業として実施することができないか、協働して検討していきたいと考えております。これにより、特に女性会員の拡大にもつながることが期待されます。

3点目の生きがい対策であります。近年、地域社会において人との関わりが希薄化する中、センター会員相互におけるコミュニティを活性化することで、活気が溢れ、センターの活性化にもつながるものと考えています。そのためには、現在のセンター事務所においては、会員同士が交流できる休憩スペース等もない状況にあり、併せて老朽化も進んでいるため、市において施設環境の整備に取り組んでいく必要があります。これらの支援を進めることで、センターの活性化につながるものと考えております。

以上でございます。



○議長（藤井慶峰君） 傍聴者に申し上げます。宇土市議会会議規則で帽子の着用は認められておりませんので、脱帽をお願いいたします。ありがとうございます。

浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な回答ありがとうございました。第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中から、資料を提示したいと思います。就労の状況、有償ボランティアやシルバー人材センターについて質問がなされています。仕事に従事しておられる方が「その仕事をどこで知ることになったのか。」という質問で、シルバー人材センターを含むハローワークなどの公的機関が約18.5%、人材派遣が1.5%、知人・友人、親戚・家族の紹介が32%、その他が45%でした。その他というのは、以前勤めていた会社・団体の継続雇用、そして自営業が含まれているようです。このアンケートの中で、シルバー人材センターからの案内を受けてもよいと回答され、連絡先を記入された方が154名おられたとのこと。岡田部長が先ほどおっしゃいました活性化対策について、1点目の国の施策で、70歳までの雇用の努力義務が課されているとのことですが、そうなりますと、当然60代でのシルバー人材センター登録は期待できないこととなります。その対策として、様々なところで周知をなさっておりますが、なかなか反応が薄いということの一つに、これまでのイメージがあると思います。伐採や草取りなどとイメージしている人が多いのではないのでしょうか。2点目でありましたように、新しい職種を増やし、もっと魅力をアピールすることが大事だと考えます。先ほどのアンケートで、日常生活における病院の送迎・付き添い、話し相手、料理の補助、掃除・洗濯・布団干し、お墓の手入れ、ごみ出しや買い物といった生活支援サービスに対して、サービスを受けたい人、サポートしてもよいと思う人が一定数おられることが分かりました。このマッチングの実現に向けた利用者の把握、担い手の確保・育成、マッチングを担う生活支援体制整備を整え、シルバー人材センターの職種を広げるところにつなげていけたらよいのではないのでしょうか。そして、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるためにも、3点目でおっしゃった生きがい対策として、高齢者が集う第三の居場所として機能していくことを期待しております。

では、次の質問に移ります。建物の老朽化についての質問です。最近、シルバー人材センター付近は土地開発により、家や事業所などが建ち、センターへの入り口が分かりづらい状況となっているのではないのでしょうか。また、プレハブの建物は老朽化が進んでいます。会員の方から「玄関の引き戸の開閉もままならない。」という意見もいただいております。建物の老朽化について、今後の対応をどのように考えておられますでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在のシルバー人材センターの建物は、軽量鉄骨造で平成2年2月に建設され、築34年が経過しております。建物各所に腐食やさび、雨漏り跡が見られるなど、老朽化が進んでおり、土台の腐食に対して応急措置はしたものの、抜本的な対応が必要な状態になっています。

このような中、市が旧田中会館を購入し、市の公共施設として活用する計画に伴い、そのほかの市内各公共施設の再編、見直しが併せて検討されているところですが、シルバー人材センターについてもこれに含めて検討を行っております。

シルバー人材センターの移転先につきましては、会員の活動のしやすさや、会員が高齢であることを考慮しますと、市の中心部に位置すること、交通の面で安全が確保できる場所にあること、駐車場や倉庫等を含め必要な広さを確保できることなどが条件となります。いずれにせよ、老朽化が進行しているため、早急に対応を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 回答ありがとうございました。現在の場所は、市役所には近く大変便利であると思いますが、駐車場もそう広くはなく、最近、周囲を家や事務所などに囲まれたこと、また入り口の表示もないことから、依頼者や新規の会員登録などで利用したい人が通り過ぎてしまう可能性があると思います。新しい拠点では、事務所というくくりだけでなく、会員の皆さんが集いやすく、利用しやすく、交流できるような場づくりが必要であると考えます。心地のよい人間関係の中で仕事ができ、仲間づくりができることが日々の元気につながり、住みよい地域づくりにつながっていきます。高齢者の仕事探しはシルバー人材センターへ、となっていくのが理想だと思います。依頼者からの信頼度を上げ、センターのファンを増やしていくことも大事でしょう。先日、雨の日に道路パトロールをなさっていたシルバーさんにお会いしました。「道路の点検・確認しながら小さな集落を通るときは、一人暮らしの方に声をかけて安否確認をしています。」ということでした。「仕事に誇りを持ち、誰かの役に立ちたい。ありがとうと言われることがうれしい。私たちが来るのを待っておられる。」ともおっしゃいました。私たちの見えないところで、大きな愛情で支えてくださっていること、感謝の気持ちでいっぱいになりました。これからのシルバー人材センターは、まちなかに集いの場をつくり、小さな店を営んだり、総菜の加工場をつくり販売を行う。総菜などの配達を行って安否確認につなげていくなどなど、可能性は無限大だと思います。雇用の場を設け、いきいきと得意な分野で輝いて暮らしを守っていく、元気な高齢者が地域を支えていく時代です。認知症予防、介護予防のためにも、ぎりぎりまで誰かと共に輝いて生きるため、新しいシルバー人材センターにますます期待を高めつつ、注目してまいります。ありがとうございます。

続きまして、安心・安全優しいまちづくり、子どもの命を守るための交通安全対策について

て質問をいたします。

梅雨時期の6月は、小学生の交通事故が多い月とされています。そのため、魔の6月とも言われており、ハンドルを握る私たちは、子どもの飛び出しなどに注意をしなければなりません。子どもたちの安全は、身近な大人とドライバーが守るべきものです。本市における今年1月から5月までの交通事故件数と死者、負傷者数はどうなっているのでしょうか。小山市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

熊本県警察本部の犯罪統計及び発生状況によりますと、本市で発生した令和6年1月から5月までの交通事故の件数は、暫定値で23件となっております。昨年同時期の件数が26件であったことから、事故件数は3件減少しております。

次に、1月から5月までの死者・負傷者数ですが、まず死者数については、警察本部が発表する統計上の昨年の死者は0名でしたが、今年は赤瀬町の国道57号で発生した事故により、1名の方がお亡くなりになっておられます。

なお、統計上の死者とは、事故後24時間以内に亡くなられた方であり、事故後24時間を過ぎた場合はこの統計上の数値にはカウントされません。昨年は、統計上の死者はありませんでしたが、事故後24時間が経って亡くなられた方が、小学生を含め2名おられました。

最後に、負傷者は今年が29名、昨年が39名となっており、10名減少しております。なお、今年の負傷者数には、赤瀬町の事故で亡くなられた方のお二人が含まれております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 回答ありがとうございます。4月、赤瀬町の交通事故は、雨が降っていて、視界が余りよくない状況だったようです。お亡くなりになりました方には、心よりお悔やみを申し上げます。昨年より事故件数も負傷者数も減少しているとのことであります。しかしながら、5月末、宇城警察署に確認しましたところ、宇城管内では毎日約10件ほどの事故が起きているとのことでした。子どもが巻き込まれている事故については、詳細は分かりませんでした。改めて気を引き締めてハンドルを握らねばと思うところです。私がいつも利用する国道57号で起きる交通事故は、同じ箇所で起きていることが多く、何らかの対策が取れないものでしょうか。4月から区長をなさっている方が、「自分が区長になって2か月の間に、2回も事故が起きている。」と残念そうにおっしゃいました。事故を防ぐ工夫として、道路に注意と書かれていたり、車線が引かれていたり、看板で表示してあったりすることもあります。事故が多発するところに関しては、何らかの対策・対応を講じるべ

きではないでしょうか。なぜ、そこで起きるのか原因を探り、事故防止に向けての方策を練るべきではないかと考えます。

次の質問です。交通安全指導について質問いたします。それぞれ保育園・幼稚園・学校では、交通安全指導はどのような形で行われていますでしょうか。また、子どもたちだけでなく、保護者の交通安全に対する意識向上も重要だと思いますが、保護者に向けての指導はあっておりますでしょうか。小山市環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、幼稚園・保育所・学校への交通安全指導につきましては、例年1月頃に環境交通課から全ての保育所、幼稚園、小学校に対して、交通安全教室開催のお願い通知を送付しております。その後、幼稚園・保育所・小学校から環境交通課に対して交通安全教室の開催依頼があった場合には、宇城地区交通安全協会へ環境交通課から依頼し、交通安全教育講習員を講師として派遣いただいております。交通教室の内容としましては、講師からの講話、紙芝居、模擬信号機を用いた横断歩道の渡り方などの実技指導を行っていただいております。

次に、保育所における独自の交通安全指導について説明いたします。市内15園の保育所ごとに、月に1回、保育所職員が児童に向けて、紙芝居や絵本などの教材を活用した指導や道路の歩き方、横断歩道の渡り方などの指導が行われており、指導内容や対象年齢についても、それぞれの保育所ごとに工夫がなされております。

なお、保育所における保護者向けの交通安全指導については、一部の保育所で園内駐車場で徐行運転やチャイルドシートの着用など、交通安全に対する注意喚起を行っておられます。

また、宇土幼稚園では、毎年5月若しくは6月に、交通安全教育講習員を招き、保護者向けの交通教室を開催されております。これは、交通安全に関しては児童に対する保護者の影響力が極めて大きく、保護者が日頃から基本的な交通ルールを守り、子どもに手本を見せることが必要であることから開催されているとのこと。

本市といたしましては、これまで子ども向けの交通安全教室開催をお願いしてまいりましたが、実際、子どもにとっては保護者の影響力が大きいことから、今後、幼稚園・保育所・小学校に対して、保護者向けの交通安全教室開催を呼び掛けてまいります。

さらに、子どもの交通事故が多いと言われます、先ほど議員からもお話がありました6月や12月などには、SNS等を利用し保護者への注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な回答ありがとうございます。たしか5月中旬だったと思いま

すが、宇土幼稚園で開催された交通教室のF a c e b o o k投稿を拝見しました。保護者対象の交通安全教室ではなかったかと記憶しています。良いことをされているなど感心しつつも、写真で見る限り、参加者は決して多くはありませんでした。しかし、現状として、子どもの交通指導に関して丁寧になされていることに感謝をいたします。交通事故を起こさない、巻き込まれないためにも、保護者に向けての啓発は必要ではないかと思えます。子どもの命を預かるのは大人です。意識を深めていけたらと思います。6月、7月は梅雨時期ということもあり、運転には特に注意すべき時期であります。小学校の低学年は新しい小学校生活にも慣れてきて、行動が活発になる時期と言われています。本市のL I N E登録者は3, 2 0 0名を超えてきています。是非ともL I N Eなどでイベント通知をされるように、交通事故防止に向けた注意喚起を行っていただきますようお願いをいたします。

では、次の質問に移ります。チャイルドシートの貸出件数についてでございます。交通事故による被害を少しでも抑えるためには、赤ちゃんから小学生まで、チャイルドシートを積極的に使用する必要があると考えます。個人的な話ですが、3年前、娘が第一子を出産後、チャイルドシートを購入しました。赤ちゃんの命を守るものと考えて、安全性、機能性を重視して購入をいたしました。今年、第二子が誕生し、さらにもう1台を車に設置しなければならなくなりましたが、高額なため購入を悩んでいたところ、親類から譲っていただけることになり、大変助かったという経験をいたしました。チャイルドシートの必要性は十分に理解できるけれど、実際購入となった場合は、簡単に手が出ないというのが実情にあるのではないかと思います。このようなときの大きな助けとして、本市ではチャイルドシート貸出制度がありますが、内容や申請方法はどのようになっていますでしょうか。また直近3年間の貸出件数はどうなっていますでしょうか。小山市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、チャイルドシートの貸出制度について御説明いたします。交通事故等から子どもの生命を守るため、宇土市チャイルドシート貸出し実施要綱を定めております。

貸出しの対象者は、本市に住所を有する者で、6歳未満児を養育し、又は保護している者、6歳未満児を乗車させ、自動車を運転する必要がある者、現に自動車を運転することができる免許を有し、チャイルドシートを装着できる自動車を使用する者となっております。なお、貸出期間は3か月となっております。

貸出期間の設定につきましては、この制度はもともと里帰り出産や一時帰省の際に御利用いただくことを想定しているため、3か月の貸出期間となっております。ただし、貸出用チャイルドシートの在庫がある場合は、最長9か月まで期間を延長することができます。しかし、今のところ9か月借りられる方はほとんどいらっしゃらないというような状況です。

次に、直近3年間のチャイルドシート貸出件数は、令和3年度46件、令和4年度51件、令和5年度61件となっております。また、令和6年度は4月から5月までで10件となっております。近年の貸出件数の増加等を受けて、今年度当初予算においてチャイルドシート購入のための予算を計上させていただいております。

交通事故から子どもの生命を守るためには、まず交通事故を起こさないことが重要であります。本市といたしましては今後も引き続き、交通安全の啓発や交通安全教室の開催等を通して、市民の交通安全に対する意識の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 回答ありがとうございます。チャイルドシートの貸出件数も年々増えてきているのですね。やはり一時帰省などで利用される方がほとんどの方です。借りて済ませられるものならば、そうしたいところではないかと思えます。大変ありがたい制度だと思います。知り合いの保育士の方にお尋ねをしましたところ、「年齢が上がるにつれ、チャイルドシートの使用率は低くなっているように感じる。」とおっしゃっていました。警察庁と日本自動車連盟（JAF）の2022年の合同調査では、同じように年齢が上がるにつれ、チャイルドシートの使用率は減少し、5歳で50%程度になるという結果が出ています。また、保育園のお迎えの際、親だけでなく祖父母のお迎えがあるときは、車にチャイルドシートが着けてなかったりして、交通事故防止のためにも着用をお願いしているけれども、なかなか難しい状況があるとのことでした。資料を御覧ください。JAFからお借りしています。チャイルドシートは、オレンジのラインの部分になります。5歳まで法律で着用が義務づけられています。では、6歳になると法律ではチャイルドシートを使わなくてもいい年齢になりますが、子どもの安全はそれで確保できるのでしょうか。身長が140センチに達するまでは、学童用チャイルドシートやジュニアシートを使用し、車のシートベルトが子どもの体に負担をかけないようにすることはとても大事なことです。チャイルドシートの使用は何歳から何歳までと年齢を区切るのではなく、子どもの身長や体格を目安に考えることをJAFでは勧めています。今年度予算で、チャイルドシートを購入していただけることになっていることは、大変ありがたいことです。チャイルドシートの貸出しは、宇土市で子育て中の家族を対象にあるべきだと思います。チャイルドシートよりも値段の安いジュニアシートの購入も検討いただきますと、大変ありがたいです。貸出期間の設定についても、里帰り出産、一時帰省を想定しつつも、日常生活の中で必要な人に必要な期間貸し出せることを前提にいただけないでしょうか。安心して子どもの命を守ることができるように、チャイルドシートの貸出期間や方法について前向きに検討し、そして子育て中の保護者の方々に、貸出制度があることを知っていただけるよう周知をお願いいたします。改めて、安全・安心

の優しいまちづくりについて考えました。運転中は歩行者に気を配り、横断歩道では歩行者が最優先ということを肝に銘じて、これからもハンドルを握ってまいります。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時45分から再開いたします。

-----○-----

午前10時36分休憩

午前10時45分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

5番、佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 改めて、おはようございます。無所属の佐美三です。今回も一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。今回は、犯罪のない安心・安全なまちづくりについて、そして、網田地区におけるライドシェアへの取組について、2本について質問いたします。それではよろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） それでは、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

では、1点目の犯罪のない安心・安全なまちづくりについて質問をいたします。まず初めに、本市及び全国における5年前と現在の犯罪発生件数の比較、そして発生内容についてお尋ねをいたします。また、全国的に見た特筆すべき犯罪の傾向についてもお尋ねいたします。小山市環境部長よろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市における警察が把握している犯罪認知件数についてですが、5年前の令和元年の犯罪認知件数が66件、昨年が133件とその数が2倍になっております。かなり犯罪が増加している状況にあると考えております。発生内容については、自転車の盗難が最も多く27件、続いて万引き、不同意わいせつ、空き巣の順となっております。なお、この間、本市においては人命に関わる凶悪犯罪は発生していませんが、自転車の盗難や万引きなど軽微に思われる犯罪が主体とはいえ、宇土市の犯罪発生件数が増加している事実は、看過できないものというふうと考えております。

そのことから、本市において最も件数が多い自転車の盗難を減少させるために、今月7日

の朝、宇土駅の東口と西口で宇城警察署と合同で鍵かけ啓発活動を行いました。今後も警察と協力し、各種啓発活動に取り組んでまいります。

次に、全国の犯罪認知件数をみますと、5年前の令和元年が74万8,559件、昨年が70万3,351件と減少傾向にあります。全体的には件数が減少しているものの、自転車窃盗やひったくりなどの街頭犯罪件数は約14万2,000件、殺人、強盗、不同意わいせつなどの重要犯罪件数は約1万2,000件と、近年は増加傾向にあります。また、インターネットバンキングを利用した詐欺などの不正送金被害総額は約2,519億円と大幅な増加が見られます。

全国的な犯罪の傾向といたしましては、サイバー空間や先端技術の利用拡大による加害者と被害者に接点を有しない犯罪や、闇バイトなどの特殊詐欺が横行し、深刻な状況が続いているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。5年前との比較ということで答弁してもらいましたが、全国的には犯罪認知件数が減少傾向にある中、本市においては犯罪認知件数は2倍に増えているとのこととあります。幸い人命に関わる凶悪犯罪は発生していませんが、2倍に増えていることは、なかなか見過ごすことのできない憂慮すべきことと思います。内容をしっかり分析していただきまして、警察と情報を共有し、傾向と対策を十分取っていただきたいというふうに思います。また、全国的に見た特筆すべき犯罪の傾向として、サイバー空間や先端技術の利用拡大による加害者と被害者が接点を有しない犯罪、さらにはSNSやインターネット等で実行犯を募集する手口による強盗、いわゆる闇バイトなどの特殊犯罪が横行しているとのこととあります。

ではここで、本市における犯罪予防策、抑止策の取組状況及び防犯に関する本市の補助金制度の内容と実績について、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、犯罪予防策といたしましては、市内小学校・中学校の児童生徒を対象に、不審者対策などを盛り込んだ防犯教育を行っております。また市民を対象とした宇城警察署署員からの防犯に関する講話。前期高齢者医療保険証交付時に、環境交通課在籍の防犯アドバイザーからの講話。生活安全パトロール隊による危険箇所や通学路等の巡回。宇土駅周辺で警察と共同で自転車の鍵かけ啓発活動。また年金支給月に、電話でお金詐欺に関する広報記事掲載等を実施し、犯罪の予防に努めております。

次に、犯罪抑止策の取組としましては、まちづくり推進課が所管する防犯灯の設置補助や



環境交通課が所管する防犯カメラの設置補助がございませう。補助内容につきましては、防犯灯が助成率4分の3で上限3万5千円、防犯カメラが助成率4分の3で上限10万円となっております。

なお、令和5年度における防犯灯に関する補助金交付実績は、新規42件、既設防犯灯取替え62件の合計104件、設置に係る合計金額は299万4,101円、これに対しての補助金の交付金額は222万6千円。設置費用の平均金額は約2万9千円となっております。ちなみに新規設置の場合のみの平均金額は4万4,600円となっております。

次に、防犯カメラの補助交付実績は、申請件数が4件、設置に係る合計金額は84万4,860円、これに対しての補助金の交付金額は40万円、設置費用の平均金額は約21万円となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。犯罪予防策・抑止策の取組状況、そして行政区を対象とした補助制度について答弁をしてもらいましたが、まず、その補助制度の関係ですけども、まちづくり推進課が所管する防犯灯の設置補助制度であります。補助率は4分の3で上限額が3万5千円というふうなことであります。令和5年度の防犯灯設置に対する交付実績によりますと、採択件数は104件、結構多いと思います。その内容は、新規設置42件、既設防犯灯取替えが62件とのことであります。なお、新規の場合で設置に要する1件当たりの実際の費用の平均が4万4,600円ということで、これの4分の3ですので、補助上限額の3万5千円のぎりぎりに、これはもうバランスが取れているというふうに思うわけであります。もう一つの環境交通課が所管する防犯カメラの設置補助制度につきましては、補助率が4分の3で上限額が10万円ということであります。令和5年度の防犯カメラの設置に関する交付実績によると、採択件数が4件、防犯カメラを設置するための1件当たりの実際にかかる費用の平均額が約21万円ということですから、現行の補助上限額10万円では、設置する行政区の負担が余りにも大きすぎるのではないかとというふうに思います。本年4月から5月にかけて、栃木、長野、群馬、福島の4県で、連続して同じような手口の事件が発生しました。民家に押し入り、住人の手足を拘束し、金品を強奪する緊縛強盗事件であります。先般、4県警はベトナム国籍の男2人を窃盗容疑で再逮捕したという報道がありました。狙われたのは人通りの少ない山間部の一軒家で、おおむね高齢者の一人暮らしというのが共通点でありました。最近このような新たな地方型の犯罪というか、街部よりも比較的田舎のほうで、防犯カメラや街灯が少ない周辺部での犯罪が増えてきているような気がいたします。また、東京の上野周辺で複数の飲食店を営む実業家夫婦が、栃木県那須町で焼損遺体で発見された事件についても、防犯カメラによって首謀者そして首謀者と

面識のない実行犯を含む計6名が相次いで逮捕されました。僅か3週間で全員逮捕となった一番の要因は、カメラ映像を収集・分析し、犯人を特定するリレー方式と呼ばれる捜査方法によるものと言われております。防犯カメラが大いに貢献した事件でありました。近年、防犯カメラの画像分析によって犯人が特定される事件は、いまや全事件の2割に迫ると言われております。防犯カメラが設置されているところで犯行を思いとどまらせる、犯罪の防止・抑止効果があるため、犯罪そのものが減ってきているとのことであります。このことは、先ほどの市民環境部長の答弁にもありましたように、全国の犯罪認知件数が令和元年と令和5年を比較すると、約4万5千件減少しております。全てが防犯カメラによるものとは言いませんが、防犯カメラが犯罪の予防・抑止に寄与していることは間違いないことだというふうに思います。このようなことから、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していくためには、防犯カメラをもっと普及させるべきではないかと考えます。環境交通課が所管する防犯カメラの設置補助の内容につきましては、行政区が設置する場合に限り、補助率4分の3で上限額10万円となっておりますが、実際防犯カメラを設置する場合の費用は1件当たり平均21万円ということでありますから、現行上限額の10万円については、少なくとも20万円に引き上げるべきではないかと考えます。また、一般家庭からも防犯カメラの設置に補助金がないかという話をよく聞きます。一定の要件を定める必要があるかと思いますが、一般家庭への設置についても補助対象とすることが、防犯対策に大きく貢献するのではないかと思います。

そこで、元松市長にお尋ねをいたします。行政区に対する防犯カメラの設置補助について、補助上限額を適正な金額に引き上げる必要があると考えますが、いかがでしょうか。併せて、一般家庭向け防犯カメラの設置補助制度を新たに創設する考えについてもお尋ねをいたします。それから、このような防犯対策を積極的に推し進めることで、安心・安全なまちづくり推進自治体というイメージを内外に発信してはどうかというふうに思います。宇土市といえば安心・安全なまち、安心・安全といえば宇土市というイメージを醸成させることで、本市への移住・定住を促すことにもつながるのではないかと考えます。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど市民環境部長からの答弁にもありましたとおり、昨年度の防犯カメラの設置費用は、平均で20万円を超えておりまして、防犯カメラの設置補助金の上限は10万円になっておりますが、補助率4分の3といっても届いていないというような状況でございます。

行政区が設置する防犯カメラは、公民館の外壁とか屋外に取り付けられることが多く、その設置費用には、カメラ本体の費用だけでなく、電気工事費用や配線工事費用、動画を記録

するレコーダーなどの費用も含まれております。また、防水機能等も性能として必ず必要になるため、高額になっているものだと思います。

これらの点を考えますと、今後、安心・安全を守るために防犯カメラが必要という前提に立てば、この設置補助金の上限10万円ですが、これは増額を検討しなければならないというように思っております。実際、行政区の負担が大きくなればなかなか進みません。負担を少しでも軽減するということが有効な策であろうと思っております。

一方、一般家庭に設置する防犯カメラについてです。私も、インターネット等でどういうカメラがあるのか、改めてこの質問を受けて調べてみたのですが、いろんなカメラがあります。でも大体安いですね。数千円で買えるようなやつがほとんどでございまして、設置にも少しお金がかかるとは思いますけれども、屋外に付ける、いわゆるその通りとかを見るような防犯カメラと違って、家庭の例えば入り口を見るだけというような機能のカメラであれば、屋外型と比較すれば、比較できないほど安いというところがございまして。そんな中で補助金を創設したらどうかというようにお話でございましたけれども、もともとその原価が安いものに補助金何割もしても、その補助金の申請手続きの煩わしさも出てくるわけで、私は、余り効果として期待できないんじゃないかなと正直思っています。そういうことが全国的に家庭用の防犯カメラに対しての補助制度がないという、コストと煩わしさを比較してそういう感じになっているのかなと感じたところです。ただ、これに関しては、他の市町村の取組状況等も少し情報収集をさせていただいて、調査・研究を行った上で判断をしたいと思っております。

防犯カメラは、犯罪抑止につながるということは本当に重要なことだと認知をしております。ただ、先ほど申し上げました行政区向けの防犯カメラ制度に関しては、補助の制度がちょっと難しい、厳しい制度になっているということもあるのかもしれませんが、まだまだ申請が少ない。防犯灯に比べたら圧倒的に少ないというのが現状でございまして。そういうことを踏まえて、さっきの補助金の見直しもそうですけれども、まず行政区長さん方に対して、防犯カメラ設置の補助制度があることを周知をする、そしてまたそれが犯罪防止・抑止につながっていくんだということの情報提供も行いながら、まずは、地域での防犯カメラの必要性をアピールして、地域の安全を守るという意識を高めていけたらなと思っております。

最後に、安心・安全なまちづくり推進自治体というイメージを発信することはどうかというようにお話でございましたので、今回の防災まで言ってしまったらちょっと問題が大きくなりますので、まず防犯的な意味で、防犯対策ということに限って、私の考えを述べさせていただきます。

防犯対策につきましては、まず、本市で発生している犯罪認知件数を減少させなければな

らないということが非常に重要ではないかなと思っております。実際、自転車窃盗等がかなり実は多いんですけども、そのような犯罪の調査・分析を行って、警察などの関係機関と協力して効果的な対策を講じることで減少につなげたいと考えております。

対策の一環としまして、現在、宇土市交通安全パトロール隊、これは議員の皆様もこれに加わって活動されている方もおられますが、こういったパトロール隊や防犯協会、宇城警察署等の関係団体と連携しまして、日頃からの防犯体制を強化することで、地域の治安維持に一層努めていかなければならないと思っております。また、先ほど市民環境部長が答弁しましたように、電話でお金詐欺に関する広報記事掲載等の文字による防犯対策だけでなく、宇城警察署署員からの防犯に関する講話ですとか、宇土駅周辺での自転車の鍵かけ啓発活動等、顔が見える防犯活動を行うことで市民の防犯に対する意識の向上を図っているところでございますが、そのあたりも強化しなければならぬと思っております。自転車の盗難に関してですが、宇土駅がかなり多いというのはもうお分かりだと思うんですが、この間、交通安全推進協議会のときに意見があったのが、住吉駅でもかなりやられているという話でした。ですから、これはやはり分析をしなければ、宇土駅が自転車多いから盗まれるわけじゃなくて、住吉駅にはかなりよその人が来られて、ジンベエ像のところに行って、長部田海床路で乗り捨てられているという件がかなりあるということです。こういったところをやはり分析していかないとなかなか分からない。宇土駅だけ減らしても、網田駅とか住吉駅でそれが増えてしまったら何にもならないということ、そういう意味では分析が必要だということをつけ加えさせていただきます。

今後はこれらの活動を強化しますとともに、先ほども申し上げました、防犯カメラの設置をやはり推進する必要があると思いますし、人の目が少ない場所や地域でも住民の安心感を高めることは非常に重要なことだと思います。そういう面で、安心・安全なまちを実感していただけるように努力して、ひいては、安心・安全なまちづくり推進自治体として認知されることで、定住・移住の促進につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。防犯カメラの普及については、第一に犯行を思いとどまらせる、犯罪の予防・抑止効果。第二に犯罪に対する不安を取り除き、住民への安心感を高める効果。そして第三に録画映像で犯人を特定する犯罪捜査への貢献効果という三つの効果があると言われております。今、元松市長からの答弁をいただきまして、前向きにこの防犯カメラについては、これは行政区への補助になりますが、上限額の見直し、増額を検討したいということですのでよろしく願いをしておきます。それから、その中で触れられました一般家庭への防犯カメラについては、私も調べると何千円の世界というか、

そういうところから安いものはあります。私は先ほど一般家庭にもという際に、一定の条件を定める必要があるという言葉を使ったわけなんですけど、やはり室内に使うものまで補助をしてたらとんでもないことになるので、やはりそこは営業とかそういうことではなくて一般家庭であり、そして通り沿いに面したところに付けることが条件とか、何らかそういうようなルールを作って、そういう工夫をすることもこれは全体の防犯につながるんじゃないかなというふうに思って、提案をしたところでございます。ただいま市長答弁の中で、行政区からの設置補助の申請件数は少ない状況というような話もありましたけれども、これはもう行政区の持ち出しが10万円を超えるために、正直手が出せないために実績が上がっていない。昨年が4件しか上がっていないということは、そこにあるんじゃないかなというふうに思います。また、他市町村の情報収集という話がありましたが、情報収集は大変重要なことだろうと思いますが、その上でですね、まずは宇土市が率先して他より一歩リードする形で取り組むことが、この安全・安心なまちというイメージの構築につながっていくんじゃないかなと思います。どうか防犯カメラにつきましては、積極的に設置を促していただき、また補助制度についても使いやすい補助制度にしていきたいと思いますというふうに思います。

そういうことで、次の質問に移りたいと思います。それでは、次は網田地区におけるライドシェアへの取組について質問をいたします。まずは、網田地区を運行する鉄道、路線バスのコロナ禍前と直近の利用状況、そして予約型乗合タクシーの導入からこれまでの利用状況について、加えて、予約型乗合タクシーの利用拡大を図るためのPRの状況について、光井企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、鉄道につきまして、JR九州が公表しております三角線の日1キロ当たりの平均乗客数は、コロナ禍前の令和元年度は1,187人、直近の令和4年度は825人で、約3割の減少になっております。

次に、路線バスにつきまして、産交バスから報告がっております、10月から9月までの1年間を事業年度とする宇土三角間の乗車人数は、コロナ禍前の令和元年度は2万3,156人、直近の令和5年度は1万6,860人で、約3割の減少になっております。

そして、令和3年10月から運行を開始しました予約型乗合タクシーにつきましては、10月から9月までの1年間を事業年度とする乗車人数は、令和4年度は679人、令和5年度は867人で、約3割増加しております。

PR関連につきましては、予約型乗合タクシーは、これまでデマンドバスというふうと呼んでおりましたが、高齢者にとって分かりにくいという御意見をいただいておりますので、親しみやすい愛称を地元の小学生から募集し、今年度から予約型乗合タクシーのりのり号と

名称を改め、市の広報紙や社会福祉協議会の高齢者のための生活支援便利ブックに掲載したほか、高齢者の介護予防教室に出向きましてPRを行い、地元の皆さんの利用促進を図っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。鉄道、路線バスについては、コロナ禍前に比べ、約3割落ち込んでいるとのこととあります。ただし、鉄道については令和5年度と令和4年度の比較ということで、若干令和4年度までは、コロナの影響を引きずっていた頃だろうというふうに思います。令和5年度一番直近で実績はどうだったか、回復したのか、担当課におかれましては、このことを注視し分析を行うことが重要ではなかろうかというふうに思います。回復傾向にあることを願うところでございます。一方、予約型乗合タクシーのりのり号、大変この名前がのりのり号、良いですね、そう思います。のりのり号については、PRの甲斐もあって約3割増しと少しずつ利用者も伸びているようであります。この予約型乗合タクシーにつきましては、令和元年7月、網津・網田活性化議員連盟で、佐賀県吉野ケ里町そして伊万里市の乗合タクシーを視察したのちに、宇土市の新たな地域公共交通の在り方について提言をまとめ、元松市長に提出したことを思い出します。執行部におかれましては速やかに対応をいただきまして、翌年度に交付金を活用したデマンドバス、現予約型乗合タクシーの導入が実現しました。私たち網津・網田の議員におきましても、大変思い入れのある事業であります。現状、大変有効な交通手段であります。一層の利用促進、PRに努めていただきたいというふうに思います。

それではここで、国が進めるライドシェアの概要と自家用有償旅客運送、いわゆる地方版ライドシェアについて説明をお願いいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

昨今、報道でも多数取り上げられています日本ライドシェアは、道路運送法上、自家用有償旅客運送に当たり、二つに大別されます。

まず一つ目は、道路運送法第78条第2号の自治体やNPO法人などが実施主体となり、タクシーやバス等の交通事業者による輸送ができない地域で、自家用車を活用し、地域住民又は観光客の輸送を行う、いわゆる自治体ライドシェアと呼ばれている制度です。これは従来から実施されております制度で、現在、タクシー事業者との共同運営の仕組みの構築、運送区域の設定の柔軟化など、使いやすい制度への見直しが行われているところです。

そして二つ目は、道路運送法第78条第3号に新たに追加されたタクシー事業者が主体となり、地域の自家用車、ドライバーを活用する自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシ

ェアと呼ばれるものです。タクシー事業者の管理のもとでタクシーが不足する曜日、時間帯において自家用車の活用が認められ、タクシー事業者や自治体からの申出により、東京や大阪、福岡などで順次区域が拡大されているところです。

議員御質問の地方版ライドシェアは、一つ目に説明いたしました、道路運送法第78条第2号の従来から実施されております自治体ライドシェアと呼ばれている制度に当たります。深刻化しておりますタクシー、バスのドライバー不足に対応するために、近頃、国において制度の見直しが進められておりまして、活用の幅が広がりつつあります。今後の国の動き、他の先進の自治体の取組等も注視していく必要があると考えます。

このような中、本市においては、高齢化の進展により、きめ細やかな輸送サービスが求められることから、予約型乗合タクシーのりのり号につきましては、交通事業者の運転手不足と高齢化により業務負担も深刻化しておりまして、輸送サービスの維持、拡充もままならないのが実情です。そこで、交通事業者の業務負担を軽減し、輸送サービスの維持拡充と利用者の利便性向上を目的に、国庫補助金を活用して、予約型乗合タクシーの予約・運行管理をシステム化するための補正予算を、本定例会に上程させていただいております。

高齢者にとっても操作しやすいLINEで予約ができて、ライドシェアを導入することになった場合にも活用できる拡張性のあるシステムを導入したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。まず、ただいま企画財政部長の答弁で最後に取り上げられた部分ですけれども、予約型乗合タクシーの予約・運行管理をシステム化することについては、業務負担の軽減を図る一方、利用者の利便性を高めることにつながるものと思います。先ほども触れましたが、この予約型乗合タクシーは、現状の網田地区の公共交通では、高齢者をはじめとする交通弱者にとって最も使い勝手のいいドア・ツー・ドアの公共サービスであります。しかし、この乗合タクシーも完全とは言えない不都合があります。それは市民でなければ利用できないこと。つまり宇土市外からの観光客等の来訪者は利用できません。また、また運行日が決まっていること、裏を返せば運休日が当然あります。また便数、目的地が限定されていることという、こういうような制約が乗合タクシーにはあるわけであります。そこで、今回の質問の趣旨は、網田地区において鉄道・路線バス・予約型乗合タクシーに次ぐ第四の公共交通手段の提言にあります。道路運送法第78条第2号、自家用有償旅客運送、いわゆる地方版ライドシェアの導入についてであります。この制度は以前からあるということは、今部長からもありましたけれども、以前からの事業として存在しておりまして、八代市泉町の五家荘地域では、一般社団法人五家荘地域プロジェクトが行政と連携し、自家用車を活用した取組を既に昨年1月から「ごかぐるま」という名称で運行

をしております。部長答弁のように、昨年秋、国の制度の見直しによって、さらにより活用の幅が広がり、より使い勝手が良くなってきているというところであります。今回の一般質問については、網田地区においてライドシェアへの取組が必要不可欠との考えから、また、現状の公共交通ではどうしても不都合な点があることから、質問に立っております。今からそういうところを少し例を出して紹介をしたいと思っておりますけれども、網田地区においては、以前タクシー会社が存在しておりました。以前、網田地区を拠点として長く営業されておりましたタクシー会社さんが、約30年前に宇土町に拠点を移されまして営業をされておりましたけれども、数年前に廃業をされました。これによって、網田地区は完全なタクシー空白地帯となったわけであります。タクシーのいいところは、ほかの公共交通の足りない点を埋めるところにあります。当然貸切でありますから、利用料金はそれなりに高くなりますが、高齢者が多く、観光客等の来訪が多い網田地区にとっては、大変必要とする公共交通でありました。過去にこのようなことがありました。網田地区にタクシー会社がなくなってからの話ではありますが、網田駅に降り立った来訪者が宇土町からタクシーを呼んで、宇土マリーナまで乗車したところ、乗客と運転手の間で料金を巡るトラブルが発生いたしました。宇土町からタクシーを呼んで40分待って乗車して、マリーナまでは5分程度で到着したわけですが、タクシー会社の料金システムがうまく伝わっていなかったらしく、宇土町から網田地区にタクシーを呼ぶ場合、あらかじめ数千円の加算料金が設定をされておりました。たしかそのときは3千円だったろうというふうに思います。乗客そしてタクシー会社、どちらの肩を持つにもどうにも言いようのない、双方に同情できるような、何とも言えないようなケースが発生したわけですね。つまり、宇土町からタクシーを呼ぶこと自体が理にかなっていない、どちらにもメリットがないことを証明した事案であったかというふうに思います。したがって、商いにならない以上、網田地区がタクシー空白地から脱却することは、これはもう今から未来永劫不可能というふうに私は思います。そこで、このような不都合を解消する交通手段が、今回のライドシェアではないかなというふうに思うわけであります。通院や食料品・日用品等の買い物に苦慮する交通弱者、あるいは網田内を巡るためには徒歩以外には手段がない観光客等に対して、地方版ライドシェアの導入は最も適しているというふうに考えるわけであります。なお、このライドシェアに取り組む場合の受け皿として、社会の第一線を退き、しかし地元ではまだまだ若い部類の住民がたくさん網田にはおります。こういう人たちの中にはこれからの余生で社会に貢献したいという高い意識を持った人も多くおられます。社会貢献ができて、なおかつ収入にもなり、生きがい対策にもつながる事業にきつとこのライドシェアはなり得るんじゃないかなというふうに思うわけであります。市の支援があれば、網田地区の住民力でNPO等を組織し、運営を担うことも十分可能と私は考えます。網田地区における地方版ライドシェアへの取組について、元松市長の見解をお尋ねいた



します。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の地方版ライドシェアは、先ほど企画財務部長が答弁したとおり、国において使いやすい制度改正の動きが活発化をしております。

網田地区や網津地区には、宇土マリーナ、御輿来海岸、長部田海床路など市民だけではなく市外からもたくさんの方が集われる交流拠点が幾つもあります。地元の皆さんの御協力によって、映画やSNSの撮影地にも選ばれ、鉄道を利用して訪れる観光客も増加してきておりますが、今後またこのPRをしていくことで増加させたいという思いで、今動いております。

市におきましては、地域公共交通計画におきまして、将来的には駅などの交通拠点から観光地を結ぶ交通ネットワークの構築を目指しております。ただ、交通事業者の運転手不足、高齢化が本当に深刻な問題になっております。特に、私たちが普段何気なく利用しているタクシーでございますけれども、もう運転手さんがいない、車が出せないという状況があって、経営者の方と私も先日お話をしたんですが、このままでは業務継続ができないというような話をされておられます。このタクシーというのは特に昼間、お年寄りが病院とかに行かれるのにも相当利用されていて、ここに車が出せない状況になっているという話を聞きました。そういう意味で申し上げましても、やはり公共交通の大事さ、これを守っていくというのは非常に重要だということを改めて感じているところです。

そういう意味でも交通事業者に頼るだけではなくて、市民、地域が一体となって、地域公共交通を維持・確保していくための新たな取組が必要になると考えております。

その新たな取組として、他の自治体ではシェアサイクルを活用した観光客へのきめ細やかな移動サービスの提供が増えております。例えば住吉駅、網田駅に電動型のシェアサイクルを置くことで、人の手を借りずに自分で行けるような環境をつくり出すということですね。こういったことは市のほうでも可能性はあるものとして捉えているわけでございますが、そのほかに議員御提案のNPO法人が主体となって、自家用車を活用し移動サービスを有償で提供する地方版ライドシェアも、有効な新たな取組ではないかなと思っております。

このような中、本定例会に補正予算を上程しました予約型乗合タクシーの予約運行管理システムも、将来的にライドシェア導入を見据えた拡張性のあるものを採用したいと考えております。

地方版ライドシェアを導入するに当たっては、安全体制を確保することや地域住民、宇土市、NPO法人、バス、タクシー事業者など、地域の関係者において協議が整うことなどが諸条件となっております。市としましても、地域の皆様の御協力なくして持続可能な移動手

段の確保は難しいと考えておりますので、今回の議員御提案の実現に向けて、諸条件をクリアできるか調査・研究し取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 前向きな答弁ありがとうございました。ちょっと話は変わりますが、これまで議会で何回か紹介をしておりますが、ただいま市長からもちょっとお話があったのですが、森山未来さんという役者がおられますけど、森山未来さんのハリウッド進出映画ということで、「大いなる不在」という映画を何回かこういう場でお話、紹介してきたところですけども、封切りが7月12日から、熊本の映画館でも公開されるというようなことであります。第67回サンフランシスコ国際映画祭グローバル・ビジョンアワードという賞を受賞している作品だそうです。聞くところによりますと、そのラスト残り20分ぐらいに、網田で撮影されたシーンが多く出てくるという話も聞いております。これも楽しみにしております。どうか市長も副市長も教育長も、そして職員の皆さんも、議会の皆さんもですね、是非とも観ていただきたいなというふうに思うわけであります。今回、こういうような質問をさせていただきましたが、網田地区はこうやっっているいろいろな形で、いろんなところで報道とかで、こうやって映画もマスメディアで取り上げていただきますと、やはりすぐお客さんが来るような時代になってきました。そういうことで、これを機にですね、こういう映画を機に網田の中をですね、観光資源を巡ってみたいとか、そういうような動きも出てくるだろうと思います。そのときに先ほども言いましたけれども、徒歩以外に手段がない今こういう現状ですので、やはりせつかくですね、こういう流れが来つつありますので、行政側としましてもこの網田地区におけるライドシェアの導入というのは、大変有効な施策じゃないだろうかと思えます。これを機に、また私ども網田の隣の網津地区もありますので、そういうふうに広げていくこともできるんじゃないかなというふうに思っていますので、いろいろと執行部のほうで研究されて、前向きに取り上げていただきたいというふうに思います。

今回は、犯罪のない安心・安全なまちづくり、網田地区におけるライドシェアへの取組について質問をいたしました。対応いただきました執行部、担当職員の皆さんには大変お世話になりました。これをもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時40分から再開いたします。

-----○-----

午前11時33分休憩

午前11時40分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） こんにちは。お疲れのところ失礼いたします。宇土市政研「志」の今中でございます。通告に従い、今回は三つの質問をさせていただきます。まず一つ目に、新型コロナウイルス感染症とワクチンについて、そして、二つ目に中学歴史教科書の選定について、三つ目に運動公園周辺の整備について、以上3点を質問させていただきます。一つ、もろもろ申し上げますけれども、断っておきますが、日頃よりこの実務に当たられる職員の方々には、日頃から感謝をして敬意を表しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） それでは、早速質問に入らせていただきます。まず第1問です。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について質問をさせていただきます。

これまで幾度となく、コロナワクチンについては取り上げていますので、前段は省きます。今回補正予算案にも計上されておりますが、令和6年秋以降に予定されている新型コロナワクチン定期接種、対象者や接種スケジュール、ワクチンの内容、市の助成額・自己負担額はどれぐらいあるかを教えてください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

今年の秋冬に行われる新型コロナワクチンの定期接種の対象者は、季節性インフルエンザワクチンの接種対象者と同様に、65歳以上の方及び60歳から64歳で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを持つ方となります。

次に、接種のスケジュールは、感染の状況やワクチンの有効性に関するデータを踏まえ、インフルエンザワクチンと同様に毎年秋冬に1回接種することになっています。

今年度使用するワクチンは、新型コロナウイルスのうち、流行しているウイルスの変異や系統の状況に対応したワクチンを接種するため、現時点では未定です。接種するワクチンは、その時々流行に合わせ、当面の間は、毎年見直すこととなっております。

ワクチン接種の費用の見込みは、現時点では1回当たり単価1万5,300円程度とされております。これに対し、令和5年度までは全額国の負担で実施していた特別な提供体制でしたが、今年度は定期接種への移行期における激変緩和措置として、自治体における新型コ

コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業が実施されます。これにより各自治体から、厚生労働省に事業計画及び事業実績報告書の提出を行うことで、ワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターを通じ、1回当たり8,300円の助成金が支給されます。

そこで、本市におきましては、今市議会定例会に補正予算案として、残りの7千円のうち、市からの助成として1人当たり4千円、6,200人分を上程しており、接種される方の自己負担は3千円になる見込みです。なお、この負担割合は、同じく定期接種である季節性インフルエンザ予防接種費用と同率としております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。コロナワクチンですね、3年ほど前に始まりましたが、接種開始当初はワクチンの有効性は95%と公表されておりましたが、結果、全くのたまたま、うそだったわけです。多くの方が感染し、多くの方が重症化し、多くの方が亡くなりました。今後接種予定のワクチンの有効性、エビデンスを教えてください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されております。

なお、特例臨時接種は令和5年度末で終了し、現在接種は行われておりません。今年予定されている秋冬接種に使用するワクチンについては、先ほど答弁しましたとおり、流行の主流であるウイルスの系統や変異の状況、ワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて今後選択される予定です。

有効性やエビデンスについても、そのタイミングで公表されると考えられるため、現時点では情報がありません。情報が入り次第、接種を検討される市民の判断材料となるような周知を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。有効性やエビデンスなどがまだ示されていないのに、予算を付けることは私はあり得ないと思っています。これまでの有効性も国民は騙されていたわけですから。もし、国がそのエビデンスや有効性を示さずに体制が敷かれたのならば、宇土市としては接種を延期するぐらいの気概を持ってほしいと私

は思っています。

次にいきます。過去の議会で紹介のとおり、全国では健康被害を訴える方が絶えません。国の新型コロナワクチン健康被害給付金ですが、令和5年度当初予算、これは国の予算ですね、当初予算では、約3億6,000万円計上されていましたが、補正予算の要求額が394億1,096万6千円だったんですね。約110倍になったんですよ。なのに、国はまた進めようとしているんです。世界で日本だけです。そこで新型コロナワクチン接種により健康被害を生じ、健康被害救済制度の申請をされた方は、この宇土市において何名いるのか。また実際に健康被害認定とされた方の人数やその内容、またその次の質問予定でしたが、救済制度を申請していない方の状況も伺いたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市におきまして、新型コロナワクチン接種に伴う健康被害救済制度の申請をされた方は、本日現在5名、内訳は令和3年度3名、令和4年度1名、令和5年度1名となっております。

その5名のうち、健康被害と認定された方は2名、却下された方が2名、1名は現在厚生労働省において審議中となっております。

次に、健康被害と認定された方の状況について御報告します。

1例目の方は令和3年8月に接種された方で、治療に要した4日間について健康被害が認定されたため、医療費及び医療手当を支給いたしました。

2例目の方は令和3年7月に接種された方で、現在も治療継続中のため、予防接種健康被害者健康手帳が交付され、医療費及び医療手当の支給を行っております。

申請をしていない方の状況でございますが、新型コロナワクチン接種による健康被害については、医療機関等から報告されることがないため、健康被害救済制度の申請に伴う相談以外は市で把握することはできません。

先ほど申し上げました健康被害救済制度を申請された方のほかに、市がワクチン接種後の体調不良の御相談を受けたのは2件となっております。

これらの方に対しまして、まずは症状軽快のために医療機関の受診やかかりつけ医での相談を勧め、併せて健康被害救済制度申請の説明を行っておりますが、現時点でその方々からの申請は行われておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。申請された方が5名いらっしゃるということでございます。却下された方もおられますが、健康被害に実際に遭われたのは事実だというふうに思います。また、相談も2件あったということでした。因果関係が認めら

れなかつただけだと私は考えています。新聞やテレビ、また自治体で、この健康被害のことが発信されていないから多くの国民が気づいていないだけで、潜在的には桁が違うくらい私はいらっしゃると思っています。

そこで、ちょっと資料を見ながら、現在のコロナワクチンの状況について説明をしたいと思います。この上の円グラフが死亡された方で、その申請をされた方が1,353件、認定されたのが593件で、因果関係を否認されたのが204件、未着手が554件ということが今年の5月20日現在の数値でございます。その下が健康被害救済、宇土市で申請自体を5件されたという方の内容です。1万1,134件となっております。否認がちょっとこれだけありますよね。ちょっと資料を飛ばすと、5番目の資料ですね、こちらは愛知のCBCテレビ、ローカル局なんですけれども、こちらで3年間ずっとこのワクチンの後遺症を取り上げてくださっています。そこで、この接種後5秒後に倒れた方、ずっと体調不良の方も申請されているそうなんですけど、否認なんですよ。このケースでも否認であるということをは是非皆さん受け止めてほしいというふうに思います。続いて、この右のほうですね、これまで1977年2月からワクチンを、いろんなコロナワクチン以外ですね、インフルとかいろんなワクチンがありますけれども、この46年ぐらいで接種された死亡認定数が158件なんです。対して、このコロナワクチンは596件と。僅かこの3年で3倍以上の件数があるということも改めてここで御報告させていただきます。後は詳しく自分で見ていただきたいと思います。このように国賠訴訟が始まりましたというのは、皆さんも御存じ、コマーシャルで有名な弁護士事務所でも、このワクチン被害が多いということを押えて、そこでも代理人を受け付けますということで始まった、そういうことです。C型肝炎の訴訟が結構多いですけれども、それと同じくらいじゃないかということで、弁護士事務所が受けているわけでございます。こちらがですね、今回65歳以上の方とそのいろいろ基礎疾患のある方に接種の体制を敷くということなんですけども、このインフルエンザとコロナワクチンを比較して65歳以上の接種数と救済制度の死亡認定数を比較したものです。100倍ぐらいの差がございます。そして最後に、これが4月15日現在ですけれども、ワクチン接種後死亡した方、副反応者、うち重篤者、この重篤者というのは先ほどのような方、そのような方が9千人ぐらいいらっしゃるということでございます。これぐらい状況があると。皆さんは知らないですよ、自分から情報を取りにいかないと分かんないんですよ。だって、メディアと新聞が報じないから。何が敷かれているのか分からないけど、報じないんですよ。このような状況があるということです。

以上を踏まえてですね、私は市が助成してまで接種を推奨する必要はないというふうに思っているんです。ですから、ちょっとお伺いしたいのは、じゃあ市が助成してまで接種を推奨する大義、ここについてお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、現在も流行は続いておりまして、インフルエンザ同様、高齢者や基礎疾患がある方等が罹患すると重症化し、場合によっては命に関わる危険性があります。

今年の秋冬の定期接種の対象となる65歳以上の方及び60歳から64歳で心臓や腎臓に疾患がある方などは、医療機関や高齢者施設等で集団生活を送る方も多く、引き続き感染拡大に留意する必要があります。

次に、新型コロナワクチンの定期接種に要する自己負担額は、市の補助を行わない場合には7千円程度と見込まれ、新型コロナウイルスへの感染を心配し、ワクチン接種を希望する市民の方にとっては大きな負担になると考えます。

市がワクチン接種の補助を行う理由としては、積極的にワクチン接種を推奨するものではなく、新型コロナウイルスの感染や重症化を心配される市民が、ワクチン接種による効果や副反応のリスク等を十分に考慮した上で、季節性インフルエンザワクチンと同様に、接種を希望される場合の経済的な負担を軽減するために実施するものです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。理由は分かりました。市の立場も理解します。しかし、助成金を出してまで推奨したいのならば、今後接種された方が健康被害を訴え、国が認めなかった場合は、是非市で医療の財政を負担すべきだと私は思います。また、かねてから申しているコロナワクチン健康被害のための窓口開設を求めます。先進地は、例えば大阪府泉大津市です。かなり多くの市民を救っておられます。ワクチンのみならず、コロナ後遺症の救済も含めて、是非、泉大津市の取組を参考にしてほしいなというふうに切に願います。それから一つ紹介させていただきます。いつの議会だったかちょっと忘れましたが、私が、このコロナワクチンは5年間の接種記録を保存すると定められていると思うんですけども、このワクチンは何年にもわたって接種されて被害も多いことから、接種記録を延長できませんかという質問をしたことがございました。このワクチンに関して異議を唱えている全国の議員の有志がいるんですけども、その中で、この茨木市議会の塚議員の提唱のもとに、こうやって広がっていったんですけど、国はまずやろうとしなかったんですが、この地方の動きを見て国がついこの前、5月22日の毎日新聞の記事ですけども、厚労省は保存期間の延長を認めているということでございます。ですから、何が言いたいかって、私がこう言っていることに、もうちょっと耳を傾けていただきたいなと思うんです。是非、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。我が国日本は、神武天皇即位以来、2684年にわたり続いてきた世界最古の国家でございます。時の権力者が変わっても日本は日本であり続けました。その根幹は天皇陛下の存在があります。権威と権力を分け、時の権力が変わろうとも天皇陛下を別格の存在として敬ってきたからにほかなりません。我が国は2000年以上何度も途絶えようとしつつも、男系の血筋を継承してきた万世一系の存在であり、まさに他国から見れば奇跡の国でございます。それを示す根拠としてあるのが、世界最古の歴史書、古事記と日本書紀であり、この編纂は天武天皇が行った国家プロジェクトして行われたものであり、この政府見解を現在に至るまで踏襲していることは日本国家としての事実であり、まさに日本の原点であるというふうに思います。古事記に書いてある日本の成り立ちにおいては、神話から始まることもあって、いろいろな御意見があることとございますが、720年に完成した日本書紀が始まりだとしても、我が国は1304年にわたり、日本書紀を編纂し続けている世界で最も長い歴史を持つ国であるということは事実でございます。それにもかかわらず、世界唯一無二の事実を一番知らないのが、残念ながら我が日本の国民でございます。もともと大東亜戦争前の教科書である国史には、天照大神、神国、神武天皇などの言葉が並び、世界最古の歴史書物である古事記、日本書紀に由来する教育が行われていたことが分かります。我が国日本は、1945年に終戦を迎えたわけとございますが、その後の日本は1952年まで実質的な戦勝国の集合体GHQの占領下に置かれていました。大東亜戦争の際に、日本軍の強さに脅威を感じた各国がその原因を徹底的に調査して、日本精神を骨抜きにする。そのためにGHQは占領政策を日本政府に指令する間接統治を始めたわけとございます。多くの公式文書の中に、日本がアメリカに二度と歯向かわないようにすることが目的であったと記載があることから、占領政策をもって日本の弱体化を目指したことが分かります。我が日本が世界一歴史の長い国であること、その国の成り立ち、古事記の内容、一言一言に意味がある大和言葉の特異性、大東亜戦争、その後の近現代史について多くの日本人は答えられません。まさにそれこそが日本精神を骨抜きにし、日本を弱体化させるためのGHQの政策であると言えるわけです。その一つが歴史教科書であるというふうに思います。今、このように私が話していること、また今中は個人的主観を述べていると思われている方がいるかもしれませんが、そのように思うことこそがGHQが介入した間違った教育を受けている証でございます。私は今回主観や私感ではなく、事実を基に発信していますので、まず先に断っておきます。

さて、GHQは日本国憲法の制定のみならず、皇室改革、政治改革、公職追放や財閥の解体、労働三法の制定など、労働改革そして教育改革と戦後日本の民主化計画を実行してまいりました。そして日本人から誇りと神話を奪おうとしたわけとございます。2009年10月に、イギリス紙エコノミストが調査した自国に対する誇りが高い国のランキングにそれが



表れています。世界33か国中、自国に対する誇りが最も高い国はオーストラリア、日本は中国やロシアよりも低い33か国中最下位でございました。四季折々を感じられる風土に、この80年近く戦争や紛争もなく、犯罪も少ない、物質も豊かで識字率も高い、道路が山奥まで隔々に整備され、蛇口をひねれば当たり前のように水が出て、たとえ生活が困難になっても助けてくれる制度がある。それなのにもかかわらず、これだけ自国を誇りに思う国民が少ないということは、大変残念なことでございます。また、この自虐教育は、日本人全体の自己肯定感にも影響を与えます。2014年に内閣府が発表した日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの7か国の13歳から29歳を対象にした自己肯定感に対する意識調査では、「自分自身に満足しているか」の問いに対し、トップのアメリカが86%、日本は最下位の45.8%、日本以外の6か国は全て70%を超えており、日本と25%以上の開きがあるんです。また、国立青少年教育振興機構が2018年に、日本、アメリカ、中国、韓国の4か国の高校生に行った調査の中で、「私は価値のある人間だと思うか」という問いに対し、トップのアメリカが83.8%、2位の韓国が83.7%、3位中国が80.2%に対し、日本は44.9%というあまりに低い結果から、世界の中で日本が突出して自己肯定感が低いことが分かります。昨今のひきこもりの国民が増えている状況が、まさに示しているというふうに思います。20世紀を代表するイギリスの歴史考古学者アーノルド・J・トインビーは、世界中の民族の歴史を調べた結果、「12歳から13歳までにその民族の神話を学ばなかった民族又は自分たちの国の神話を教えない民族は、100年以内に例外なく滅びている。」という言葉を発しています。終戦から既に80年が経とうとしています。世界広しといえども、自国の成り立ちや神話を学校で教えていないのは、先進国は日本だけだと言われております。今、日本はおかしくないですか、皆さん。そう思いませんか。あと20年以内ですよ、滅びるの。戦後それを押し付けた連合国の国々も日本では禁止させておきながら、そのことの重要性については十分に理解しており、自国で当たり前のように建国の歴史や神話を教えているんです。日本人としての誇りを感じることができない、自分のことを肯定できない、そんな状況で国や地域、人を愛する心が育まれるはずがございません。日本人が日本人としての誇りを持つためには、まさに日本の原点、日本の成り立ちである神話、脈々と受け継がれてきた大和言葉の言語、2684年受け継がれてきた縦糸である皇室、天皇陛下の存在、そしてGHQ占領政策以前の教育である近代史、これをしっかり伝えていく必要があるというふうに思います。日本人が日本を愛することができなくて、地域や人に対して愛着を持てるはずがございません。愛国心、郷土愛を育む教育こそが、これからの日本に必要なことであると考えます。とはいえ、戦後多くの有志たちが、国会やメディア、集会などでそのことを発せられていますが、全く今教育に変化がないことを考えると、文科省主導の教育はあてにはできないともう見定めるべきかもしれません。なので私は、

この場に、宇土市だけでも、宇土市の子どもだけでも真実の歴史を知って、自国に誇りを持ち、自己肯定感も高く、愛国心、郷土愛に溢れる教育をやってほしいという思いで立っているわけでございます。

今回は、そんな教育の神髄である中学歴史教科書について質問をいたします。本年度は中学校で使用する教科書の選定の年度でございますが、その中で歴史教科書について、採択基準、採択体制、採択期間、委員の選任などについて伺いたいと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、教科書の選定につきましては、令和2年12月定例会の今中議員に対する答弁内容と重複しますが、御了承ください。

本県においては、熊本市を除く10地区を教科書の採択地区として設定しており、本市は、宇城市及び美里町の2市1町で構成された採択地域として、この地域内で使用する同一の教科書を教科ごとに共同採択しております。

次に、教科書の採択基準につきましては、熊本県教育委員会において学習指導要領の趣旨にのっとり、各教科の目標達成に適したものであること等、複数の基準が定められております。

歴史教科書の採択基準に関しては、具体的には「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うための工夫がなされていること。」と定められております。

なお、宇城地区での歴史教科書の採択においては、令和2年度の採択の状況で申し上げますと、6種類の教科書の中から東京書籍を採択しております。

次に、宇城地区における教科書の採択体制等について申し上げます。

宇城地区では、まず、2市1町の教育長で構成された採択協議会を立ち上げ、管内小中学校の校長の代表、市町教育委員会の代表、学識経験者及び管内小中学校の保護者の代表で組織された選定委員会に対し、教科書の選定を諮問します。

さらに、選定委員会では、教科書の選定に関する専門的な事項を調査・研究するために教科書研究会を置き、実際に授業を行う現場の教職員が教科書研究員として選任され、調査資料の作成や選定委員会への調査結果の報告を行います。

その後、採択協議会で審議し選定された教科書については、最終的に各市町の教育委員会において合議し、採択する流れとなり、教科書採択までの期間は、約4か月となっております。

なお、先ほど申し上げました採択協議会、選定委員会及び教科書研究会については、各

委員が公平公正な環境で外部からの不当な圧力にさらされないことがないよう、教科書採択の審議等の傍聴は認められてない状況となっております。

また、各委員の選任においても、教科書採択に利害関係を有するものは委員として選任できないものとなっており、教科書の選定期間中、各委員は教科書発行者と接触することがないよう細心の注意を払っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時10分から再開いたします。

-----○-----

午後0時10分休憩

午後1時09分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

今中真之助君

○7番（今中真之助君） それでは、午前に引き続き質問をさせていただきます。中学社会の歴史教科書についてでございます。先ほどの質問に続いて、東京書籍が採択されている理由を教育長に伺います。お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、宇城地区における中学校の歴史教科書の直近10年間の採択状況を申し上げますと、平成27年度から本年度まで学習指導要領の改訂等もあり、計3回の採択替えの時期がありました。いずれも採択協議会において東京書籍の教科書が選定され、その後、各市町の教育委員会で採択しております。

宇城地区の採択協議会で当該教科書が選定された理由としましては、県の採択基準を満たしていることはもちろんのこと、次の点が他の教科書に比べ優れているとされております。

一つ目が、歴史を捉える見方や考え方を生徒に習得させるための記述が、教科書の最初の部分に十分記載してあること。二つ目が、人権問題について学習内容と関連付ける配列がなされていること。三つ目が、基礎的・基本的知識がバランスよく配列されて見やすく、使いやすいこと。四つ目が、政治的な表現に偏りがなく中立性を保っていること。

以上の4点が、採択協議会において他社の歴史教科書を含め審議した結果、東京書籍の教科書が優れていると判断され、宇城地区の生徒に最もふさわしい教科書として選定されたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。私が冒頭にお話ししたような自虐史観に陥るような記載が散見されるのが、東京書籍の歴史教科書になります。全国多くの学校で採用されている教科書です。ですから、冒頭に話したような低い自己肯定感だったり、誇りを持たない国民を育てているとも考えられます。ということは、私はふさわしくない教科書であるというふうに考えますが、教育長の考えを聞かせてください。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、東京書籍の歴史教科書の選定に当たっては、宇城地区の採択協議会において、4つの点が他の教科書より優れていると判断し、選定されたものでございます。

その選定過程においては、複数の教職員が教科書研究員として、時間をかけて学習指導要領や県の採択基準にのっとったものであるかを入念に調査しており、その現場の声が適切に反映されたものであると認識しております。

議員御指摘の当該教科書が仮に自虐史観にとらわれた問題ある教科書であれば、県内の熊本市を含む11地域のうち9地域で当該教科書が採択されるはずもなく、そもそも国の教科書検定に合格することもないと思われま。

このようなことから、現在採択しております東京書籍の歴史教科書については、採択協議会において適正に選定されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。冒頭にお話ししたように、GHQが占領してから骨抜きになったんですね。これはもう事実なんです。それを基に教科書の始まりがあるから、そこにのっとった教科書しか採用されていないというふうに思います。ではなぜ、東京書籍がふさわしくないのかを説明いたします。歴史教科書比較研究会が作成した資料を見ながら説明いたしますが、その前に、改正基本教育法が定める教育目標というのがございます。ここの線を引いている部分に、公共の精神に基づきとか、伝統と文化を尊重しとか、我が国と郷土を愛するという記載がございます。これをちょっと念頭に置いて説明を聞いてほしいというふうに思います。ちょっと時間の関係で13ページから始めます。特に教科書の違いがあるのが、この近代からなんです。この6番と打ってある「明治維新の変革において、武士が果たした（自己犠牲的な）役割を書いているか」といったところに対して、東京書籍は0点、自由社の教科書は3点となっています。最高点数は3点ですね。ここの右

下にコメントがあるんですが、中学学習指導要領は明治維新について、複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や日々の努力に気づくことができるようにすることを求めています。明治政府を構成したのは武士階級出身の人々であったが、武士の身分の解体はそれらの人々によってなされたのである。だから明治維新とは、江戸時代の統治階級だった武士による自己犠牲的な性格を持つ世界に例のない変革であった。これを知ることによって、我が国の歴史に対する愛情を深めることができるが、廃藩置県の記述について例示したようにこうした観点から書かれた教科書は、この自由社しか存在しないということでございます。次に、津田梅子についての記載があります。東京書籍はこの事実だけを表示されておりますが、自由社は、津田梅子がどういうふうに関わりを交ったかに記載がございます。このコメントにあるようにですね、津田梅子は岩倉使節団に最年少で加わって留学した事実。女性の地位向上や女子教育に力を尽くしつつも、日本の伝統を重んじたことを具体的に記述しているということでございます。いろんな公式な会合には必ず和装で出席して、ここにちょっと見にくいんですけども、アメリカ大統領のセオドア・ルーズベルトに会ったときに、大統領夫人が「日本の伝統の中で大切なものは何ですか。」と質問をされた際に、津田梅子は「犠牲の精神と忠誠です。」と答えているんです。そのような記述があるのが自由社になります。そして次です。「大日本帝国憲法が日本の歴史・伝統・国柄に根差してつくられてたことを書いているか」ということでございます。東京書籍は0点。ただ、君主権の強いドイツやオーストリアなどの各地で憲法について学びましたと、この事実しか書いてありません。ところが自由社は、この明治憲法素案を書いた井上毅のことに触れながら詳しく書いているんですね。この井上毅は熊本人ですよ。教育勅語も作成した方でございます。伊藤博文から命を受けたというふう聞いています。そして9、「日露戦争をたたかった国民の気概・奮闘を書いているか」ということで、私もこれは覚えているんですけども、この東京書籍、与謝野晶子さんの詩、そして増税に泣く国民、このこういった事実が書いてあるだけで、なぜ日露戦争を戦ったのかとか、そういうことは書いてないと。でもその自由社はここに触れますように詳しく書いてあるんですね。この前、議会運営委員会のメンバーでも横須賀に行った際に乗船いたしましたけど、本当、日露戦争の壮絶な戦いを物語るものでございました。次に、日露戦争後、欧米での対日警戒感が生まれたことを書いているとか、その後、この朝鮮統治における日本の貢献とかですね、そういうのが自由社と東京書籍と大きな違いが見られます。どうしてもこの東京書籍は、自虐史観に陥るような記載が多い内容となっております。ちょっと時間の関係上、全ては説明しませんが、この資料を後で見たいというふうに思います。

以上のことから、私は愛国心、郷土愛、そして何より自己肯定感を育むことができるのにふさわしい教科書は、今は自由社以外にはないのではないかと考えるわけです。ここで、選考

スケジュールのことをお尋ねしたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

歴史教科書を含め、中学校の教科書については、本年度が採択替えの年度となっており、令和7年度から令和10年度まで使用する教科書を本年8月31日までに採択しなければならないとされております。

そのため、まず、先ほど答弁しました選定委員会において、今月実施しました教科書展示会での保護者、教職員等の意見や教科書研究員が調査・研究した結果等を基に、8月上旬までに採択協議会に答申し、その答申を踏まえ、採択協議会が教科ごとに教科書を選定することとなります。

最終的に採択協議会で選定された教科書については、各市町の教育委員会において合議し、生徒に最もふさわしい教科書を採択することとなります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。誰が選考員になるかも分からないし、時間も残されておられません。恐らくまた東京書籍が採用されるというふうに思います。ただ、ここにいる方々に本当のことを分かってもらいたい、その一心で質問をさせていただいております。ここまで、つらつらと歴史的事実に基づき、史観を含めた見解を述べさせていただきましたが、自由社の歴史教科書がふさわしいと思われませんか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

教科書の採択については、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、最終的に宇城地区内の市町の教育委員会において決定するものでありますが、その選定に当たっては2市1町で構成された採択協議会で審議し、決定することとなっております。

議員が推薦される歴史教科書においては、今回、国の中学校教科書検定で合格していることは十分承知いたしておりますが、現在、採択協議会において教科書選定に向けた入念な調査・研究の作業が進められており、教科書全体としてどのように明記してあるかなどを考慮し、総合的に判断されるものと考えております。

そのような中で、たとえ教育長といえども、どのような教科書がふさわしいかを発言することは適切ではなく、その不用意な発言によって宇城地区の採択協議会、ひいては公平な教科書採択の有り様を揺るがしかねない事態につながる可能性があると考えております。

そのため、今中議員には誠に申し訳ありませんが、この場におきまして見解を述べること

は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 確かに公平な教科書採択に当たって、教育長に特定の教科書の感想を聞くのは、私はおこがましかったというふうに思いました。失礼いたしました。選考会が終わった後に、御意見をちょっところそと教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。最後に、私見を述べます。これまでのやり取りで分かるように、戦後生まれのGHQ占領政策のもと、ねじ曲げられた教科書で学んだ方々が選考委員である以上、教科書は変わらないということです。ということは、今後も愛国心や郷土愛が育みづらい子どもたちが育っていくこととなります。であるならば、変えられないのであるならば、私がこれまで発してきたことに賛同していただけるのであるならば、副教材であったり、教師自身が教科書とは別の授業をやっていく必要があるのではないかと考える次第でございます。ここに関しては、今後意見を交わしていきたいというふうに思っております。ここで、湯徳章さんについて触れたいと思います。市長がよく発信されるとおり、湯徳章さんのことにつきましては、皆さんよく御存じだというふうに思うんですけども、湯徳章さんがなぜ台湾若しくは台南の英雄とあがめられているか分かりますか。命からがら台湾人を守ったからです。その湯徳章さんが銃で暗殺される際に、何て発せられて亡くなられたか。「俺には大和魂が眠っている。」とおっしゃられたらしいんです。大和魂とおっしゃられた理由は何か。お父様が日本人だったからです。お父様が宇土に住んでおられたから、その関係性、その御縁で、これから宇土市も台湾との結びつきを強めようとしているわけでございます。この湯徳章さんの礎もやはりこれから発信していかないといけないのかなというふうに思います。その大和魂があるんだと言って亡くなられた湯徳章さんは、恐らくお父さんから教育を受けたんではないかというふうに思います。お父さんはそのときどういう教育を受けたか。まさに、これまで私が述べたような教育だったと思いますよ。国史、これを受けているんですよ。東京書籍のような教科書の中身を受けたわけでは全くございません。私はこれからですね、湯徳章さんのことを発信するこの宇土市において、同じようにこの思いを子どもたちにも教えてほしいというふうに思います。以上で、次の質問に移りたいと思います。

運動公園周辺整備についてです。まず、市民プールについて尋ねます。市民プールのウォータースライダー撤去により、市民プールが魅力がないのではないかとというふうに考えています。私も1年に2度か3度ぐらい子どもたちを連れて利用させていただきますが、明らかに年々利用者は少なくなっていると感じています。子どもどものときに比べれば雲泥の差です。なのに管理事業者からは維持管理は大変だと伺っていますし、監視員もなり手がおらず、探

すのにひと苦勞すると聞いております。また、昨今の温暖化で夏は特に高温です。そのため藻も発生しやすく、除去に懸命に当たるも完全除去は到底できずに、苦勞むなしく汚いというイメージが利用者にも植え付けられ、利用者が減っているのではないかと推察いたします。市民プールは1977年建築ですから、もう47年経っています。老朽化も進んでいると伺っています。そこで提案ですが、本市には市立学校が10校、要するに10か所の学校プールがあります。また、一つの民間プール事業者もあります。プール利用としては学校や民間と連携できないか。またその場合、プールとしての活用をやめ、これは一例ですが、跡地をスケートパークとしての転換をすることはできないかをお尋ねしたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

市民プールの利用状況等については、ウォータースライダーが利用可能だった新型コロナウイルス流行前の令和元年度の利用者数が6,231人。それに対してウォータースライダーが利用できなく、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類になった令和5年度の利用者数が5,695人と、令和元年度と比較して、約1割程度利用者減となっております。

次に、監視業務委託料や医薬品費等の維持管理費ですが、令和元年度が508万2,841円、令和5年度が493万9,696円の支出となっており、維持管理費についてはほとんど変わりません。

次に、学校プールや民間プール事業者との連携についてですが、学校施設のプールについては、現在のところ一般市民への開放は考えておりませんが、民間施設のプールについては、先日、民間施設を訪問して現状等について調査を行ったところです。

現段階では、幼児児童やシニア会員の利用時間で空き時間が少ないため連携は難しいように感じましたが、空き時間帯の利用や曜日を限定するなどの対応で連携できないか、今後も引き続き協議していきたいと考えています。

最後に、市民プールをスケートパークに転換はできないかという御質問ですが、県内他自治体では、市民プール廃止後に他の用途に転換した事例は確認できませんでしたが、全国を見ますと市民プール跡地をスケートパークとして活用している事例はあるようです。

本市の市民プールにつきましても、昭和53年にオープンし、老朽化が進んでおりますので、今後、市民プールの在り方を検討していく中で、多様化するスポーツへの対応と併せて調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。6千人ほどの利用者を多いとみなす



か、少ないとみなすかは意見が分かれるところだというふうに思いますけれども、大人の利用料金が200円、高校生以下の子どもが100円ですから、単価平均150円として90万円の収入になります。それに対して支出が500万円ですから、公共施設といえども、これを野放しにできる状態ではないというふうに思います。一つの魅力だったウォータースライダーも、今後建設予定はないと伺っています。そしてプールとしては維持が困難な施設の状態もあり、やはり私は転換を図るべきだというふうに思います。スケートパークは、現在の指定管理者との意見交換から出た一つの提案ですが、オリンピック正式競技以降、競技人口も増えています。先日、運動公園の敷地内でボードで遊んでいる15歳の青年に声をかけました。その子は松橋から自転車で来ていました。聞くところによると、松橋はじめ、近くには禁止場所ばかりでできないと、宇土市はほかにクロス21敷地内や立岡にあるということでした。けれど、ここが一番いいということだとスポーツクラブ職員と危ないことはしない、通行人にも配慮するという約束をして楽しんでいるということでした。管理者側も容認しているということでした。それはちょっと余談でしたけれども、その青年と話す中で、私は十分そのスケートパークに関して需要を感じましたし、有料スペースや無料スペースとかがあれば、なおいいなと感じた次第です。資料から幾つかの先進事例を紹介させていただきます。ネット情報で私も実際に見に行ったわけではございませんが、このようにプールにですね、もう何かそのままこういうふうに付けてスケートパークにしている例、これは数百万円かかっていないのかな、そんな感じだったり、ちょっと大掛かりな、こういうふうに改良したりとかそういうふうな施設もございます。これは一例でございます。いずれにしても、今プールをそのまま利用するということに関しては、これは今後検討の余地があるんじゃないかなということを問題提起させていただきます。前向きに検討してほしいと思います。

次に移ります。体育館側にある慰霊塔についてです。まず、こちらの活用状況をお尋ねいたします。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、慰霊塔について御説明いたします。慰霊塔の建設につきましては、戦後33年忌に当たる昭和52年に向け、昭和51年10月に当時の宇土市長、宇土市議会議長、各地区囑託会会長、各地区遺族会会長及び各校区婦人会会長など33名が発起人となり、宇土市慰霊塔建設委員会を発足させ、慰霊塔建設を計画されました。慰霊塔は、全市民の真心を込める意味から、建設費の半分を市民の浄財で、残り半分を市費で賄うものでした。総工費約2,850万円をかけ、塔の台座には日清戦争から第二次大戦までの戦没者1,330余名の英霊の名前が刻み込まれ、昭和55年9月23日に落成式と戦没者追悼式が行われています。

平成28年の熊本地震では、慰霊塔の中腹あたりが損壊したほか、慰霊塔入り口の階段のずれや石灯籠の倒壊、墓誌石の転倒などの被害がありました。平成29年度に慰霊塔一帯の修復工事を行い、特に慰霊塔は中腹あたりの損壊のため、完全な修復ではなく上部を切り取った形での修復となり、修復前の高さは15.5メートルあったものが、現在は約半分の7.3メートルになっております。

議員の質問であります現在の慰霊塔の活用状況についてですが、毎年4月に慰霊塔の前の敷地において、宇土市遺族会と宇土市社会福祉協議会主催の宇土市戦没者合同慰霊祭を開催しています。また、通年においては戦没者遺族によりお参りをされたり、慰霊塔の維持管理につきましては、年に10回程度、宇土市遺族会会員の皆様で清掃及び除草作業を実施されています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。慰霊塔はここで述べるまでもなく、日清戦争以降の戦没者を祀っておられ、遺族のみならず、日本の未来の繁栄のために尽力された英霊に日本人は思いを馳せなければなりません。遺族会の会員さんは高齢化で年々減っており、管理されている方々も、あとどれくらいできるのか悩んでおられると聞いています。私は、あの慰霊塔はもっと市民に存在を知らしめる必要があるというふうに思っています。正直私自身、議員になって来賓として戦没者追悼式に参列して、初めて慰霊塔の存在を知りました。この質問をするに当たり、いろいろな方々に尋ねましたが、若い人ほど慰霊塔の存在を知りませんでした。全国でも慰霊塔周辺の管理が行き届かなく荒れていくことから、厚労省が自治体に50万円の補助金を出して撤去を促進し、慰霊塔がなくなる自治体が年々増えていっているらしいです。本市も管理は大変だろうと推察します。木が生い茂って、外部から全く見えなくなっている状態に現在あります。それも管理の大変さを物語っているというふうに思います。また、慰霊塔の存在に気づきにくい状況を生み出しているというふうに思います。慰霊塔は後世に戦争の事実を伝え、先人の思いに感謝し、二度と戦争を起こしてはならないと誓い、広く市民に広めるためのものであると私は考えます。そこで、もっと市民に知らしめるためにも、後世に伝えていくためにも、多くの市民で日頃から利用できる状態にすることを望みます。一案ではありますが、慰霊塔周辺へ市民プール北側に隣接する公園から遊具を移設して、もちろん式典や多くの方が拝礼できるスペースは確保しつつ、その遊具を親子が利用することによって英霊に対して敬愛が深まるので、遊具を移設してはどうかと思います。市長の考えを伺いたいと思います。市長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今、議員がお話をされたように、戦後の平和と繁栄は多くの尊い犠牲のもとに成り立っていることを、私たちは後世に伝える義務があると思っております。慰霊塔の前に遊具などを設置すれば、親子など利用される方は慰霊塔を間近に見ることで、慰霊塔に関心を持ち、これが何の意味があるのかということを考える機会にもなると思います。

そういう意味でこの区画だけを特別に隔離している今の状況というのは、私も少し違和感があって、あの広場をもうちょっと何か使えるんじゃないかなと思ったことも実際あるのですが、そういう意味では活用という部分も考えていく必要があると思っております。ただ、管理されているのが宇土市遺族会でもありまして、そちらの御意見も伺いながら、この活用について検討していきたいなと感じているところです。個人的に申し上げますと、せめてベンチぐらい置いて乳幼児の小さな、余り大きい遊具は多分合わないと思うので、小さい遊具ぐらいは置けるんじゃないかなと、私の頭の中では思っております。先ほど御提案のありましたプール横の公園に設置されている既存遊具を移設してはどうかという話があったのですが、そもそもあそこには遊具がちょっとしかないんですね。例えば、公園といっても3歳児も来れば、5歳児も来る、小学校高学年も来ます。大体遊具というのは適用する年齢がありまして、あの公園で3歳児ぐらいが使える遊具は多分一つぐらいしかないんですね。そういう遊具は小学生は面白くないです。ですから、遊具は三つ、四つしか多分ないと記憶しているのですが、それを移設ということは私は全く考えておりません。やるならば新設で造るしかない。あそこの慰霊塔の場所を活用して、例えば体育館に来られた方が、お昼ご飯をその前で食べるのでも私はいいと思っております。そしてまた小さな子どもを遊ばせながら、ベンチで座って小さな子どもが遊ぶのを見守られるというのでもいいと思いますし、そういう意味で活用はできると思います。

今後いずれにせよ、いろんな方の御意見をお伺いしながら、活用を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長、前向きな答弁ありがとうございます。私がプール北側のあの遊具を移設したらどうかといった理由はですね、ちょっと中途半端な遊具が近くに点在するよりも、あの遊具が減ることによってあの北側の公園を有効活用できるんじゃないかというふうに考えたものですから、そこを一つ提案をさせていただいた次第でございます。遺族会の要職に就いておられる方に、このすり合わせをした後に意見を伺いました。そしたら、いいことだと、やってほしいということでもございました。市の考えを聞いたのちに会員にも説明して、理解を求めるとも言っていただきました。是非、前向きに検討してほしいと思えます。また、この運動公園周辺には、小さな土俵やもっと活用できるスペースがあるというふ

うに伺っています。前議会で土黒議員が取り上げた田中会館に近い、緑があふれたスペースもそうです。そのような場所も含めて、できるだけ早く現在でも活発に活用される運動公園周辺になることを祈念して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。13時50分から再開いたします。

-----○-----

午後1時41分休憩

午後1時50分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 皆さんこんにちは。榎崎でございます。本日は一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は質問席に移り、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 本日ラストの一般質問でございます。気合いを入れてやっていきたいと思っております。まず初めに、高齢者支援対策、運転免許証の自主返納制度について伺います。運転免許証の自主返納に対する支援について、本市の支援状況をお伺いしたいと思います。また、本市においては運転経歴証明書発行手数料の助成等の支援はどのようなものがあるのか。市民環境部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

運転免許の自主返納制度とは、自ら運転免許の取消しを申請し、運転免許証を返納する制度です。

令和5年熊本県の運転免許の自主返納数は4,530件です。そのうち65歳以上が4,380件、その中で75歳以上が3,468件、さらに80歳以上が2,451件となっており、高齢者の方々が自らの運転に不安を感じたり、家族からの勧めにより免許を返納している状況がうかがえます。

高齢者が免許を自主返納した場合、日々の生活における移動手段が問題となります。この問題に対応する特典制度といたしまして、熊本県内においては、65歳以上で免許を自主返納し免許返納者割引乗車証の交付を受けた方は、熊本県内の一般路線バス、熊本電気鉄道と熊本市交通局が運行している電車を普通旅客運賃の半額で乗車できる制度がございます。

また、本市独自の制度としましてコミュニティバス行長ちゃん号の運賃が半額の80円となります。さらに、65歳以上の方が電動アシスト自転車を購入された場合、上限額を2万円として、購入費用の3分の1の額を補助する宇土市電動アシスト自転車購入補助金制度を設けております。その中で免許返納日から1年以内の方であれば、上限額を4万円に引き上げて補助金を交付しております。

ちなみに、令和5年度に電動アシスト自転車の購入補助を受けた方は10名、そのうち運転免許を返納をされた方は3名となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。令和5年度熊本県の運転免許の自主返納数は4,530件、そのうち65歳以上が4,380件ということでございます。県内他市の支援状況としましては、運転免許証と同様に身分証明書として使用される運転経歴証明書の発行手数料の助成やバス等の公共交通機関で利用できるICカードの交付、タクシーの回数券交付を行っている自治体もございます。今後、本市としましても他市の状況を注視しながら、より良い支援策を検討していただきたいと思います。また、宇土市において、毎年何名の方が返納しているのか、これは是非、実態調査をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

その中でですね、免許を返納すると、要介護状態や認知症の発症のリスクが高まると言われております。この認知症高齢者に対する対処が構築された一方で、現在運転をしている高齢者の安全運転を継続できるためのシステムが、まだまだ整っていない状況にあります。運転は視覚などからの情報を基に操作を行い、脳や身体を使う活動であると同時に、様々なところに出かけるといった社会活動になります。また高齢者の約6割が運転し、さらにその半数以上が毎日運転している状況を踏まえると、運転は生活に欠かすことができないものの一つであると考えます。最近の研究で高齢者に対して安全に運転できる期間、この運転寿命を延ばしていくことが健康寿命の延伸に重要であることが明らかになっております。ただし、認知症の方や明らかに運転に問題がある方は、免許を返納する必要が当然あるわけでございます。国立長寿医療研究センターの調査では、運転を中止した高齢者と運転を継続した高齢者を比較して、要介護状態になる危険性が約8倍に上昇するということが明らかになっております。さらに、認知症発症との関連を調べたところ、運転をしていた高齢者は、運転をしていなかった高齢者に対して、認知症のリスクが約4割減少することも分かっております。私の周りにも最近免許を返納してすぐに認知症になったと、こういう話をよく耳にしております。この高齢者支援対策の中にこのことを周知していただき、対策を講じていただきたいと思います。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

自動車等の安全な運転のためには、視覚、聴覚などによって周りの状況を把握する認知、経験等に基づき未来に起こり得る事態を想定する予測、認知した結果や予測した内容に基づいて、どのように行動するべきか決定する判断、そしてこれらの認知、予測、判断に基づいて具体的な運転を行う操作が必要であるとされております。

交通事故のリスクを減少させるために、安全な運転が難しいと判断した高齢者が、運転免許証を自主返納するのは必要なことです。一方で運転をやめると、運転の際に常に行っていた先ほど述べた認知、予測、判断、操作の行為を行わなくなり、脳や身体の機能に影響を及ぼす可能性があることから、運転行為と認知症の悪化との間に、少なからず因果関係があるかもしれません。

さらに、車の運転をやめた高齢者にとっての一番の問題は、移動手段が制限されることで活動範囲が狭くなり、外出の機会や他者との接触回数が減ることで、身体機能や認知機能が低下することだと考えられます。そのため、自主返納後の環境変化の度合いを可能な限り抑え、高齢者の活動性を維持する身近なコミュニティをより充実させる必要があると考えております。

本市の取組の一つとして、高齢者が集える交流の場である週1回開催型のふれあいクラブがありますが、車を使わなくても地区公民館など、徒歩で通える範囲内に交流の場が確保できるように、設置箇所数を増やしているところです。

同じく交流の場として、市内2か所の老人福祉センターでは、趣味やレクリエーション、認知機能の維持や向上につながるとされているeスポーツ活動などが提供されています。各センターへの送迎を行う福祉バスあじさい号を運行しており、自主返納後も通える交流の場としています。

運転をやめた高齢者の方が、活動範囲を狭めることなく利用できるコミュニティの場を確保することで、身体機能や認知機能の維持につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この件につきましては、社会福祉協議会ともタイアップをさせていただければと思うんですけど、その理事をされている元松市長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、免許を返納され、自分で車を運転しなくなっ

た方が、外出の機会を失い、家に閉じこもったり、家族以外の人と会話をするのが減ったりすることは、介護予防の観点からも非常に懸念する状況でございます。免許を返してください、もう運転しないほうがいいですよ、危ないですよというので返されることは本当にありがたいんですが、その後をやはりしっかりしていかないと、認知症が非常にやはり重くなったりすることもあり得るといのは私も強く感じております。これは市でもいろんなことをやっているんですが、社協のほうでも実際は同じような活動をやっております。ここはもう枠を市、社協と捉えるのではなくて、お互い協力し合って、何か新たなことを考えていきたいなと思っています。その中で、ふれあいクラブとかお元気クラブとかいろいろあるんですが、似たような感じですが主体がちょっとこれは違うのですが、要は、そういうクラブでは面白くないと言われる方も、実は多数いらっしゃるんですね。そんなことを考えたりすると、やはり楽しく参加できるやつでないと、受け皿になり得ないのかなと思っています。eスポーツを今網田辺りでかなり、今まで全然出て来なかった方が西部老人センターに来てゲームにはまっておられると、非常に良いことです。特にゲームとかは手も使います、頭も使いますので、認知症予防にはもってこいだと思っていますので、こういうのを何か小さい公民館とかでもできるようになればいいなというような思いを、個人的には持っております。こういった点については、やはり個人で考えるというよりも、議員の皆様方もいろんな方から御意見を受けられる機会があると思います。是非ですね、そういう何かお知恵がありましたら、私どもに御提供いただきたいと思っております。市としても社協としても、ここは真剣に考えて動いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この件につきましては、昨日も報道がありました。このような運転免許証を返納した後に認知症になるという報道は余りテレビとかでも見かけません。是非ですね、連携していただいて運転をやめた方々の活動範囲を狭めることなく、利用できるコミュニティの場を確保していただき、先ほど市長が言われましたeスポーツとかも、是非いろんな地域でやっていただければと思います。身体機能や認知機能の維持につながることを是非つくっていただきたいと思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

次に、介護認定について伺います。要介護認定を受けている方について、過去1年間で、認定更新により要介護1から3の方が要支援又は非該当に下がった方はどれくらいいるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険制度において、介護サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。身体の状態や認知症の有無などから、日常生活での介護の必要度合いによって、要介護度が決まります。要介護度の区分は、軽いほうから順に、要支援1、要支援2、次に要介護1から要介護5までの7段階となっており、非該当を含めると計8段階に区分されます。

この要介護認定の有効期間は原則12か月となっており、有効期間を過ぎても継続して介護サービスを利用したい場合は、要介護認定の更新調査を受ける必要があります。

本市において、令和5年6月から令和6年5月までの1年間で2,176件の認定調査を行いました。議員から御質問がありました。要介護1から3の区分916人のうち、更新の結果、要支援又は非該当の区分に変わられた方は100人おられ、約1割の方が軽い区分に移行されています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。要支援又は非該当の区分に変わられた方が100人おられ、約1割の方が軽い区分に移行されているということですね。それでは、要介護認定の更新において要介護度が下がり、入浴介助の回数が減るなどで、これまで利用していたサービスが同じように受けられなくなり困ったという相談を今までに何回も受けているわけでございます。要介護1と要支援で受けられるサービスはどのように違うのか、また、要介護度が下がった方への対策はないのか。再申請又は不服申立てなどがありますが、こういう方は何名いるのか、その結果をお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険制度では、先ほど述べました要介護度に応じて利用できる介護サービスの種類と給付額の上限額は決まっています。要介護1の場合は、月額約16万円まで介護保険のサービスが利用できます。一方、要支援2では月額約10万円、要支援1では月額約5万円までとなっています。なお、自己負担額はこれらの額の1から3割となっています。

要介護1と要支援2の方が利用できるサービスの例として、モニター及びタブレットを御覧ください。例えば、要介護1の方が1か月に利用できるサービスの例として、デイサービスを週3回、ショートステイを月2回、訪問介護の入浴支援を週2回利用できますが、要支援2の方の場合は、デイサービスを週2回、ショートステイを月1回、訪問介護の入浴支援を週1回と、要介護1の方に比べてそれぞれ利用できる回数が少なくなります。

本来、要介護度が下がることは、リハビリテーションや介護支援により状態が改善したことを示しており、これは介護保険の本来の目的に沿った成果であります。要介護度が下がった方には、要介護度に応じたサービスを利用しながら自立を支援することが重要です。また、



介護保険以外の地域資源や支援サービスを活用することで、生活の質を維持することができます。ケアマネジャーと相談して、要介護度に応じた適切なケアプランを作成してもらうことが重要です。

ただし、檜崎議員がおっしゃったように、更新申請に伴う介護認定の際に、要介護度が下がってしまい、これまで受けていた介護サービスが利用できなくなり困られるケースもあります。介護認定結果に納得がいかない場合は、不服申立てをすることができるほか、理由によっては区分変更として申請することも可能となっております。

令和5年6月から令和6年5月までの1年間で、先ほど述べたように全体の調査件数2,176件のうち、区分変更申請は226件でございました。この中で最も多いのは、原則12か月の介護認定期間中に容体が悪化して、介護の状況が変わったため申請した方々ですが、そのほかに先ほど申し上げたとおり、件数は把握しておりませんが、更新調査の際に、調査員に本人の普段の状況を十分に伝えられず介護度が下がったとして、再度調査を希望したいとのことで申請された方もおられます。再申請後の認定区分が同じ又は下がった方が29人、上がった方が197人おられました。

要介護認定に当たっては、市の認定調査員が全国一律の基準に基づき規定の調査を行い、それらの結果と主治医意見書等に基づき、学識経験者から構成される介護認定審査会により審査判定が行われています。

今後も公平で客観性を持った認定を行い、必要な方が適切なサービスを受けられるよう、認定調査員の資質向上や市及び審査会事務局等、判定に携わるそれぞれの機関の機能向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。要介護が下がることは、リハビリテーションや介護支援により状態が改善したことを示しており、これは介護保険の本来の目的に沿った成果であると私も思います。介護支援が要介護になった場合、自力で入浴することができずに週1回のデイサービスと入浴だと不衛生で、カビとか発生、皮膚病になる方もいらっしゃるわけですね。実際に医学的な研究でも浴槽に浸かることで疲労が軽減し、良い睡眠がとれるということも報告されております。また入浴でリラックス、脳波が観察され、ストレスホルモンが減るということも明らかになっております。血管が広がって血液の巡りが良くなり、血流で全身の疲労物質が取り除かれ、栄養が行き届きます。このことで効率的に疲労が取れるわけです。入浴は認知症の予防にも実はなるわけでございます。病気の予防にも当然なります。このようなことが続くと不衛生になり、やる気をなくしたり、外に出ることもできなくなるんじゃないでしょうか。実は、私の母が99歳になっております。今もデイサー

ビスを使用しながら自宅で介護を行っていますけど、もっと以前にですね、介護1から要支援1になったことがあります。デイサービスの1回の入浴で自宅で浴槽に入るのは当然困難なため、真冬でもシャワーで介助を行った記憶があるわけでありまして。バリアフリーの対応で風呂場に取り付けられれば改善できる方もいらっしゃると思いますが、それでも1人で浴槽に浸かることができない、また転倒の危険性がある。転倒すれば要介護3とか4になって市の負担が大きくなるわけですけど、入浴を断念している方もいらっしゃいます。1か月当たりの上限額が変わらない範囲の中で、本市も総合事業の中で独自に認めていただいて、介護保険の本来の目的からは、私も一切この入浴を増やすことがずれるなんて決して思っておりません。入浴を増やすことで私は認知症の予防に間違いなくなると思うんですよ。それで、担当医又はケアマネ、高齢者支援課で話し合ってますね、ケアプランの見直しを行っていただいたりして、是非ここは検討していただきたいと思うんですよ。ほとんどの介護施設で要支援2の方というのは1回しか入れないとか、そういうふうに決めているというか、そうなっていると。ただそこは変える必要性もありますし、ケアマネジャーと相談したらできると思うんですよ。是非、そういうところというのは考えていただければと思います。よろしく願いいたします。また、高齢者支援課の窓口で、介護認定が下がったことで相談に来られる市民が結構多いかと思えます。その会話の中で、介護認定時に体調が良かったんですかと市民の方に尋ねる方が実はいらっしゃるんですよ。もう過去に何回も聞いております。果たしてこれはいいことでしょうか。介護認定時は体調が良くても、1週間、1か月どうであったか、医師の診断等を基準にしなければなりません。逆に介護認定時に、要支援の方がベッドで立ち上がることもできない方が、要介護3には決してならないですよ。ですから、こういう部分も市民の方は不安で心配で窓口で相談に来ておられますので、やはり対応を是非こういう部分は心がけていただければと思います。

次の質問に移ります。防災・減災対策について伺います。指定避難所を指定する基準、また市内全体の指定避難所数及び各行政区の総人数、65歳以上の高齢者数と避難所の収容人員を比較して、花園地区の指定避難所は不足しているのではないかと思うわけでございます。各地域の避難所数、収容人数の総数、65歳以上の高齢者の総数、収容率をお尋ねします。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

指定避難所の基準につきましては、災害対策基本法施行令第20条の6の各号に規定されております。

基準の内容につきましては、まず、避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。2つ目に、速やかに、被災者等を

受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。3つ目に、想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。4つ目に、車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。そして最後に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものであることとなっております。

次に、本市の地域防災計画に掲載している風水害における各地区の指定避難所における施設数、収容人員、また、特に避難される方が多い65歳以上の高齢者の人員及び高齢者に対する収容率について、本年5月末現在の資料を基に報告をいたします。こちらモニター又はタブレットのほうを御覧いただければと思います。

まず、宇土地区は、13施設を指定し、収容人員の総数は4,594人、高齢者数は3,522人で、収容率は約130%となっております。花園地区は、4施設を指定し、収容人員の総数は508人、高齢者数は2,594人で収容率は約20%。轟地区では、4施設を指定し、収容人員の総数は879人、高齢者数は1,007人で収容率は約87%。走潟地区では、3施設を指定し、収容人員の総数は632人、高齢者数は632人で収容率は100%。緑川地区では、4施設を指定し、収容人員の総数は738人、高齢者数は824人で収容率は約90%。網津地区では、7施設を指定し、収容人員の総数は593人、高齢者数は1,258人で収容率は約47%。網田地区では、6施設を指定し、収容人員の総数は782人、高齢者数は1,354人で収容率は約58%となっております。

宇土地区以外の6地区は、指定避難所に収容できる人員が高齢者数を下回っておりますが、特に花園地区における収容率は約20%と、他の地区と比べても非常に低いことから、指定避難所数が不足していると感じているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。花園地区における避難所収容率、何と20%、驚かれた方もいらっしゃるかもしれません。他の地区と比べても明らかに低すぎます。また、唯一人口が増えている花園地区でございます。避難所の収容率20%、これはもう話にならないわけでございます。またこの花園地区の4か所の避難所は、東部よりに偏っており、中央から西方面には避難所指定はありません。執行部の方にちょっと話をしますと、各行政区の公民館又は宇土地区の避難所という話をされることがあるんですね。先月行われた防災会議での資料には、花園地区は避難所を4か所と指定されていますが、各行政区公

民館又は宇土地区に避難をしてくださいとは記載されていないわけでございます。平成28年12月定例会で決算特別委員会の報告の中で、ちょっと議事録を読み上げさせていただきます。災害時の備蓄について、委員から「熊本地震において備蓄倉庫に備蓄してあった食料、飲料水の量は十分あったか。また指定避難所でない公民館にも避難をしている方がいたので、それらの公民館等にも備蓄が必要ではないか。」という質疑がっております。執行部からは「食料8千食、飲料水8千本を備蓄していたが、約6,500人分の避難者が出たため4月16日には底をついてしまった。また今後、耐震や津波等の問題がない施設の調査を行い、地元の理解を得ながら避難所の指定の検討もしており、これからの施設への備蓄も考慮している。」ということでございます。避難所指定を検討しているということですが、現在どのようになっているのか。そこです、私のほうから提案でございます。すぐに行政に避難所になる施設を建ててくださいという思いはありますが、そこまでをすぐには申しません。既存の建物で避難所指定をまずは検討していただきたいと思うわけでございます。その中にちょうど花園地区の西にあります上松山ふれあい館、公民館を指定避難所に登録をしていただきたいと思うわけでございます。この上松山公民館は、元松市長は御存じかと思いますが、建物の構造は鉄骨です。広さはミニバレーボールができるくらいの広さで、隣には20畳近くの畳の部屋があり、厨房も走潟中央公民館に近い広さがあるわけです。また、バリアフリー、スロープ、多目的トイレも整備されており、避難所としては災害対策基本法施行令第20条の6に該当するんじゃないかと思うんですね。ただ、行政が懸念することは、上松山地区の持ちものであるということだけではないでしょうか。2016年の熊本地震におきまして、花園地区も甚大な被害を受けております。そのとき活躍したのが、実はこの上松山のふれあい館でございます。多くの方が避難をしてまいりました。一番多いときは、驚くんですけど120名避難をしに来ていらっしゃいます。そのときの写真もありますが、これは1週間後なんです。もう廊下とかいろんなところに寝泊り、車中泊もあったわけですけど。その中には地元の方だけではなく、五色坂、松山団地、百合ヶ丘、境目団地、他地区の方も避難して来ております。物資の配給も多く集まっております。近隣の区長さんにも連絡してそれを配布しているんですね。実はもっと多かったですけど、私が福島、東日本の震災のときに、1週間ほどストレスケアで介護士としてボランティアに行ったときに、親しくなった福島の相馬の小幡さんから本震の3日後、30時間かけて大型のトラックで夜中の0時だったと思います。物資を運んでいただきました。その物資の半数ぐらいを各行政区に配ったことを覚えております。花園地区の西区の拠点にもなるわけではないかと思うわけですね。すぐに地震の指定避難所とはならないと思います。熊本地震以降も上松山の区長さんも替わっておりますが、是非、避難所指定をしていただきたいと願っているわけでございます。まずは、風水害の指定避難所として活用できるのではないかと私は思うわけですが、市長、ちょっと

この件についてお尋ねいたします。お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

宇土市地域防災計画において、避難所を指定するに当たっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとして、毎年5月に開催する宇土市防災会議にお諮りをして、承認を得て指定するという形になっております。先ほどの表でいくと、施設が41になるんですが、例えば住吉中学校は緑川地区と網津地区のダブルで指定されているんですね。宇土小学校、宇土高校は、宇土地区と轟地区のダブルでの指定になっておりますので、実質の数はもっと少なく、38か所が指定されております。

現在、花園地区の風水害時における指定避難所は、第1次指定避難所として花園コミュニティセンター、第2次指定避難所として花園小学校体育館、第3次指定避難所として宇土市スポーツセンター及び花っ子学童クラブを指定しておりまして、いずれも市の公共施設を指定しているところでございます。

今回、檜崎議員から御質問がありました上松山コミュニティセンターを風水害時における避難所へ指定することについては、もしできれば非常にありがたいことでございます。御指摘のあったとおり、花園地区全体として避難所が少ないこと、花園地区の西部に避難所がないこと等を考え合わせれば、非常にありがたいことでございます。ただ、懸念材料が私たちもありまして、さっき全部で38か所という避難所がある中で、3か所を除いて全て公設の建物です。3か所とは創価学会の宇土文化会館、ここは非常に大きな建物になっています。それと、住吉漁協会議室と網田漁協の3か所なんです。あとは全て公設の施設であって、地区の公民館が一切入っていないんですね。これがやはり危惧される点がここなんですけれども、公設の公民館を避難所指定した場合、地区の優先権がなくなってしまうんです。例えば、下松山とか境目あたりからどっと押しかけられたときに、私たちは上松山だから出てくださいなんていうことは言えなくなるんですね。そこが一番の心配な点です。ただ実際、熊本地震では、そんなことも関係なく受け入れておられるということでもありますので、それが大丈夫であれば全然大丈夫なのかなと思うところでございます。ですから、恐らく地域の公民館の中で、この五色山ふれあい館が一番大きな公民館です。あとの公民館は地域民を受け入れるのが精一杯なキャパしかないところばかりなんです。上松山もキャパとしては上松山区のキャパはものすごく大きいのですが、それで各地域としては地区民だけを限定した施設で使われているというところなんです。ですからこういったことを踏まえた上で、地元の住民の皆さんが合意をされて、同意をされて、上松山区と協定が結べれば大丈夫なのかなと思ってい

ます。もちろん、指定避難所としての基準を満たす施設であるかどうかは確認する必要がありますが、そういったところも含めて、最初から難しいという話ではなくて、行政としてはありがたいという気持ちで進めさせていただきたいと思いますので、上松山区におかれましても、もし可能であれば、是非御検討いただきたいと思うところです。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。公共施設が既存にないということで建てただけならば一番ありがたいんですけど、それができないということで、地震関係の避難所であればちょっと難しいことも出てくるかもしれませんが、水害、防災の関係であれば他の地区からもたくさんの方が、100名とか来ることは余りないのかなと思いますので、区長とも話をしておりますので、是非前向きに検討してください。結構、設備が整っております、地震のときにも一番困ったのは水なんですよね。ただ、水もどうしたかという、防火用水があるじゃないですか。あそこから汲み上げてトイレに使ったり、また水もですね、飲み水が無くなったので、花園小学校まで取りに行かないといけないんですよ、あそこは自衛隊の。それでみんな行けない方がいらっしまったんで、そこで大体4トンぐらいですかね、地下水から汲み上げた飲める井戸水ですけど、それを防災無線で呼び掛けて、各行政区の方が喜んで取りに来たとか、そういう例もありますので、是非ですね区長さん、役員の方と話し合っ、前向きに花園地区の西の方のためにも是非検討したらいかがでしょうか。以上でございます。

次の質問に入ります。愛知県で昨年度の2学期から導入されているラーケーション制度の概要について伺います。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

ラーケーションとは、ラーニング（学習）とバケーション（休暇）を合わせた造語であります。

愛知県では、家族と一緒に過ごせる仕組みづくりの一環として、昨年度の2学期から平日に子どもと保護者が一緒に校外活動できるラーケーションの日を導入しております。

このラーケーションの日は、年間最大3日間取得することができ、保護者が事前にどのような校外活動をするかを学校に届けば、欠席扱いとせず、出席停止・忌引等と同じ取扱いにできるものとなっております。

このラーケーション制度の活用例としましては、平日に体験活動として水族館や博物館、史跡など興味がある施設を見学したり、自然の中で創作活動を行うなど、幅広く活用することができ、学びの要素を取り入れることで、家族で旅行に出かけることも可能となっております。

ます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。ラーケーションとは、保護者にとって新たな休息の形を提供し、家族と絆を深める機会を増やすことが一つの目的でございます。厚生労働省の令和4年就労条件総合調査の概要によりますと、有業者のうち土曜日に働いている人の割合が45.5%、日曜日に働いている人の割合が30.4%、有給休暇の取得率は58.3%でした。これにより休みの日に子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭が少なくないことが分かっております。子どものラーケーションの日に合わせて平日に有給休暇を取得する保護者が増えることで、全体のワークライフバランスの向上が期待できるわけでございます。他の自治体を参考に、土日・祝日は仕事で子どもと一緒に過ごす時間を確保できないものか。このラーケーションの導入について、教育長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

ラーケーション制度については、現在、先ほど教育部長が答弁しました愛知県をはじめ、茨城県、山口県においても導入されており、本県においても県教育委員会が、本年4月から県立中学校、県立高校等を対象に、ラーケーション制度として年間最大3日間取得できるくまなびの日を導入しております。

このくまなびの日については、本年度は試験的導入のため、県立中学校等が当該制度を利用するかどうかは任意となっておりますが、本年度中に利用状況や課題等を検証し、来年度から県立中学校等での本格的導入を予定されております。

議員御質問のラーケーション制度の本市での導入につきましては、市町村単位では、全国的にも大分県別府市や栃木県日光市など導入事例は少なく、本県においても先ほど申し上げたとおり、県立中学校等で試験的にスタートしたばかりでございます。

そのため、本市としましては、本県教育委員会や先行導入市のラーケーション制度の利用状況や課題等を検証し、県内他自治体の動向も注視しながら、当該制度の導入について調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。中学校と高校で体験的なことでやっているということで、私はですね、よかったら小学校も考えていただきたいと思うんですね。やはり子どもたちが土日に親が働いて、なかなか一緒に交流できないという子どもさんもいらっしゃると思うんですね。中には、平日に休みを取っていく方もいらっしゃいますが、逆

にそういうことは駄目だということで、そういうことをせずに頑張っている親御さんもいらっしゃると思うんですね。そういう中でこういうラーケーションができれば、取ることが可能だし、子どもとも触れ合うこともできますし、一番親と子のコミュニケーションというのはすごく大事な時代に来ているのではなかろうかと思います。ですので、本県教育委員会や先行導入市のラーケーション制度の利用状況を検討していただいて、当該制度の導入に調査を行っていただいて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、熱中症対策について伺います。政府の補助金制度が終了する予定と、また4月から九電も電気料金を上げております。大体40%ほどの値上げとトータル的になるのかなと思っております。こういう電気代が高騰する中でエアコンの使用を控え、熱中症になる方が増えることが懸念されるわけでございます。その中で、本市の対策はどうなっているか。また、現在このクーリングシェルター、本庁舎の1か所となっておりますが、是非早急に増やしていただければという気持ちがございます。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

総務省消防庁の発表によりますと、令和5年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の累計は9万1,467人となっております。発生場所といたしましては住居が最も多く、全体の約4割を占めています。

これを受けて、熱中症は室内でも注意が必要なことや熱中症予防対策としてはエアコン・扇風機を使用して温度調整すること、のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分・塩分を補給すること等が重要であることを、今後も市広報紙やホームページ等を活用し、積極的に周知してまいります。

また、本年4月23日より、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行され、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合に発表される熱中症特別警戒情報、いわゆる熱中症特別警戒アラートが創設されました。また、市町村長が冷房設備を有する要件を満たす施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターというものになりますが、こちらを指定することとなりました。

本市では現在、先ほど議員からもお話がありましたとおり、庁舎1階の市民交流スペースをクーリングシェルターとして指定しており、平日は午前8時30分から午後8時まで、土日・祝日は午前8時30分から午後6時まで利用できることを市ホームページに掲載し、周知を図っているところです。

これに加えて、現在市保健センターや各支所などの公共施設についても、開放に向けて指定・周知の準備を進めております。



今後、熱中症特別警戒情報の発表に備えて、住民や関係機関への伝達体制の周知徹底を図り、いざ熱中症特別警戒情報が発表された際には、冷房設備を有した涼しい場所で過ごしながら、水分補給などを行っていただき、熱中症から身を守っていただくこと、さらに、クーリングシェルター等へスムーズに市民の誘導が図れるよう取り組んでまいります。

なお、県内他市町村の状況といたしましては、熊本市や天草市、合志市、宇城市、御船町において市や町の公共施設などがクーリングシェルターとして指定されております。また、宇城市や嘉島町においては、民間の施設であるイオンモール宇城とイオンモール熊本について施設管理者の同意を得た上で協定を締結し、クーリングシェルターとして指定されております。

今後は、本市においても公共施設だけではなく、民間の施設も含めてクーリングシェルターとして指定できるように、働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。天草市におきましては、なんと75か所のクーリングシェルターを設置しているということです。私も驚きました。また、民間施設のクーリングシェルターを募集しており、協力いただいた店舗には市が提供するクーリングシェルターのマーク及びのぼり旗を設置しているということでもあります。本市におきましても、まずは公共施設など早急に設置していただきたいと。特にですね、網津支所とか宇土市役所には到底なかなか来れないわけですので、そこもたしか聞いたところによりますと、5畳ぐらいの畳の部屋があると。そこをですね、すぐにしていただきたいと思います。また網田支所も早急に指定できるのではないかと、網津支所も早急にできるのではないかと考えております。例えば宇土シティの憩いの場とかコンビニはどうですかね、あと商工会との連携で商店街の何箇所か民間の施設を含めてクーリングシェルターを指定していただきたいと、すぐに働き掛けを行っていただくようお願い申し上げます。

最後の質問でございます。道路損傷通報システムについて伺います。これは令和5年3月議会で質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。これは市民の皆様が見つけた市内の道路の損傷や外壁の破損箇所をスマホなどで、ICTの情報通信技術を使ってレポートしていくものでございます。市民と市役所の行政がつながり、解決できる仕組みでございます。安心・安全で暮らすまちづくり、宇土市を推進するためにも是非この道路損傷通報システムを取り上げていただきたいと思うわけでございます。本市におきましては、本年度のは800万円の予算を投じて、LINEアカウントの連携システムサービスの導入を行っているわけでありましたが、市が導入を進めているLINEシステムはどういうものか。通報できるのか。また、先ほど質問しました道路損傷通報システムは現在どうなっているか。

建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、今年度、本市が導入するLINEアカウント連携システムサービス、ガブテックエクスプレスについてですが、このシステムは官公庁、主に地方自治体が運用するLINE公式アカウント上において、役所への申請や手続を可能とするオンライン行政窓口プラットフォームサービスシステムで、機能の一つとして通報機能を有しています。

通報を行うには、事前に本市のLINEアカウントの登録が必要となりますが、通報する内容を選択し、確認日時、位置情報、写真等を送信することができます。

また、障がいがあり、音声による通報が困難な方であっても、LINEでの通報が可能となります。

ただし、この通報機能の導入については、より多くの通報が寄せられ、情報の混乱や煩雑化なども考えられることから、今後、運用面において詳細な検討が必要であると考えています。

次に、道路の損傷通報システムについてですが、国土交通省において、本年3月29日から、これまでの電話による道路緊急ダイヤル#9910に加えて、LINE通報アプリ#9910による通報が開始されました。

このLINEアプリは、全国の道路、国道、県道、市道などが対象で、通報すると、位置情報を基に即座に各道路管理者へ振り分けられ、必要な情報のみ送信されるものとなっています。

そのため、市としましては、道路損傷の通報に関し、このLINEアプリの活用を進めていきたいと考えております。

ここで、国土交通省LINE通報アプリ#9910の通報の流れについて御説明します。モニター又はタブレットを御覧ください。

初めに、二次元コードを読み込み、トークボタンを押して友だち登録をします。そうしますと、2にあるように、アカウントに関する説明文が表示されますので、LINE通報をタップします。

なお、夜間、土日・祝日の通報は翌営業日となるため、急ぎの場合は電話で連絡をしていただくよう注意書きも表示されます。

次に、3にあるように、通報種別にて路面の穴ぼこ・段差、落下物、動物の死骸、ガードレール・標識の損傷等の項目を選択し、通報を開始します。

次に、4にあるように、損傷状況の詳細を選択します。

次に、5にあるように写真を投稿します。

次に、6の道路種別を選択します。市道の場合は、一般道路を選択します。

次に、7の位置情報を送信し、通報は完了します。

また、8にあるように、テキストにより詳細な情報を送信することも可能となっています。

現在、このLINEアプリについては、市のホームページにて周知を行っているところですが、今後もさらに、広報うとやSNSなどで周知に努め、市道の適切な維持管理に役立てていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。オンライン行政窓口プラットフォームサービスシステムで、各行政区窓口でつくり上げていくことと思いますが、市民に使いやすく利便性のあるシステムを立ち上げていただければと思います。また、LINEアプリの活用について、各行政区長にも是非このアプリ通報を通達していただければと思います。さらに広報うとやSNSなどで周知に努め、市道の適切な維持管理を行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日20日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後2時48分散会

第 3 号

6月20日(木)

# 令和6年6月宇土市議会定例会会議録 第3号

6月20日（木）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 野口修一議員

- 1 避難所の官民連携
- 2 外国籍市民の生活
- 3 学校生活のジェンダー対応
- 4 行財政改革
- 5 成年後見人制度

### 2. 中口俊宏議員

- 1 宇土地区の治水対策について
- 2 宇土地区地域資源の活用について

### 3. 福田慧一議員

- 1 保育士の配置基準の見直しとこども誰でも通園制度について
- 2 小・中学校体育館への空調設備設置について
- 3 物価高騰対策について
- 4 学校給食について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
環境交通課長	松下修也君	福祉課長	江河一郎君
高齢者支援課長	久多見さとみさん	子育て支援課長	湯野淳也君
健康づくり課長	濱口由季さん	農林水産課長	東  頭君
商工観光課長	清塘啓史君	学校教育課長	本堀武史君
文化課長	淵上真行君	図書館長	深田  徹君
給食センター所長	渡辺勇一君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

13番、野口修一君

○13番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は大規模災害の避難所、外国籍市民の生活、学校内のジェンダーの理解、民間委託、成年後見人制度について質問させていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いして、これから後は質問席より質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 最初のテーマは避難所の官民連携についてですが、その前に3月11日夕方に出発して、12日夜に能登町に私の関わる災害ボランティア団体熊本支援チームの拠点に到着し、13日能登町の災害ボランティアセンターで能登町の住民の方と一緒に家財の運び出しと運搬、14日は熊本支援チームが地震直後から続けている輪島高校での昼食の炊き出しに同行しました。その後、被災地を数箇所回り、15日の夕方に宇土に帰りました。当時はまだ水も来ておらず、風呂は自衛隊の仮設のお風呂にお世話になりました。災害で一番困るのは水道だと思います。熊本地震直後、たくさんの避難者が発生して、避難所に入りきれず、野外施設の広場や公園で車中泊した人、また自宅避難にとどまった方がたくさんおられました。そのことから確認したいのが、熊本地震後、公的避難所、公共野外施設避難場所等の公衆トイレ事情について、把握している範囲でよいので報告ください。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 皆さん、おはようございます。御質問にお答えします。

熊本地震発災後の公的避難所、公共野外施設避難場所等の公衆トイレの状況につきまして、残っている記録と当時の危機管理課職員や避難所従事職員に確認したことを報告いたします。

まず、発災直後から、旧上水道エリア、宇土、花園、轟、走潟、緑川、以上の5地区にある公的避難所や公共野外施設避難場所等の公衆トイレは、本震から約1週間断水が発生していたため、その間、トイレに流す水が出ない状況でございました。幸い下水道は使用できたので、プール等の水を利用してトイレ等を使用していたとのことでございます。

しかし、時間の経過とともに、汲んだ水の水滴や水の飛び散り等による衛生環境の悪化が

進み、医療支援チームに消毒を依頼するなどの対応に追われていたとのことでございます。

一方、仮設トイレの設置につきましては、本震発生後の4月16日の時点で国土交通省が15基を設置し、その後、市内のし尿処理業者が19基を追加し合計の34基、12か所の避難所等に設置をしておりました。

各避難所等への最終的な設置台数につきましては、今、モニター又はタブレットのほうに掲載しておりますけれども、公共野外施設避難場所等が市役所裏芝生広場に5基、運動公園に3基、つつじヶ丘公園に3基。公的避難所が、市民体育館に2基、轟公民館に2基、保健センターに2基、宇土小学校に2基、宇土東小学校に3基、走潟小学校に2基、住吉中学校に2基、鶴城中学校に3基、花園コミュニテイセンターに5基となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。私は、網津小学校と公園数箇所、宇土小、緑川小などに行っていましたが、東部地域の断水している公園に関して確認できておりません。この質問は、市内のし尿処理事業所の代表から、震災直後のつつじヶ丘公園のトイレのつまりや流れない状況を知り合いの市民から連絡を受けて対応した話からの確認でした。そこで、これも関連しているんですけども、次の質問は、仮設トイレ使用に関する官民協定についてです。し尿処理事業所は建設現場用に仮設のトイレを50台とか60台とか持っているそうなんですけれども、災害時に即対応できるように市と連携しておくという提案をそのときに受けました。能登半島地震は発生から1か月が過ぎても多くの地域で断水が続きました。し尿処理事業所の代表から避難者に対応するのが先だが、工事現場用に用意している仮設トイレを断水している避難場所や公園のトイレに提供できるし、災害時のトイレの困り事に協力したいというお話を受けました。公的避難所にマンホールトイレの整備や簡易トイレを増やすことも必要ですが、それを上回る対応が必要になったときは、避難場所に必要な仮設トイレや用品、水タンク等を市内のし尿処理事業所と協定を組んでおくことについて考えをお聞きします。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

平成28年に発生した熊本地震を契機として、平成29年11月15日に熊本県と熊本県環境事業団体連合会との間で、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定が締結されました。これにより災害時においては、熊本県環境事業団体連合会に加盟する会員が、要請に基づき迅速にし尿等の収集運搬を行うこととなりました。

また本市でも、ただいま申し上げました熊本県が締結した協定を受けて、平成30年6月8日に熊本県環境事業団体連合会と協定を締結し、災害時における仮設トイレの設置、し尿



及び浄化槽汚泥の収集運搬、汚水の吸引及び移送の支援要請を行うことが可能となりました。

災害は平時の備えが大変重要です。日頃から市内のし尿処理関連業者と情報交換や意見交換を行い、災害時のし尿処理等を円滑に実施できるよう、今後も連携を深めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。し尿処理事業所の震災対応の提案はありがたかったので、今回質問しましたが、熊本県と県のし尿処理事業団体との締結が末端まで伝わっていないのか、その県の対応では現場は困るとの提案なのかはまだ確認はできておりませんが、災害対応は一刻も早いほうがよいことなので、県のし尿処理事業団体へ伝え、それが宇土市の事業所へ伝わる時間のロスもあるので、私は、宇土市と市内のし尿処理事業所との連携協定を組んだほうが即応性があると思います。これは私の関わる災害ボランティア団体熊本支援チームのリーダーたちが、台湾の花蓮の地震被害と避難所を調査に行ってきたのが、避難所運営はその地域の判断で対応していて、自治体の指示ではないという報告がありました。あの速さは現場力というか、日頃から防災に対する行動手順があるから、地震発生の夜にはアリーナに個別のテントができ上がったということでした。そのことから、大規模災害時には県を通じて仮設トイレを配置するのではなく、日常から情報交換している市内事業所との現場力が必要だと思いますので、避難対策の一つに加えていただきますようお願いいたします。

次のテーマ、外国籍市民の生活に移ります。冒頭に御紹介した能登半島での災害ボランティア活動で、能登半島にも技能実習生や農業実習生が多く来ていたことを知り、聞き取りをする中で、突然の地震に戸惑った話を各所で聞きました。そのことと我々が受けた熊本地震の経験から、海外から来られている実習生の防災対策、避難誘導が必要と思うようになりました。現在の宇土市の外国籍を持つ市民への防災対策・避難について現状を報告ください。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

現時点の対応としましては、市役所本庁舎1階窓口において、JICA（独立行政法人国際協力機構）から提供をいただいているくまもとの外国人コミュニティ情報、今タブレット又はモニターのほうに表示してございますが、こちらのチラシを配布しております。

このチラシは、利用者自身が選択したSNSのサイトに入っただき、必要な情報を見ていただくものとなっております。その中の一つに、災害のときに役に立つ情報について掲載されております。

しかし、このほかには、外国籍を持つ市民に特化した対応のほうは行っておりません。

外国籍を持つ市民への防災対策・避難について、具体的な対策が十分に取られていない状況であることを認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 現状報告ありがとうございます。能登も同様でしたが、地域住民には様々な場面で情報提供していますが、外国籍市民への対応はどうしても遅れていることが多い。実習生の情報ツールは携帯電話が中心で、言語の違い、さらに移動手段も自転車などで活動範囲も狭いから、菊池市立図書館は日本語教室を実習生向けに出前で各地で実施しています。情報提供いただいた外国人コミュニティ情報の2枚目の外国人支援を行っている市民団体コムスタカは、私も会員になっている団体です。この団体に関連した質問は後ほどいたします。

次の質問に移ります。今年2月、菊池市立図書館が実施した図書館で防災学習、これは説明資料の1です。日本語教室のつながりで防災教室実施ということになったと推測します。宇土市にも400人を超える外国籍市民に防災のことを伝えることは大事と思っています。特に、短期滞在する外国籍市民の若い実習生たちの防災と避難の課題を検証し、今後どんな取組ができるのか考えをお聞かせください。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、現状の課題としまして、外国籍の実習生たちは言語の壁や文化の違いから、自分で判断して災害時に適切な避難行動を取ることが難しい状況にあると思われま

す。特に、地域の防災情報や避難手順に関する知識が不足していることが多く、その結果として避難が遅れるリスクが高いと言えます。また、議員からのお話にもありましたように、能登半島地震では、避難所での生活環境や支援体制が十分ではなく、実習生たちが安心して避難生活を送ることができないという問題も発生しているようです。

これらの問題を解決するためには、迅速かつ効果的に情報を伝える手段が必要です。そこで、市のホームページやSNSの活用が有効であると考えます。

ホームページやSNSは、リアルタイムで情報を発信・共有できるツールであり、多くの若者が日常的に利用しているため、実習生にも身近なものと思われま

す。具体的な取組については、今後、先進地の事例等を参考にして、より分かりやすくなるよう、また、多くの外国籍の方々に活用していただけるように周知の方法も併せて今後検討してまいります。

また、外国籍の実習生等を多く採用している企業につきましては、今年度から宇城広域連合消防本部から派遣いただいている、防災の専門知識を有している経験豊富な防災主任を講

師として派遣し、防災情報や避難場所、避難手順に関する知識等を啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） この課題については、どこの自治体も取組はこれからだと思っておりますので、若い世代が情報を入手しやすい方法を考え、数年ごとに入れ替わる実習生なので、1年に1回の情報発信ではなく、様々な機会を捉えて啓発活動をお願いいたします。答弁の最後にあった企業や農場への講師を派遣するやり方はとても良いと思いますので、準備ができたから今年からでも実施してほしいと思います。

次の質問に移ります。外国籍市民の妊娠・孤立出産の支援についてです。福岡市の実習生の裁判、死産した双子の死体遺棄事件については、先ほど外国籍の人を支援するNPO法人コムスタカが主催したパレアでの報告会に参加し、実際の裁判に関わっている弁護士から詳しく事件の状況を聞きました。内容は、後日詳しく新聞等であると思いますが、短く説明すると、孤立出産の状況で、亡くなった双子の保管を棺ではなく、家の中にあつたビニール袋に包み、段ボール箱に入れて冷蔵庫に保管した。その死体の保管を警察も検察も死体遺棄とした事件です。しかし、孤立した状況で誰にも相談できず、死産した状況を見ていないと弁護士が語っておりました。そこで、外国籍の若い市民の妊娠・出産についてです。宇土市でも起こり得る事件と思ひ、孤立出産の状況をつくらぬ支援体制が必要と思うようになりました。近々、外国籍の市民に向けたアンケート等の中で、若い実習生の妊娠や出産の支援についてどう伝えるのか考えをお聞きします。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在の宇土市における外国籍妊婦に対する支援の第一歩は、妊娠届を提出された方に母子健康手帳を交付する際に、保健師等の専門職が個別に対応するところからスタートします。宇土市では外国人の妊娠届は年間2人から3人と人数は多くはないものの、英語版、ベトナム語版など複数の言語版の母子健康手帳を用意し、また翻訳アプリを使用することでコミュニケーションを行い、本人の不安や悩みに寄り添っております。

外国籍の妊婦に対しても日本人と同様に、保健師等による定期的な関わりを通して、必要に応じて母子保健や子育てに関する各種サービスの紹介や関係機関と連携を取ることで、慣れない環境で孤立しないよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援する伴走型相談支援や出産・子育て応援交付金を支給しています。

しかしながら、市が外国籍の妊婦を把握できるのは、妊娠届を提出された方に限られます。野口議員が御紹介されたようなケースでは、恐らく妊娠届出ではなく、妊娠、出産を誰に

も相談できない状況であったと思われます。最近、本市にも外国籍の市民が多数居住されているため、本市でもこのような例は起こり得ると考えられます。

本市では、これまで述べたような切れ目のない支援を引き続き実施してまいります。今後は孤立した外国籍の妊婦のケースであっても、迅速な支援につながるよう外国人を雇用する企業や支援団体との連携等を通じた制度や相談先の周知等を行ってまいります。

また、今年度、企画課が所管となり、宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略の政策テーマに関する住民などへのアンケートを行う予定としております。アンケートの対象者には、在留外国人も含まれておりますので、生活環境全般の満足度や支援などに対する意識調査をする中で、一人で悩まず、まず相談できる環境があることを伝えることができる設問、またメッセージを追加し、多方面から制度や相談先の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。一般の人でも出産にはいろんな不安や心配があります。まして異国での予期せぬ妊娠を知ったとき、若い実習生はとても不安だし、精神的にもまいると思います。近々実施予定の市民アンケートのときに、市のホームページや広報で多言語で開設してあるサイトへQRコード等で導き、自ら調べ、相談できる状況をつくる工夫もお願いいたします。

次のテーマ、学校内のジェンダー対応に移ります。これまでジェンダー教育については何度か質問してきましたが、現在のジェンダーとLGBTQの取組はどうなっているのかに加え、子どもたちが理解を深める図書の蔵書はどうか、小中学校の状況を報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

近年、ジェンダーによる差別をなくし、個々の個性と能力を尊重する社会を実現することは、国際的な課題となっており、SDGsの2030年までに達成すべき17の目標の一つとしてジェンダー平等が掲げられています。

この流れの中で、学校現場でもジェンダー教育の重要性が高まっており、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重やジェンダー平等について教育を行い、性の多様性を受け入れる取組を実施しています。

具体的には、性の多様性について、外部講師を招いて授業を実施したり、道徳の授業や学級活動の中で、定期的に学ぶ機会を設けたりしています。さらに、教職員においても、養護教諭を中心に性的多様性に関する研修会を定期的開催しているところです。

また、学校活動においては、水着や体操服の着替えの際には、児童生徒の希望に応じて保

健室等での着替えができるものとし、トイレにおいても、多目的トイレの使用を許可する等、児童生徒一人一人のニーズに合わせた配慮も行っています。

さらに、令和7年4月から市立中学校に導入する新しい標準服についても、ジェンダーに配慮した取組の一つになります。

ほかにも、児童生徒が性の多様性について理解を深めるために、学校では多くの図書が用意されています。

具体的な蔵書数までは把握しておりませんが、例えば、小学校では、「いろいろな性、いろいろな生きかた」シリーズ、中学校では、「家族や周囲にどう伝える？（わたしらしく、LGBTQ）」等の図書が用意されているなど、児童生徒自らが主体的に学べる環境整備がなされております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 現状報告ありがとうございます。6月10日開催された宇土市青少年育成市民会議で、ヤングテレホンへの相談は性についての悩みが多く、そのほとんどが男の子とありました。また、中高生の自殺の原因の3割は性の悩みと言われております。ジェンダーとLGBTQの理解の取組は、細やかに定期的に続けていただくことをお願いいたします。蔵書数についてですが、自らの性に疑問を持つ人は人口の7%から8%はいると言われておりますので、特に幼児期から中学生までの多様な疑問について理解できる本を準備してほしいと思います。

次の質問に移ります。中学校の制服変更についてです。令和7年4月から市立中学校の新しい標準服の導入を機会として、子どもたちのジェンダー教育にどのようにつなげるかについて考えをお聞きます。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、市立中学校の制服は、男子は詰襟の学生服、女子はセーラー服を標準服として指定されております。しかし、性的マイノリティの生徒への配慮やライフスタイルの多様化、さらには近年の激しい気候変動等により、これらの標準服だけでは対応が難しくなっています。

このような状況を踏まえ、本市では令和5年度から中学校長やPTA代表等を委員とする制服検討プロジェクト会議を立ち上げ、児童生徒や保護者に対するアンケートを実施し、新たな時代のニーズに対応できる標準服の在り方について検討を重ねてきました。

児童生徒や保護者に対するアンケートでは、半数以上が、中学校の制服を見直し、自由に選択できるようにしたほうがよいと回答しています。このアンケート結果や制服検討プロジェクト会議での意見等を踏まえ、現在の標準服とは別に、新たに性別にかかわらず選択でき

る標準服として、ブレザータイプの標準服を令和7年4月から導入することとしました。

このブレザータイプの標準服のデザインについては、複数のサンプルを市庁舎市民交流スペースに展示し、児童生徒や保護者の投票により決定したところです。

教育委員会としましては、今回の標準服の見直しをはじめ、日頃の学校現場での着替えやトイレ使用といった身の回りでの取組を通して、児童生徒自らが、性の多様性に対する理解を深めることで、相手の立場に立って物事を考え、相手の気持ちを理解し、共感することのできる心情を育むことができると期待しているところです。

今後も性の多様性について、教職員の知識や理解を深めるとともに、児童生徒が性の多様性を認め合い、安心して学校生活を送ることができる環境づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。これまでいろんな議論をされたことは分かります。私の質問の意図は、時代が変わり新しい制服が導入されるのではなく、多様な理由があることを生徒や保護者も理解して、誰がどれを選ぶの話ではなく、ジェンダー、LGBTQについて議論されたこともしっかり伝えてほしいと思います。制服選択について気がかりなことが次の質問です。

私が最初に制服について質問したきっかけは、兵庫県姫路市立山陽中学校の制服変更での校長の考え方です。それはスラックスを基本とし、スカートの選択を紹介して、制服変更の必要性を議会で取り上げました。今回の制服変更においてジェンダーの理解も含め、男女共にスラックスを基本とし、スカートを選択することについて考えをお聞かせください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、新たに市立中学校に標準服を導入する目的の一つに、性の多様性への配慮がございます。

新たな標準服を導入することで、性に悩みを抱える生徒が、自分らしく学校生活を送り、性の多様性を尊重し、お互いの違いを認め合える環境が醸成されることを期待しているところです。

今回導入するブレザータイプの標準服は、スラックスがスリムタイプを含めた2タイプを用意し、スカートを含めた三つの選択肢の中から、生徒の希望に応じて、性別にかかわらず自由に選択できる仕組みとしております。

野口議員の御指摘のとおり、スラックスの着用を基本とする考えもございますが、教育委員会としましては、性の悩みを抱える生徒に限らず、機能性や保温性、好み等の様々な観点

から子どもたちにはスラックスとスカートを自由に選択してもらいたいという思いがあり、誰もがスカートを選択することもあってはいいのではと考えております。

このような趣旨からスラックスとスカートを自由に選択できる方針としておりますので、趣旨を御理解いただきたいと思っております。

教育委員会としては、新しい標準服導入を機に、生徒一人一人がお互いを尊重しつつ、主体的に自己を表現し、自分らしく成長できるような教育環境づくりを、今後も継続して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく再度説明をありがとうございました。答弁の末尾にありました主体的に自己を表現し、自分らしく成長できる教育環境づくりという言葉、崇高な理念だと分かります。私が以前の質問で紹介した山陽中学校の取組は、NHKの番組サイトに詳しく掲載されています。資料2の一番最後のリンクしている青い文字を押すと、この画面に入りますので読んでいただければと思います。その説明の中で、制服の選択のやり方について校長先生は、多くの学校では男子はスラックス、女子はスカートを標準として女子はスラックスも選べるというルールにしています。山陽中学校では、男女共にスラックスを標準として、希望する生徒には男女問わずオプションとしてスカートも選べるルールにしたのですが、それと私がもう一つ先生の説明の中で重要と思っているのが、子どもたちは特に周囲からの視線を気にして、自分が本当に着たい服装で過ごせていない実態があります。スラックスをはくことイコール性的指向、性自認のカミングアウトにつながるという声もあります。もう一つが、ルールの設定一つでこれまで表面化されてこなかった子どもたちの思いが実現します。無理なカミングアウトや目立ち方をせずに、違いや個性を發揮することもできます。この一番最後に先生の言葉があるんですけども、今のところ読んだんですけども、大人から見た学校は小さな社会です。子どもからすれば学校そのものが世界であって、だからこそ大人のちょっとした工夫で学校は大きく変わるんだということを、この番組で教えてもらいました。この考えから、スラックスを基本にしたほうが学校生活もしやすくなりますし、様々なジェンダーの指向が周りから注目されないような工夫が必要と思っています。大人でも難しいカミングアウトを、思春期の子どもたちに求めるような制服の選択をしてほしくないのです。まだ制服変更まで少し時間があります。ジェンダーに関心の高い生徒へのカウンセリングをしたり、カミングアウトした人たちの意見を聞いて、その意見を生かしながら制服移行に取り組んでいただくことをお願いして、次のテーマ、行財政改革に移ります。

3月議会の代表質問でした内容の詳細についての質問です。小泉総理時代、スリムな地方行政の取組が進められ、その評価をする行政改革担当の部署までありました。あれから20

年、地方の行政改革の中で事業サービスの民間委託について検証したいので、各部署の現状を六つに分類して事例を挙げて、加えて各事業の年間予算も報告ください。その六つとは、一つ目が土木・建築・施設管理、二つ目が子育て・介護・医療、三つ目が教育（学校、生涯学習）と文化事業ですね、四つ目が窓口市民サービス、五つ目が環境・交通運輸、最後が国・県事業の委託に分類して特徴的な事業例を挙げることに、分類別の総予算も報告ください。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

各分類の主な民間委託事業とその予算を申し上げますと、土木・建築・施設管理につきましては、橋梁長寿命化事業経費における測量設計業務委託料4,200万円や、社会体育施設管理経費における指定管理委託料約4,100万円など、総額で約6億5,000万円、子育て・介護・医療につきましては、放課後児童健全育成事業経費における学童保育事業委託料約1億5,300万円など、総額で約5億8,700万円、教育・文化事業につきましては、市民会館施設管理費における指定管理委託料3,700万円など、総額で約3億4,300万円、窓口市民サービスにつきましては、重層的支援体制整備事業への移行準備事業における移行準備事業委託料約1,200万円など、総額で約7,400万円、環境・交通運輸につきましては、清掃収集業務経費における廃棄物の収集委託料約1億2,500万円など、総額で約2億1,500万円、国・県事業の委託につきましては、河川総務一般経費における国・県の樋門管理委託料約900万円など、総額で約2,700万円となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。三つの分野の民間委託合計予算は18億9,300万円となります。市の令和6年度の予算が227億4,000万円の8.3%に相当する大きな費用が、地域や企業に任せられているので、委託を決定して丸投げするのではなく、委託先の運営にも関心を持つべきですし、発注する側の倫理も厳しく問われていると考えます。

そこで次の質問なのですが、今、御説明いただいた土木・建築・施設管理、子育て・介護・医療、窓口市民サービス、環境・交通運輸、教育・文化事業、国・県の委託事業など、細かくいうと宇土市民会館、あじさいの湯、給食センター、地区公民館を含めいろいろあります。私はその事業そのものというよりも、外部委託した事業の採算性、そこで働く人たちの仕事環境、給与、休日などに関心を持ってきました。民間委託する評価の中で、民間の人材活用を含めた財政効果について確認したいので、委託先の例を挙げて報告をください。企画財政部長お願いします。



○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えします。

民間委託の中で、指定管理者制度を導入しております宇土市民会館を例として説明させていただきます。

まず、指定管理者制度導入前の平成16年度から18年度を見ますと、3か年の支出のうち一般財源の平均は年間4,340万円でした。

それに対して、令和6年度の指定管理料は3,700万円で、単純に比較すると財政的な視点では年640万円の経費削減になっております。

人材活用の面では、以前は市職員が館長を務めておりましたけれども、平成13年に民間出身の館長を登用し、民間人材の活用を図りました。

なお、その前年の平成12年には市民会館で劇団わらび座の公演を開催しており、館長と有志によるNPO法人宇土の文化を考える市民の会の設立につながるなど、それ以後の文化活動に大きな影響を与えました。

その後、平成20年度に指定管理者制度を導入し、指定管理者となったNPO法人宇土の文化を考える市民の会においては、劇団わらび座からベテラン俳優を副館長に迎え、和太鼓のメッカ佐渡島の鼓童研修所の出身者をホールマネージャーに据えるなど、積極的に民間の人材を登用されてきました。

その結果、自主事業が発展的に改変され、全国規模の公演も数多く実施されるようになっております。宇土市の地域文化を市民とともに創造・発信する文化芸能の拠点となっており、民間の能力を最大限に活用できた成功事例であると考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 宇土市民会館の民間委託について詳しく報告いただきありがとうございます。私自身が草創期の宇土市民会館の委託に関わったので、答弁の内容に関してコメントはいたしません。委託前の活動状況を含め、昨年秋に「市民会館50周年」という冊子が市民会館から出ております。これをめくっていただくと分かるんですけども、市民会館ができた当初からすばらしい催し物が開催されてきました。一番活発な頃は、昭和54年、55年、56年頃でした。ところが民間委託前の市民会館の状況は、平成4年から平成10年の7年間の催しが1ページに収まっています。バブル崩壊後の10年の経済低迷と同様に、市民の文化芸術に関する関心度というか活力が下がっていたように思います。説明にあったわらび座「21・飛翔」が平成12年12月でした。平成13年から先ほどの御説明にあった変化が起こります。市民会館を活性化させようとの思いで集まった市民有志、宇土の文化を考える市民の会の活動が始まりました。そこに三浦館長が替わられ平成14年から市民会

館が活性化に動いていきます。そして最後のページがコロナ禍前の市民会館の活動状況です。まだまだ開館当初というか昭和55年頃には追いついていませんけれども、少しは近づいてきているのかなというふうに思います。ただ、コロナ禍は人が集まる施設に大きな打撃を与えました。

そこで質問なのですが、委託後から現在に至る運営の状況について、二つの施設を確認します。まず市民会館について、指定管理の内容、給与・働き方と運営について聞くのと、コロナ禍の中での混乱も含め、市民会館側からは現在の運営をどう見ているのか。また、コロナ禍の財政支援の有無を含め、報告をお願いします。教育部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宇土市民会館の管理運営については、平成20年度から指定管理者制度を導入しており、現在に至るまでNPO法人宇土の文化を考える市民の会が指定管理者として管理運営を行っております。

管理運営に要する経費は、利用料金や入場料収入のほか、市が支払う委託料によって賄われており、令和3年度から令和7年度の第4期指定管理期間においては、委託料として年間3,700万円を支出しております。

自主文化事業や維持管理などの業務については、館長をはじめとするNPO法人職員4名を中心に行われており、そのほか3名の非常勤職員が業務に当たっています。令和5年度実績で1,814万9,139円が人件費として支出されており、ひと月当たりの平均労働時間は、館長が80時間で、その他3名の職員は136時間から160時間、非常勤職員は70時間から113時間となっています。

管理運営の評価については、市では指定管理施設における所管課モニタリングを毎年行っており、その内容を市ホームページで公表しています。

また、施設利用者や市関係者で構成される運営評価委員会を毎年開催し、施設の管理運営や利用者サービスなどに関する評価を行って業務改善を図っております。さらに、会館職員と文化課担当職員が毎月定例会議を行い、情報共有に努めております。指定管理者側からの意見としましては、建物や設備などの老朽化が進行していることから、施設の改修や設備の更新を強く要望されております。

コロナ禍における管理運営については、休館や開館時間の短縮、利用料収入の大幅減などで大変苦慮されましたが、公的な助成金を活用して自主文化事業を開催するなど、大幅な赤字を出すことなく会館運営に努められましたことは高く評価されます。

なお、コロナ禍における市の財政支援につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金10万円、指定管理施設休業要請協力金10万円、指定管理施設事業

継続給付金100万円の合計120万円を指定管理者へ支出しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。コロナ禍中には120万円という大きな金額の支援があり、急場をしのげたのではないかなと思います。以前から宇土市民会館は県の中央に位置しているの、全県を対象とする団体の会議場や熊本市などの保育園の発表会などで使われていたり、それと今年から宇土市のロゴとかスローガンが「九州のどまんなか宇土市」ですから、貸会議室の需要拡大も可能と思っています。それと私が宇土の文化を考える市民の会の事務局長をしているとき、一番気がかりだったのが設備で、多分熊本で一番古いボイラーが気がかりでした。市施設の省エネルギーの目標達成に悪影響をしていると思いますし、メンテナンスできる技術者が県内に1人か2人しかいないぐらいの状況です。早急にボイラー設備の入替えが必要だと思いますので、検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。二つ目に確認したい民間委託は、あじさいの湯の指定管理の内容、同じなんですけれども、給与・働き方、運営について、コロナ禍の中の混乱でも頑張ったあじさいの湯をどう評価しているのか。また、コロナ禍での財政支援の有無含め、報告をお願いします。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、あじさいの湯の管理運営についてですが、九州綜合サービス株式会社が指定管理者として管理運営を行っております。指定管理の内容は宇土市健康福祉館の管理運営に関する協定書に記載しておりますとおり、管理業務の主なものとして、①利用の許可に関すること、②利用料金に関すること、③施設及び設備の維持管理に関することとしています。なお、従業員の給与や働き方等については、指定管理者の裁量により決定するものであり明記はしておりません。

次に運営の評価についてですが、宇土市公の施設指定管理者制度に係る運用方針に基づき、年度終了時にはモニタリングを実施し、その結果をホームページ等で公表しております。令和5年度におきましては、日々の清掃消毒や設備メンテナンスにより安全衛生管理は適切に行われており、運営に影響を及ぼす問題等は発生しませんでした。また、利用者増加の取組については、ユニバーサルデザインの発券機導入や菖蒲湯・柚子湯サービスの実施、グラウンドゴルフ大会の開催など、イベント実施などにより、昨年度の利用者数は、過去最高を記録しました。これは、あじさいの湯の従業員に頑張っていたいただいたおかげであると高く評価をしているところです。しかしながら年間収支としては、歳出がかさみ、赤字となっております。

最後に、コロナ禍での財政支援についてですが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金10万円、指定管理施設休業要請協力金10万円、指定管理施設事業継続給付金100万円の合計120万円を指定管理者へ支出しています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。月2回、網津の生活安全パトロール隊であじさいの湯を回っていますが、夕方は駐車場が9割埋まるほどいっぱいになっております。お客さんが多いなと思うのですが、先ほどの報告は過去最高と言われたんですが、松下館長が一番多いときの9割までしか戻っていないという話をしていました。そこで運営費に関して、よく常任委員会で話題になるほかの公共温泉よりも低い利用料をもっと上げるべきではないかという思いで、にぎわいを今見ているところです。また、あじさいの湯を受託されている会社は、熊本県内で多くの公共施設の管理運営を受託されておられます。知人・友人が県下にたくさんいるので、いろんな噂が耳に入ってきます。あじさいの湯は人と関わり合う大変な仕事で、もう一つの給食センターは子どもたちの命に関わる仕事です。二つの事業所は、国の推進する働き方改革に沿った職場環境になっているのか関心を持ってきました。前の質問の宇土市民会館を含め、運営状況を検証し、評価する時期にあります。委託選定が慣例的な随契委託にならぬよう、発注者側の倫理観も問われていると思っています。

次の質問に移ります。民間委託の最後は新図書館の民間委託についてです。実は本日の新聞発表と重なる部分がたくさんありますが、予定していたので質問させていただきます。田中会館跡地計画は、市民を交えて取り組む今後最大の事業と考えています。そこで、教育委員会が目指す図書館を中心とする市民交流スペースの内容と今後のスケジュール、さらに活性化を含めた民間委託のやり方について考えをお尋ねします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、施設整備の方針についてお答えします。

旧田中会館跡及び隣接地を活用して整備する多目的交流施設は、図書館を核とする施設として整備しますが、図書館を利用される方はもちろん、スポーツ施設の利用者や子育て世代、学生など幅広い世代が交流することができる憩いの場、地域ににぎわいを呼び込む場となることを目指して整備を進めています。

新施設の整備には、民間の意見を幅広く取り入れていく方針です。その取組の一つとして、市民を対象としたアンケート調査とワークショップの開催を予定しています。アンケート調査の結果やワークショップで出された御意見は、可能な限り設計に反映させていくこととしています。

多くの市民の皆様は施設整備に少しでも参加していただき、さらに、市民の皆様と協力して創り上げる方策として、館内の展示物や各種表示の作成に市民の皆様に参加していただこうと考えています。どうやって創り上げていくかという過程を大切にして、施設の応援団になっていただけるよう取り組んでまいります。

また、民間の活力を取り入れるため、元熊本県民テレビアナウンサーの本橋馨氏を施設整備のプロデューサーとしてお招きし、庁内プロジェクトチームの一員として、積極的に整備計画に意見を出していただいております。

これらの取組により、行政だけの意向での施設整備ではなく、市民の皆様の意見や思いが施設整備に反映できると考えています。新しい施設が、市民の皆様は親しまれ、愛される施設となることを目指して、引き続き取り組んでまいります。

次に、施設整備のスケジュールについてお答えします。

新施設は、現在、施設整備の構想を検討しているところです。今後、今年度に基本設計、令和7年度に実施設計、令和8年度に改修工事を行い、令和9年度の供用開始を予定しています。

最後に、施設運営方法につきましては、どのような方法が適切かを民間委託を含めて、供用開始に向けて、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しくスケジュールも説明いただきありがとうございます。特に、設計前に市民全員へのアンケート調査やワークショップの実施には賛同するところです。加えてワークショップや熱心な意見をいただいた市民と新図書館をつなぐ取組が、完成した後の利用者を増やすことにつながります。以前に紹介した伊万里市民図書館は、基本構想から設計者と市民のワークショップで議論し、さらに実施設計でも工事中にも完成後の使い方について意見を交わしながら進めたことが、後の図書館友の会の設立につながり、有能な人たちが集まることにつながったと説明がありました。要はいかに市民を建設計画に巻き込んでいけるかだと思います。開催予定のワークショップが決まった基本設計の説明会にならないよう、基本構想の段階から市民協働、協力して働く市民協働の図書館づくりに取り組んでいただき、図書館を核とする市民交流施設になるようお願いいたします。

最後のテーマ、成年後見人制度に移ります。まず、何でこの質問をするかについて、現在認知症高齢者が全国で400万人を超え、いよいよ500万人に近づいている状況の話と、独居老人世帯も増え、それは宇土市でも同様で特に西部の網津、網田に目立ってきています。また新聞記事やテレビニュースから、全く一人になっても生きられる社会とはどんなものかを考えるようになりました。それと妻が勤務時代から社会福祉士として成年後見人の受任を

してきました。最初の方は全く身寄りのない方で、亡くなったとき、ある葬祭場の小さな部屋に安置して葬儀も行い、埋葬の手续もしていました。通夜の夜は私も同行したのですが、身寄りのない方の葬儀とは本当にこんなものかというふうに思いました。認知症高齢者だけではなく、知的障がい者や身寄りのない方の老後の安心、人としての尊厳を最後まで保つのに必要と考えているのが、成年後見人制度と思います。資料4をめぐっていただくといろいろ出てきます。

そこで最初の質問は、まず現状を知るために、市として独居の高齢者世帯や身寄りがない、あるいは身内が遠方で介護できない認知症高齢者の一人暮らしの支援について、どういうことをやっているか報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市における65歳以上の高齢者の独居世帯の数及び認知症高齢者の数は、年々増加傾向にあり、今後もさらに増加していくことが見込まれています。

一人暮らしの認知症高齢者の場合、注意力の低下による火災のリスクや、外出したまま家に帰れなくなってしまい行方不明や事故に遭うリスク、料理が上手くできなくなることで食生活が乱れ健康状態が悪化するリスク等が発生します。

本人の親族が身近にいる場合は、早期に異変を発見し、医療機関へ受診させるなどの対応につながりやすい一方で、身寄りがない方や親族がいても遠方にいる方の場合は、本人が抱えている日常生活や健康面などの問題に周囲の人が気づきにくく、認知症の症状がさらに悪化していくリスクも考えられます。そのため、近所の方などが早めに本人の症状に気づいて、相談機関等へ情報提供していただく体制を整備する必要があります。

認知症高齢者への支援については、本人やその家族等に早期に関わる認知症初期集中支援チームを平成29年5月に発足し、適切な医療・介護等のサービスが早い段階で包括的に提供される仕組みを通じて、本人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援を行っています。

また、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど、認知症に関する相談先の周知啓発を行うとともに、地域や学校などで認知症サポーター養成講座を開催し、多くの市民に認知症に関する正しい知識と理解を深めてもらい、地域で認知症の方やその家族に対して手助けする体制の構築に努めています。

これらの取組を通じ、認知症高齢者を地域から孤立させないよう、地域住民の協力を促し、地域で助け合う土壌づくりに努めています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私は認知症の父を家で介護した経験から、認知症初期集中支援チームの取組は良いなと思います。実は日々一緒にいる高齢者の微妙な変化に気づけないことを、父の生活で知る経験をしました。毎日同居しているとただ機能が低下してきたのか、認知症の初期症状なのかの境が不明で、アルツハイマー病が発覚したとき、周りから「そういえば運転のとき、クラッチの使い方がおかしかった。」とか、「言ったことを何度も聞き返してたね。」というふうなことを教えられ、認知症の兆候は大分以前からあったことを知りました。周囲の人との連携が大事だと思います。認知症初期集中支援チームには、専門家だけではなく当事者周辺の身近な隣人も加えるとより早い対応ができると思いました。

次の質問に移ります。そこで、成年後見人制度を利用している人はどれくらいいるか確認したいので、宇土市で過去5年間利用している状況について報告をお願いします。健康福祉部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の成年後見制度の利用状況をお示ししますので、モニター又はタブレットを御覧ください。熊本家庭裁判所が公表している資料で、各年12月31日時点での人数となります。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの理由で、物事を判断する能力が十分ではない方を保護し、支援する制度で、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐、補助の三つの種類に分かれています。利用の多くは成年後見となっており、成年後見人や保佐人には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、専門的な知識を持つ専門職が選任されるケースが多い状況にあります。

本市の利用者数を見ていただきますと、令和元年の利用者数63人に対して、令和5年は84人となっており、本制度を利用される方は年々増加しています。令和5年の利用者84人の内訳としましては、成年後見63人、保佐15人、補助6人となっております。なお、これらの利用者の後見人が親族であるのか、弁護士等の専門家であるのか等の内訳は公表されておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。過去5年の利用者が約1.3倍に増加しているのですが、これは全国的な変化で成年後見人を受任する弁護士、司法書士、社会福祉士の数が少なく、複数人を受任しています。後見人は家庭裁判所から委託され、当事者との面談、入所施設の対応、金銭管理、家庭裁判所へ定期的な報告の提出があるので、受任者を増やせない現状もあるようです。一番は、地方のマンパワー不足、専門職の足りな

さにあると思います。そこで次の質問なのですが、昨年から全国の成年後見人制度といういろいろな仕組みを調査する中で、市民後見人なる活動があることを知りました。そこで、市民後見人についてです。平成24年4月1日施行の介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の中で注目したのが、市町村は適正な後見人候補者を育成し、その活用を図るための3本の柱が書かれていました。一つ目が、成年後見人制度の研修の実施、二つ目が、適正な成年後見人候補者の家庭裁判所への推薦、三つ目が、その他必要な措置を講じる努力義務を負うとありました。そこで質問なのですが、市としてこれまで市民後見人を育成するのにどんな取組をしてきたか。やっていないのなら今後どうするかについて考えをお聞かせください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

市民後見人の育成及び活用に向けた取組については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による老人福祉法の改正により、市町村の努力義務として、後見等に係る体制を整備することが規定されました。

市民後見人とは、親族や弁護士等の専門職以外の市民が後見人となる制度で、市町村は、市民後見人の養成研修や研修終了後のフォローアップ研修の実施、また家庭裁判所に推薦する後見人候補者の選考委員会の設置等、具体的な取組を行うものとされております。

本市においては市民後見人制度の促進については、課題が多く取り組めていない状況でございますが、近年の制度を取り巻く状況として、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、後見制度の利用者が増加傾向にあるのに対し、後見人業務を行うために選任される弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職である後見人の担い手が不足しており、選任までかなりの時間を要するケースが増えています。そのような中で、市民後見人は、担い手不足解消の一助となるものであり、地域の人を地域で支える観点や、本人に身近で寄り添った支援が期待できる点でも、利用者にとって心強い存在になるかと思われまます。

市民後見人の育成・活用に向けては、本市単独ではなかなか実現できるものではないため、近隣自治体と共同、連携しての実施など、模索していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 現状報告ありがとうございます。今回の質問テーマは、もともと3月にやる予定でしたので、時間がありましたのでいろいろ調べている中でいろんなものを発見しました。大阪や東京の先進地は、高度成長期の労働者が多いところが先進的に取り組んでいることも知りました。しかし、人口が多いからできると言っているような状況のゆとりはなく、後見人の人材不足で受任待ちの人が増えていることから、地方の人材不足を理由に



取り組めないままでは、認知症や一人暮らし、知的障がい者の将来の心配、不安に対応できないこととなります。

そこで、最後の質問なのですが、前の質問で紹介した本、市民後見人入門の事例の中で、先進的な自治体は市民後見の適正な運用に向けた独自のシステムを構築しています。その中で注目したのは、品川区社会福祉協議会成年後見センターと愛知県知多地域のNPO法人による取組は宇土市の参考になると考えています。品川区社会福祉協議会は組織内に成年後見を支援する成年後見センターを新たに設置しました。地方が人材不足で特に専門知識を持つ人材が足りない状況から、品川方式を参考にして、市の社会福祉協議会が成年後見の役割の一端ができないのかについて考えをお聞かせください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

成年後見制度の中の一つに、親族や弁護士等の個人ではなく、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が後見人となる法人後見という制度がございます。

この法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当しているため、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。そのため、長期に支援が必要と見込まれる利用者に対しての支援が可能であることや、個人の後見人と比べ組織対応ができるため、複数の専門分野にわたる支援を要する事案の受任が可能であるなどのメリットがございます。

現在、本市において法人後見を受任している法人はございませんが、宇土市社会福祉協議会では、市から成年後見支援センター業務を受託し、成年後見制度に関する相談業務や手続支援、後見人支援等全般の業務を行っています。また、ほかにも宇土市社会福祉協議会では、県の社会福祉協議会から地域福祉権利擁護事業の委託を受け、判断能力に課題のある人に対し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常生活における金銭管理を行っております。宇土市社会福祉協議会は、このような業務を既に担っていることから、加えて法人後見を受任することは可能ではないかと考えています。

実施に向けては、地域における成年後見等のニーズを把握し、宇土市社会福祉協議会と協議を重ね、必要性について判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく説明いただきありがとうございます。今のそのまま法人後見というのはできないかもしれませんが、今後、社会福祉協議会の成年後見人的な活動は可能なことを聞いて、少し希望が出てきました。現在、市から委託されている成年後見支援セン

ター業務にもさらに専門知識を加えていただき、社会福祉協議会での法人後見活動が近い将来行われると認知症高齢者、独居高齢者、知的障がい者や日常生活に不安がある人たちを支えることができます。それは私の疑問、全く一人になっても生きていける社会とはどんなものかの対応であり、宇土市に住む認知症や一人暮らしの老後の生活の安寧につながります。今後必要になったとき、早めに準備をお願いいたします。これで私の質問を終わります。

今回の一般質問は、大規模災害時の避難所、外国籍市民の生活、学校内のジェンダーの理解、民間委託、成年後見人制度について質問をいたしました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

-----○-----  
午前11時17分休憩  
午前11時25分再開  
-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 皆さんこんにちは。中口です。本定例会におきまして、質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、宇土地区におきます治水対策と地域資源の活用について質問をいたします。質問席から質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 質問の前にちょっとうれしいことがありましたので、皆さんにお知らせしたいと思っております。今、新聞の切り抜きを掲示しておりますが、5月28日、熊日新聞に、県関係有望選手25人、県教育委員会が発表したと。これは熊本県教育委員会がくまもとワールドアスリート事業の代表として中学生から大学生の25人を指名いたしまして、将来の国際大会で活躍する日本代表を目指す県関係者を資金面で支援するというので、この25人を指名したわけです。小さくて見えないかもしれませんが、女子のハンドボール、ルーテル高校から三浦さん、高山さんのお二人、それと千原台高校の河上さん、内山さん、いずれも鶴城中学校の出身であります。1年生と3年生。1年生の方は、今年の高校総体からレギュラーで頑張っておられます。それと併せまして陸上競技に佐美三ひなたさんという名前があります。この方も網田出身で、小学校は網田で、そして中学校は熊本に行かれて、今、熊本工業高校で陸上を一生懸命頑張っておられる。言うならばこの25人中5名が宇土市出身であります。これを見ながらですね、うれしくなるとともに、しっかりと応援してい

かなんというふうに改めて感じた次第でございます。また併せまして、子どもたちが頑張っているなというようなことをもう一つ御紹介いたします。先ほど野口議員の制服の件でいろいろ質問がありました。制服の見直しに取りかかったのは令和5年ですか。その前にですね、御紹介いたしますが2019年5月14日、熊本日日新聞の中に読者の広場、若者コーナーという欄があります。あそこに鶴城中学校の女子生徒15歳、実名で投稿いたしました。制服は女子が何でスラックスをはけないのかと、スカートなのかと。自由でいいんじゃないかというような投稿がありました。これが2019年5月14日、熊日新聞に掲載をされました。私はこれを見てですね、勇気があるなと思いました。素晴らしい考えであるなと思いました。私は当時、文教厚生常任委員会に在籍しておりましたので、担当者の方に申し上げました。こういった投稿者もおられると、この記事を見てどう思いますかと、是非、教育担当者で協議して、そして教育委員会に上げてくれと、5人の先生と議論してくれと。将来性、方向性、そういったことまで是非対応をお願いしたいということで要望いたしました。その後、何にもありませんけれども、私、性善説からいいますと、その流れが今回の先ほど野口部長が答弁されました、あの令和5年の見直しにつながっているのかなというふうに性善説で捉えておりますので、そのとき、これがあったときですね、どうなっているか何回か教育委員会に聞こうかと思いましたが、それはやめましたけれども、結果としてこういうふうになりましたので私は良かったなと思っております。こういったいろんな考え、先見の考えの持ち主、私は本当に素晴らしいと思えましたよ。15歳で実名で、きれいな文章で載せてあります。言うならば、今問題になっております制服の自由化ですよ。そういうことがあったということで御紹介して、先ほど言いましたようにスポーツ選手、将来は日の丸を背負って頑張るものと思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、それでは私の質問に入ります。一つ目が、宇土地区の治水対策です。御案内のとおり、宇土地区には船場川、大坪川それに潤川がありますが、いずれも干満の差が大きい有明海に注ぐ感潮河川であります。満潮と大雨が重なれば、河川の水位が上昇して、流域では道路が冠水するなど水害が発生しております。いわゆる水害の常襲地帯と呼ばれる地域もあります。この治水事業、これは市民の生命と財産を守るための重要な事業であります。また、人口増加あるいは企業誘致等、地域の発展に寄与するものであります。これにつきまして、この二つの川について質問しますけれども、この船場川、大坪川が増水した場合、この雨水を浜戸川に強制的に排水することが必要ということで、平成27年に国の事業採択を受けまして、県営によりまして新たに松原排水機場の事業が着手されました。この松原排水機場は、当初私は、土木課の事業で治水対策というふうに考えておりましたけれども、これは営農、農業対策の関係で松原地区農村地域防災・減災事業が正式名称ということであります。しかし、治水対策には変わりはありませんので、そういった

ことで話してまいりますので御了承をお願いしたいと思います。私たち地元有志、そして当時の宇土地区の区長会の会長さん等々で、この事業は一年でも早く完工してもらいたい、一日でも早く宇土市の水害が少なくなってもらいたいということで、名称は松原排水機場整備促進協議会を立ち上げました。それに今ありますけれども、この要望書を作りまして蒲島知事宛て、県の事務所ですけれども、そちらのほうに元松市長、西山県議それと桑田会長等々で要望に参りました。また、県選出の国会議員の先生方が何かの用で宇土に来られた際、あそこはこうやって宇土は水害に弱い地域といったことで、今松原排水機場はうんぬんです、1回見てもらえませんかといったことで、何人かの先生には関係者と一緒に、もちろん執行部の方も一緒でしたけれども現場に行きまして、そういった現場を見ていただくとともに要望活動をいたしております。この松原排水機場は2年後には新しく稼働を始めるというふうに聞いております。やっとならぬのかという思いと、あと2年間、この当該流域で水害が発生しないかなど、発生しないでほしいということを念じております。そこで、大坪川下流の馬之瀬堰、そのちょっと上には今流れが二つになっております。直進と左折といった流れになっておりますけれども、今後この松原排水機場ができた後の整備計画はどうなっているのか、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

準用河川大坪川につきましては、市街地の治水対策を目的に、昭和50年度から最下流である船場川への合流点を起点に、松原町の大坪水門までの延長1,190メートルを整備区間とし、河川改修に取り組んでいます。

議員御質問の馬之瀬堰付近の改修についてですが、モニター又はタブレットを御覧ください。馬之瀬堰付近の航空写真で、赤丸で囲っている部分が馬之瀬堰になります。この馬之瀬堰を流れていた元の大坪川、青色で着色している部分になりますが、馬之瀬堰下流側で直角に曲がっていたことから、流れをスムーズにするため、赤色の破線で示しているように馬之瀬堰上流側から左側にショートカットする新たなバイパスを整備するものです。

バイパスの整備では、バイパスの整備に伴い土地が分断されることから、紫色で示しますが、新たに橋梁を架ける必要があり、昨年度、橋梁を架ける工事に着手したところです。

工事の状況としましては、昨年度は仮設道路を整備し、今年度は橋梁下部工及び護岸の一部を整備する予定です。来年度は橋梁の上部工の整備を予定しており、その後、バイパス区間に設置しています仮設の道路と暗渠排水管を撤去し、その部分の護岸を整備する予定です。

なお、バイパスに架ける新たな橋梁は、宇土東小学校北側の土地利用の進展にも有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけれども、先ほど申しましたようにあと2年間、松原排水機場ができるまで水害が起きないことを念じておりますと申しました。今、まっすぐと赤の方がありますけれども、両方とも水がスムーズに流れないような状況です。下には松原、馬之瀬の排水機場があります。ヨシが茂ってしまっています。左側のバイパスの方はちょっと水がすんなり流れないような阻害するようなものもありますので、大雨が降って水がすんなり流れればいいのですけども、増水してあの付近で水害が起きたら困るなどといったことで、あと2年間、松原排水機場ができるまで線状降水帯とか大雨が降らないように、本当に願っているところでございます。

それでは、次の質問に入ります。質問の二つ目は、潤川の整備状況について質問をいたします。この潤川につきましては、事業主体が熊本県でありますので、宇土市で把握している範囲での答弁をお願いしたいと思っております。過去には、この当該潤川のSAKODA付近で、道路が冠水する等の被害が何度も発生しております。大雨の際、当時の有志議員とともに現場に行って写真撮影、そして市のほうにそういったことも提出してまいりました。現在、県のほうで事業が進んでいるかと思いますが、事業の概要と現在の進捗状況、また併せまして今後の見通しにつきまして建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、潤川は河川断面の不足に加え、感潮河川であることから、大雨時と満潮時が重なることで、道路の冠水や宅地への浸水等が発生し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼしております。

こういった状況を踏まえ、河道拡幅による流下能力の向上を図るため、河川管理者である熊本県において、昭和60年度に下流の浜戸川合流点から河川改修に着手され、順次上流に向けて改修が進められております。宇土市工区につきましては、平成24年度に着手をされております。

改修状況について熊本県に確認したところ、県道宇土甲佐線から花園池までの宇土市工区約3.5キロメートルのうち、県道宇土甲佐線から国道3号松橋バイパスまでの約1キロメートルを重点取組区間とし、集中的に整備を行っているとのことでした。

モニター又はタブレットを御覧ください。潤川の宇土市工区、重点取組区間の航空写真になります。

現在、県道宇土甲佐線から上流約400メートルについて、写真の中段左側の破線で示しているところになりますが、湾曲する河川のショートカットと併せて、不足する河川断面を確保する工事が行われており、令和7年度の供用開始を目標に整備が進められております。

そのほか、バイパス区間上流部から中橋1号橋付近までについては、設計等が進められています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 一年でも早く供用開始になるようお願いをしたいと思います。

次に、二つ目の質問に入ります。これは宇土地区の地域資源の活用について質問いたしますけれども、本件につきましては通告しております以外に二つほど関連質問を行います。これは議長の許可もいただきましたので、答弁のほうをよろしくお願いを申し上げます。宇土市には、日本の夕陽百選、網田の御輿来海岸や日本の名水百選、轟水源等々もすばらしい地域資源が多数あります。また、宇土地区には旧高月邸や船場橋界限等の地域資源等があります。宇土地区の活性化対策、宇土地区のまちづくりについては、これらの歴史的な資源を有効に活用することが必要であります。この宇土地区の地域資源を活用いたしましてのまちづくり活性化対策、これは私の議員活動の重点の一つとして取り組んでおります。まず初めに、執行部の方に御礼を申し上げます。といいますのは、エノキが今大きくなりまして、地元の方から大きくなりすぎてあの枝の中に電話線、いろいろな線がありますけれども、台風とか大雨が来たときに枝が折れて、そういった電話線とかいろいろな線が切れないように早くどうかしてもらいたいというようなことがありましたので、関係部署に相談しましたところ、本年1月にきれいに伐採してもらいました。地元の方も大変喜んでおられました。ここで、まず感謝を申し上げます。

次に、具体的な質問に入りますけれども、宇土地区の地域資源の活用につきましては、これまで幾度も質問しております。しかし、私の目に見える形での進展がありません。残念に思っております。改めて今回質問をすることにいたしました。まず質問の一つが、船場橋の植樹帯の整備について質問いたします。まず、船場橋のこのエノキ群のところに植樹帯がありますけれども、写真のとおり、初夏にはエノキの新緑の美しさ、それと植樹帯にはアジサイや時期には菖蒲が咲き誇っております。写真のとおりです。このアジサイは宇土市の花でもあります。皆さん御案内のとおりかと思っております。また、これは初夏の写真ですけれども、冬になりますと、これは2018年に大雪が降ったときに朝から写真を撮りに行きました。枯れ枝に雪が積もって、そして新たな美しさを見せてくれました。本当にやはりきれいかったです。この雪が降ったときの枯れ枝に雪が積もってですね、本当にきれいかったです。たしか観光物産協会のカレンダーの表紙にもなったかと思っております。以前はこの熊本地震の前ですけれども、この新緑の美しさ、船場橋の美しさ等々を背景に、よく結婚式前の前撮りがよくあっていました。聞いてみますと熊本から来ましたということで、花婿さん

花嫁さんとカメラマンが来て、橋をバックにとかエノキをバックにとかよく写真を撮っておられましたけれども、今はちょっと見かけませんけどもですね。ということで、この船場橋界隈のまちづくりにつきまして、私が1期目のときだったと思いますけれども、平成23年3月議会で元松市長に、船場橋、このエノキ群、植樹帯等の船場界隈を中心とした船場橋を拠点としたまちづくりについて質問をいたしました。市長からは、船場橋周辺の貴重な文化財の保存を図りながら、船場橋や周辺の武家屋敷、井戸等、江戸時代の名残をとどめている歴史的な文化財と現代の水辺や木々等の自然環境との共生を推進して、ゆっくりと歩いて楽しめるまちづくりを進めたいというような答弁がありました。この答弁の中には、本日質問します植樹帯あるいは笹垣も含まれているかと思えます。この植樹帯にはアジサイや菖蒲が植えてありますが、先ほど見てもらいましたように、時期的にはきれいな花を咲かせます。しかし、現状はこの植樹帯の土留めを支えている杭がありますが、杭が腐食しております。御覧のとおりです。中にはまだアジサイが咲いておりますけれども、両脇はもう杭が腐って、土が流出してしまっている。もうあそこに土がないから花が咲かない、植えられないわけです。そういったことで、景観を本当に損なっております。御案内のとおりであります。今後この植樹帯の景観、保全対策、これにつきまして教育長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

市では、ふるさと創生事業を活用し、平成2年度から平成5年度にかけて、船場橋の簡易的な修理や船着場跡の石垣を修復するとともに、船場橋下流側の河道両岸にアジサイや花菖蒲の植樹帯を約120メートルにわたって整備いたしました。

このうち、植樹帯については、10年ほど前から土留め用の杭木列の経年劣化が目立ち始めたことから、平成26年度に緊急性が高い区間において、杭木上部の腐食部分を切断し、新たに切断面上部に木材を継ぎ足す処置を行っております。

現在、この杭木列の劣化はさらに進行しており、植樹帯に充填した土砂が川側へ流入している場所もあります。このことから、市では何らかの対策を講じる必要があると判断し、令和5年度に建設コンサルタントに業務委託して、現地調査などに基づく対策案や改修に伴う河道への影響などを比較検討する調査を実施しました。

植樹帯の改修には、河川管理者の市土木課が以前から進めている船場川の改修事業との整合性を図る必要がありますので、今回の調査結果を踏まえて協議を進め、改修計画の方針を決定したいと考えております。

船場橋界隈は、貴重な文化財が残されており、市民の憩いの場や宇土を代表する観光スポットとして多くの方が訪れています。今後とも歴史的な景観を損なうことなく、船場橋周辺の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） この写真を見る限りで、杭が腐食して土が流出しております。先ほど言われました、一部は継ぎ足したといったことですが、継ぎ足す際にもやはりこの景観にマッチした杭をお願いしたいと思っております。下流の方に新たな杭がありますけれども、普通は大体このぐらいですが、こんなに大きな杭がしてありますので。もっと現場にマッチした、雰囲気にもマッチした対策をお願いをしたいと思います。この写真を見る限りにおきましては、ここを私は今まで質問をしておりますが、どんな対策を立てられているか。一部だけはされたと思っておりますけれども、いろんな疑問も湧いてまいりますし、教育長からの答弁、何か私としてはむなしく聞こえてまいります。今年度、土木課と協議を進めて改修計画の方針を決定するといったことですので、スピード感を持った実のある取組をお願いいたします。

2点目が、笹垣の景観保全対策について質問をいたします。武家屋敷、江戸時代の名残の一つが竹の生垣の笹垣であります。これについても一般質問及び文教厚生常任委員会で当時何回か質問をしております。現在、石小路、門内、定府等々でこの笹垣を見ることが出来ます。常緑できれいで重みがあると感じております。これは、各個人個人の方々の所有であります。宇土市にとりましても貴重な歴史的資源で、宇土市の財産でもあるかと思っております。過去の話になりますけれども、平成29年第4回定例会におきまして、教育長から私のこの笹垣に対することについて答弁がありました。そこをちょっと読ませていただきますが、これは平成29年の答弁ですので、「現在も住民の方々によって笹垣が大切に維持管理されております。平成7年にはその優れた景観から第8回くまもと景観賞のテーマ賞を受賞いたしました。しかし、かつては市街地の多くの場所で見ることができた笹垣も、維持管理の担い手の減少や手間がかかる等の理由で少しずつ減少しています。さらに、熊本地震後の宅地造成や建物の新築等がこれに追い打ちをかけまして、宇土の歴史的な町並み特徴づける笹垣のある美しい景観が急速に失われていくことが懸念されます。笹垣のある景観は、かつて宇土に存在した武家屋敷の面影を今に伝える貴重なものであります。今後、歴史的町並みが残る他地域の取組につきましても調査するとともに、行政と維持管理されている住民の方々と共同で笹垣のある美しい景観を保全し、後世に継承するための方策を検討してまいります。」というような答弁がっております。教育長の答弁から7年が経っております。笹垣のある住宅も減少いたしました。現在、この笹垣のある住宅の戸数を把握されていれば、その戸数。また、今後この方々への支援あるいは補助、教育委員会で何らかの皆さん方に支援をされるのかどうか。あるいは個人の方々の維持管理はもうその方々に任せるのか。教育委員会の方針、教育委員会の5人の先生方で議論されたと思っておりますけれども、この教育委員会



の見解につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

市では、令和5年度に事前に確認した石小路町、門内町、定府町などの中心市街地で笹垣を所有されている25件の市民の方を対象に、笹垣の維持管理の状況やニーズの把握するためのアンケート調査を実施し、15件の方から回答をいただきました。アンケート調査の結果、多くの所有者の方が「今後も笹垣を維持し続けたい。」と回答された一方で、「所有者の高齢化や代替わりにより笹垣の維持管理が難しくなり、笹垣文化が将来に継承されるかを危惧している。」という御意見も寄せられました。実際に、市が平成25年と令和5年に実施しました笹垣の分布確認調査を比較しますと、この10年間で笹垣が約15%減少していることが明らかになりました。美しい笹垣景観は、江戸時代以来の宇土藩武家屋敷の面影を今に伝える貴重なものであり、後世に末永く継承していくことが望ましいと考えております。市としましては、これまでどおり、今後の所有者の方には笹垣の維持管理をお願いするとともに、本市が誇る笹垣文化を絶やさないため、市で笹の育成や増殖を進め、自宅等で笹垣の植栽を希望される方には、無償で笹を譲渡する株分けを行うための準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 今、教育長の答弁がありましたけども、この答弁の内容からいたしますと、今後もこの笹垣のあるところには、笹垣をそのままにしておいてくださいというようなお願いをします。しかし、この笹垣の維持管理については、いわゆる行政サービスのことはしないと、それぞれ所有者の方々に維持管理をお任せするというふうに感じました。これが私の思った認識であります。この点でよろしいですか。教育長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 追加の質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたアンケート調査結果を詳しく申しますと、笹垣の管理について業者に依頼される場合、年間10万円程度要する所有者もいらっしゃいます。御自分で手入れされる場合は、消耗品程度の金額で収まっている所有者もいらっしゃいます。このように要する経費に差があり、バランスを取る必要もございまして、今後精査の上検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） もう少し他市の状況を、他市のことも少し資料を取り寄せて、先ほど前の平成29年の答弁のとおり、どうかしていかなければいけないという気持ちがあれば

ば、例えばその地権者の方から費用が5万円かかったと、そのうちの何割かを補助するといったことも一つ検討する必要があるのではないかと考えております。あの笹垣の維持管理は大変だと思いますよ。若くて元気な人がいればいいのですが、笹垣をきれいにするためには、孟宗竹ですかね、あれを割って挟んで、そしてずっと括っていかないと。なかなか素人にはできないと思いますし、個人でされている方はもうできると思いますけれども、先ほどの話にありましたように、業者に委託する人も結構多いと。ならば、そこはもう少し行政サービスとして、必要な人は申請に基づいて幾らかの補助をすとか、そういったことも是非検討をしたいというふうに考えております。

次の関連質問にいきます。ここで今言いましたこれに関する予算関係です。予算について関連の質問をいたします。現在質問しております植樹帯の景観整備や笹垣の保存・維持管理につきまして、私はこの宇土市地域環境整備基金条例に定める第6条第2号に規定する環境保全及び景観保全に係る事業に該当すると、予算措置ができると考えます。いわゆる競輪、オートレースの整備協力金のことです。これから少しでも予算措置ができると私は思っておりますが、このことができるかどうかにつきまして企画財政部長に見解を求めます。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

先ほど御紹介がありました地域環境整備基金につきましては、景観保全に係る事業にも処分できますので、活用は可能と思われれます。ただ、この基金はこれまで交通安全経費とか青少年健全育成経費、景観保全経費などで活用しておりますので、限られた財源を全庁的に調整していく必要はあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から報告がありましたが、資料によりますと、令和4年度、街路樹の整備にはこの基金から421万3千円を使っている。400万円は街路樹の整備に使っているということですので、その一部をこっちに回してもかまわないのではないかなと、私自身考えるわけでございます。是非、教育委員会におかれましては、先ほど光井部長からありましたように、予算措置も可能ですよと、しかしいろんな優先順位もありましようということですけども、予算措置ができるということならば、今後市長部局とこういった予算も絡めた、そして市民に寄り添った市政サービス及びスピード感を持った取組を是非お願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。12時15分から再開いたします。

-----○-----

午後0時08分休憩

午後0時15分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。保育士の配置基準見直しの実施状況など4点について、執行部の誠意ある答弁をお願いいたしまして、質問席より質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 保育士の配置基準の見直しが76年ぶりに改善をされ、保育士1人が担当する3歳児は20人から15人に、4・5歳児は30人から25人になりました。経過措置として当面は従来どおりの運営を認めておりますが、この基準改定は、保育施設の重大事故や不適切な保育事案や保育士の負担軽減を踏まえて改善されるものであります。しかし、4月実施について、子どもたちにもう一人の保育士を保護者実行委員会と同じく全国実行委員会が全国の市町村の公立保育園の実施状況を調査したところ、3割の保育園が実施できないと回答しておりました。本市の実施状況と未実施の保育園があれば、今後の配置基準はどうなるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

認可保育所における保育士の児童数に対する配置基準につきましては、本年3月13日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が定められ、その基準が変更されました。

具体的には、福田議員がおっしゃいましたように、満3歳児については、子ども20人に対して保育士1人の配置から、子ども15人に対して保育士1人の配置へ、満4・5歳児については、子ども30人に対して保育士1人の配置から、子ども25人に対して保育士1人の配置へと改正されております。

改正の施行日は、本年4月1日となっておりますが、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の配置基準によって運営を行うことができるとされています。

本市におきましては、本年4月末現在、市内の全ての認可保育所で、改正後の配置基準以上の職員を配置されている状況となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） これまでの保育士の配置基準では、保育園の運営に支障を来すため、全ての保育園が基準を上回る保育士を雇用し、運営に当たってきたため、改正後も基準を上回る配置となっているとのことであります。財政的には大変だったと思いますが、今後は保育士の処遇改善など国に要望していただきたい、このことをお願いしておきます。

次に、こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法の中で打ち出したものですが、保育園の運営にも影響が出るのではないかと心配しております。保護者が保育園を自由に選び、6か月から2歳までの子どもを1時間単位で月に10時間程度利用するというが、保育園では子どもが慣れる期間がなく、6か月の子どもは寝返りなど目が離せず、事故が心配されています。改善が必要ではないか。市はどう対応されるのか、考えを健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

こども誰でも通園制度は、生後6か月から2歳児までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で保育所等を利用できる制度で、現在、試行的に実施している自治体はありますが、令和8年度からは全国で実施することになっています。

本市でこの制度を実施する場合には、現在、各保育所で定員以上の入所児童を受け入れているため、加えて保育士の確保や施設の面積要件など、様々な課題があることが想定されます。また、利用する児童が、慣らし保育の期間を置かず、短時間であっても保護者から離れて、見知らぬ環境で過ごすことで不安を感じ、機嫌が悪くなるなどにより、担当する保育士の業務負担が増えるのではないかと懸念しています。さらに、保育士が利用する児童から目が離せず、付きっきりで個別対応をしていると全体に向き合うことがおろそかになるなど、保育の質の維持に影響が出ることも心配されます。

しかし、本市としましては、当該制度の必要性和保護者のニーズがあることも認識しておりますので、他の自治体の状況を注視し、市内の保育所及び関係機関等と効果的で安全な事業実施に向けて、引き続き、協議を進めてまいりたいと考えておりますが、多くの課題が山積しているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 子どもを一時預け、買い物をしたり、要件を済ますなど、親にとっては大変この制度は便利だと思いますが、預かる保育園にとっては1回1時間、月に10時間程度預けられるため、慣らし期間もなく、6か月から2歳児で寝返りなどによる事故も心配され、預かりに大変心配されております。国に改善を求めるべきではと思いますのでその

点よろしくお願ひいたします。

次に、小中学校体育館の空調設備の設置について質問をいたします。全国の小中学校の普通教室には空調設備の整備が進み、現在95%を超えております。しかし、体育館の設備は全体で15.3%と遅れております。気象庁は昨年2023年の平均気温が平年値で1991年から2020年の平均を1.34度上回り、1898年から統計を取っているが、124年間で最も暑い歴史的な年になったと発表し、今後も暑い年が続くとしております。災害も多発することが予想されます。これに対して政府は2023年7月31日付けで、「避難所における空調設備の設置等について」と題する内閣府、総務省消防庁、文科省の連名で都道府県の防災担当部署と教育委員会に対し通知を出しております。その内容は、改正気候変動適応法に基づいて、熱中症対策実行計画が2023年5月に閣議決定され、それを受けて空調設備の設置を求めています。児童生徒の熱中症対策や災害時の避難所となっている小中学校の体育館の空調設備の設置はどうなっているか。教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

小中学校における体育館の空調設備の設置状況につきましては、現在、全ての小中学校において未設置の状況となっております。

そのため、夏場の体育館使用に伴う児童生徒の熱中症対策につきましては、大型扇風機の使用やこまめな休憩、水分補給等とともに、体育館内の室温に十分注意を払い、児童生徒の体調管理に留意しながら体育の授業等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 市内の全ての小中学校の体育館の空調設備は未設置ということであり、そこで内閣府、総務省消防庁、文科省の連名で、体育館に対する空調設備の設置を求めています。その中で緊急防災・減災事業債と学校施設環境改善交付金の制度を利用するように進めておりますが、この制度はどのような制度で、これらを利用した場合の地方負担はどうか、教育部長に説明を求めます。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、緊急防災・減災事業債につきましては、総務省が所管する地方債であり、東日本大震災等を教訓として、緊急に即効性のある防災・減災のための地方単独事業等を全国的に実施するために創設された制度で、令和7年度までの時限措置となっております。

この地方債は、指定避難所における避難者の生活環境の改善に係る空調設備の整備事業などに充当することができ、地方債の充当率が100%、そのうち元利償還金の70%が地方

交付税として措置されるため、実質の地方負担分は全体事業費の30%程度となります。

次に、学校施設環境改善交付金につきましては、文部科学省が所管する交付金であり、学校施設の安全性の確保等に係る改築や改修等の事業に対して、経費の一部を補助する制度となっています。

この交付金を体育館の空調設備設置に活用した場合、補助対象事業費の上限額7,000万円に対し、補助率は3分の1となります。

なお、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の期間である令和3年度から7年度までについては、建物の断熱性が確保されていることを条件に補助率が2分の1に引き上げられております。

仮に、令和7年度までに体育館に空調設備を設置した場合、2分の1の地方負担分に対して、地方債の充当率が100%の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用することができ、そのうち元利償還金の50%が地方交付税として措置されるため、実質の地方負担分は全体事業費の25%程度となります。

ただし、当該交付金の要件として、先ほど申し上げました建物の断熱性が確保されていることが必要となりますので、断熱性が不足する場合は、屋根や窓ガラス等を別途改修する必要があり、空調設備設置以外にこれらの経費が必要となります。

そのため、空調設備を設置するに当たり、緊急防災・減災事業債と学校施設環境改善交付金のどちらの制度が財源的に有利かについては、設置する体育館の断熱性の有無により異なることから、個別に検討を行い、判断することとなります。

なお、緊急防災・減災事業債、学校施設環境改善交付金の補助率2分の1の引上げ、そして防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債については、いずれも令和7年度までの時限措置となっておりますが、これまでも時限措置が延長されてきたところであり、今後、これらの制度が延長されるかどうか動向を注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 説明されましたように、この制度というのはこれまでの制度に比べますと大変有利になっておりますし、この制度を利用し、計画的に体育館の空調設備の設置を進めるべきではないかと思いますが、教育長に考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

今後の小中学校体育館における空調設備の設置につきましては、網田小学校及び住吉中学校の体育館が、風水害時の高齢者等避難として他の避難所に先んじて開設し、その開設回数が多いことから、避難された方々の熱中症対策として、令和7年度に空調設備を設置する予

定としております。

なお、これらの体育館に空調設備を設置するに当たっては、その財源として先ほど教育部長が答弁しました緊急防災・減災事業債が財源的に有利なため、当該地方債を活用する予定としております。

網田小学校及び住吉中学校以外の小中学校体育館における空調設備の設置につきましては、体育館が有する教育施設と災害時の避難所としての役割を踏まえ、近年の深刻な暑さに対応するために、空調設備の必要性を認識しているところであります。

そのため、先ほど教育部長が答弁しました緊急防災・減災事業債及び学校施設環境改善交付金等の時限措置の延長を注視しながら、より有利な財源となる地方債や補助事業制度等の活用を前提に、関係部署と連携しながら空調設備の設置に向け検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 来年度に網田小学校、住吉中学校体育館に設置の予定をし、この2校以外の小中学校の体育館については関係部署と連携をし、児童生徒や避難された方々が安心して快適に過ごせるように、確保に向けて検討するということですので、よろしく願いをしておきます。

次に、物価高騰対策について質問をいたします。政府の物価高騰対策が打ち切られる中で、円安が進み、輸入物資の高騰により物価高が続き、市民生活や中小企業経営に深刻な影響が出ております。電気料金の価格を抑えるための制度の補助金が廃止され、支援がなくなるため電気・ガス代が大幅に値上げされる。特に九州電力は、前年に比べ4割の値上げとされており、夏場を迎え暑さがより厳しくなり、熱中症の恐れがある高齢者世帯では、電気代を節約し使用を控えて、熱中症にかかる恐れがあります。支援が必要であります。節約タイプのエアコン買替えに対し一定の支援が必要ではないかと思いますが、健康福祉部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

今年も昨年と同様に猛暑が予想されており、特に高齢者の方々にとって熱中症のリスクが高まることが懸念されています。熱中症対策としましては、エアコン等の冷房器具の適切な使用やこまめな水分補給、体調急変時の速やかな対応が重要とされています。そのような中で、電気代を節約するためにエアコンの使用を控える方々がいることは、大変憂慮すべき状況と考えています。

高齢者世帯を対象としたエアコン使用に対する電気代の助成やエアコン購入費用の助成につきましては、全国的には取り組んでいる自治体もありますが、助成対象者の要件をどうす

るか、さらに公平性の観点からも、他自治体の状況を逐一把握しつつも、慎重な判断が必要であると考えております。

市としましては、今後も民生委員や地域包括支援センターによる定期的な訪問活動の中で、熱中症のリスクが高い高齢者世帯には、暑さを我慢することが生命に関わることもあることをお伝えし、ためらわずエアコンを使用することやクーリングシェルターを活用することを勧め、体調に異変がある場合は、医療機関への受診を提案するなどの対策を講じるなど、高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 民生委員や地域包括支援センターによる見回りや訪問活動は、大変重要と思いますが、それだけでは熱中症を防ぐことはできません。財政支援を是非お願いをし、次に介護施設、保育園等も物価が次々と値上がりをし、その分を利用者負担を取ることができません。経営が厳しくなり、倒産や事業所を閉鎖するところも出ております。電気・ガス代、食材等の高騰に対し、一定の財政支援が必要と思うが、この点につきまして市の考えを健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、介護施設に対する支援について御説明いたします。

昨年6月の市議会定例会において、福田議員からの一般質問に答弁しましたとおり、介護施設等への支援としましては、令和4年度に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、1事業所当たり8万円から182万円の物価高騰対策支援金を交付しています。昨年度においては、市では行っておりませんが、県から同様の支援金が交付されています。

今年度においては、介護サービス提供の対価として介護事業所に支払われる介護報酬について国の改定が行われましたが、物価高騰に対応する改定としては、介護施設入所に際しての居住費に対してのみ増額改定が行われ、その他の物価高騰に対応する改定は行われませんでした。食材費等の価格高騰分を利用者へ転嫁できない介護事業所にとっては、コストの増加がそのまま経営圧迫につながるようになるため、介護事業所に対する財政支援は継続して必要であると考えております。

次に、保育所に対する支援につきましては、昨年度に介護施設と同じく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と熊本県保育所等物価高騰対策支援金補助金を活用して、物価高騰の影響を受けている市内15の保育所に対して、光熱水費、燃料費等の上昇分の一部について支援を行っております。



今年度においては、現在のところ国等からの交付金等が措置されていない状況ですので、国や県の動向を注視しながら、光熱水費等の上昇に対する支援の必要性について検討したいと考えております。

しかし、支援を行うに当たっては、多くの財源が必要となりますので、新たな財源措置について、国へ要望するとともに、今後も介護施設や保育所が持続して安定した運営を行い、利用者に影響が及ばないように、国等からの交付金等が措置された際に、必要な支援事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 支援をお願いをし、次に市の農業や漁業、中小企業にもガソリンや肥料、資材等高騰を価格に転嫁できず、経営が厳しくなっております。東京商工リサーチが6月10日に発表した5月の企業倒産は、負債額1,000万円以上では、前年比42%増え、1千件を超え、年間1万件に達する可能性があるとしています。原因として融資の返済に行き詰まったり、物価高や人手不足が経営を圧迫しているとのことであります。支援が必要と思うが、経済部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

現在、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行も重なり、飼料、肥料、燃油等の高騰が依然として続いており、事業者の経営や生活に大きな影響を与えている状況です。

このような中、農業者への支援としまして、令和4年度に、市独自で施設園芸用燃油価格高騰対策給付金事業及び葉たばこ乾燥用等燃油価格高騰対策給付金事業を行い、燃油の購入に対し給付金を交付しております。

さらに、国及び県が肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し、肥料価格の高騰対策事業を行っております。

また、直接的な資材等高騰対策ではありませんが、農業者組織等が共同で利用する農業用機械等の導入に対し支援する、農業用機械等共同利用支援事業を令和5年度から行っており、多くの農業者に活用していただいております。

次に、農業用施設管理に対する支援としまして、令和4年度に、国の補助事業を活用し、省エネルギー化推進計画に基づき、農業水利施設の省エネ化及びコスト縮減に取り組む施設管理者に対し、電力料金及び油脂費の価格高騰分の7割を交付しています。

さらに、令和5年度にはこの国の補助事業のほか、県の補助事業を活用し、農業水利施設を管理する土地改良区に対し、電力料金の価格高騰分の5割を交付しております。

次に漁業者への支援としまして、令和4年度に農業者と同様、市独自で漁業者燃油価格高

騰対策給付金事業を行い、燃油の購入に対し給付金を交付しています。

最後に、中小企業への支援としまして、令和4年度に、原油価格高騰により大きな影響を受けることとなった貨物運送事業者や代行業事業者に対し、事業用として所有している車両の種類及び台数に応じて給付金を交付する宇土市運送事業者等燃料費支援給付金事業を実施しています。

また、原料高騰により影響を受けた市内飲食店に対する支援として、キャッシュレス決済 P a y P a y を活用した消費喚起事業を実施し、市内外から多くの誘客を促すことで、事業参画店舗の売上増加につなげております。

令和5年度には、全市民向けに一人当たり5千円の商品券事業を2回実施しております。

商品券事業は個別事業所への直接的な支援ではありませんが、市民全員に公平に支給することで全体としての消費喚起策となり、間接的ではありますが事業者支援の一助となるものと考えております。

資材等の価格高騰、ひいては物価の高騰は社会構造の変化に起因するものであり、その支援を行うに当たっては多額の財源が必要となります。市独自での支援事業につきましては、財源的に厳しい面もありますので、まずは、国等からの交付金等が措置された際に、農業・漁業・中小企業に対する最適な支援事業の実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 中小企業などは、物価高を価格に転嫁することができません。苦しい立場に置かれているわけでありまして、倒産や廃業を防ぐための対策を是非取っていただきたいと思っております。

次に、学校給食について質問をいたします。小中学校の給食に安心・安全な食材を使用し、給食に提供する取組が全国的に広がっております。これは外国産の小麦にラウンドアップ農薬が検出され、大問題となり、安全な国産小麦を学校給食への運動につながっています。熊本県では、昨年からは給食に熊本県産小麦を使用し、給食の提供が始まっております。地元産や県内産の食材を増やしていく取組を強めていく必要があると思うが、現状と今後の取組について教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

学校給食で使う食材に占める地元農産物の利用割合について、米は、宇土市産100%で、年間約3万4千キロを利用しております。野菜等につきましては、本年4月では、重量ベースで約7.4%を利用しております。

なお、今年度から食材の調達方法を整理し、トマト、キュウリ、ナス、ピーマンなどは地

元農産物を優先する選定方法を新設しており、今後、宇土市産の利用割合は増えていくものと見込んでおります。

次に、安全・安心な無農薬・有機農産物の利用につきましては、本年3月市議会定例会の今中議員からの質問でも答弁しましたが、有機農産物の給食での利用に当たっては、安定的供給や割高な価格等の課題が解消されれば、給食食材として利用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 今年度から食材の調達方法を整理し、市の農産物を優先して選定するように改善したため、市農産物の割合は増えていくものだと考えているということであり、その割合をより高めていただきたいと思います。

次に、文科省の調査では、全国の公立小中学校の通常学級に通う子どもの8.8%は発達障がいの可能性があることが明らかになったとし、ネオニコチノイド系農薬や除草剤のグリホサートが大きく関わっており、食材を有機農産物に変えることによって体内から農薬が減ることが分かり、子どもの健全な発達のためにも有機栽培が必要としております。米の場合、栽培技術が確立されて、生産者にとって取り組みやすいと思います。米の給食は週4日で、約3万4千キロ使用されています。これらからすると、10ヘクタール程度の面積で栽培すれば、市内の小中学校の有機栽培米の給食を確保できます。生産者やJA、農政担当などと協力をし、協議会をつくり、有機栽培米を取り入れるべきと思うが、教育部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

農薬や化学肥料を使用していない米を導入する取組については、熊本県内では、山都町が令和3年11月から山都町産の有機米を学校給食に提供している例もありますが、まだ県内では進んでいない状況にあります。

現状では、無農薬・有機栽培米の生産が需要に対して供給が足りていない状況であることに加え、高価格であることから、給食に取り入れることは現状では難しいと考えております。

有機栽培米の使用に当たっては、学校給食で使用できる数量や価格等の課題がありますので、農林水産課と連携して有機栽培米の取り入れについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） みどりの食料システム法ができ、この法律では有機栽培米の面積を現在の0.5%から2050年までに25%、100万ヘクタールに拡大するとしています。これらの取組と併せて、できるだけ早く有機栽培米を給食に提供できるように努力していた

だきたいと、このようにお願いしておきます。

次に、食材の高騰が続き、保護者の負担軽減を図るため、給食費の値上げはすべきではないと思いますが、市の考えを教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

物価高騰に伴う食材調達については、栄養価や量を保ちつつ、やりくりすることには限界があることから、本市では、令和5年度2学期から学校給食費一食単価を10円増額し、一食当たり幼稚園で240円、小学校で260円、中学校で300円に変更して適切な食材の調達等に努めております。

学校給食ではこれまでに、子育て世代の経済的な負担軽減を目的に、小中学校に在籍する第3子以降の子どもを対象に給食費を減免する第3子以降学校給食費減免や、世帯年収や第3子以降の対象者で幼稚園に通う園児のおかず代などを減免する幼稚園副食費減免などを継続して実施しております。

また昨年度まで実施していた米の炊飯委託に対し補助する米飯給食炊飯業務補助金につきましては、給食費の公会計化移行に伴い、補助金から賄材料費へと予算を組み替えています。継続的な保護者への負担軽減を行っております。

今後の給食費については昨年度の価格の改定により、安定した食材の調達が可能であることから、給食費の値上げについては、当面予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 給食費の値上げは予定していないということですので、よろしく願いしておきます。

今回は4点について質問いたしました。今後の市の政策に是非取り上げていただくようお願いをいたしまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日21日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。また、皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時54分散会

第 4 号

6 月 2 1 日 (金)

# 令和6年6月宇土市議会定例会会議録 第4号

6月21日（金）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 土黒功司議員

- 1 地区防災計画について
- 2 宇土市の特産品PRについて
- 3 旧田中会館横に新設予定の子どもサードプレイスについて
- 4 「九州のどまんなか宇土市」のキャッチフレーズを用いた宇土市の魅力発信について

### 2. 杉本 寛議員

- 1 帯状疱疹について
- 2 消防団について
- 3 空き地・空き家対策について
- 4 教育委員会跡地について

### 3. 中野洋一議員

- 1 子育て世代が安心して子育てができるアウトリーチ型子育てサービスの充実について
- 2 子どもにやさしいまちづくり事業の推進について
- 3 本市に設置されているAEDについて
- 4 飼主のいない猫の避妊不妊手術と地域猫活動について
- 5 本市の交通課題解決と低炭素化達成のため、グリーンスローモビリティの導入について
- 6 硝酸性窒素による水質汚染防止について

日程第2 常任委員会に付託（議案第40号から議案第49号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（17人）

1 番 土 黒 功 司 君  
3 番 中 野 洋 一 君  
5 番 佐美三 洋 君  
7 番 今 中 真之助 君  
9 番 園 田 茂 君  
11 番 柴 田 正 樹 君  
13 番 野 口 修 一 君  
16 番 山 村 保 夫 君  
18 番 福 田 慧 一 君

2 番 杉 本 寛 君  
4 番 浦 本 晴 美 さん  
6 番 小 崎 憲 一 君  
8 番 西 田 和 徳 君  
10 番 宮 原 雄 一 君  
12 番 檜 崎 政 治 君  
15 番 藤 井 慶 峰 君  
17 番 村 田 宣 雄 君

#### 4. 欠席議員（1人）

14 番 中 口 俊 宏 君

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
環境交通課長	松 下 修 也 君	子育て支援課長	湯 野 淳 也 君
健康づくり課長	濱 口 由 季 さん	商工観光課長	清 塘 啓 史 君
都市整備課長	下 田 竜 一 君	学校教育課長	本 堀 武 史 君
生涯活動推進課長	西 山 祐 一 君	文 化 課 長	淵 上 真 行 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

本日、14番、中口俊宏君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 皆さん、改めましておはようございます。会派、風の土黒功司でございます。一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。通告に従いまして、まず安心・安全なまちづくりに向けて地区防災計画について、続きまして、宇土市の経済発展に向けた施策としての宇土市の特産品のPRについて、そして、子育て環境として子どもサードプレイス施設について、そして最後は、宇土市のブランディング戦略である「九州のどまんなか宇土市」の宇土市キャッチフレーズについての4項目について質問させていただきます。以後、質問席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） ちょっとまず、もう資料を最初に映していただきたいと思うんですけども、今回の資料でもスライドの資料のど真ん中に「九州のどまんなか宇土市」のロゴを配置させていただきました。少し話はそれますが、数日前のニュースだったと思うんですけども、東洋経済が発表する住みよさランキングという記事を見られた方もいるかと思うんですけども、見事1位に熊本県の人吉市が選ばれていました。人吉市、決して立地がよい地区ではありませんし、数年前は本当に忘れもしない豪雨災害を受けた地区であります。その市が今回住みよさランキング1位になられた。もちろんいろんな指標がある中での1位ですので、これによってどうこうということではないのですが、本当にすばらしい人吉市だと思いました。宇土市も是非ともこういった住みよさランキング、市民が住みよいと思えるまちに向けて一緒に頑張っていければなというふうに思っております。

前置きが長くなりましたが、質問のほうに移らせていただきます。地区防災計画についてです。数日前から宇土市も梅雨入りをしまして、昨日から雨が降っております。今朝もたしか鹿児島が早速線状降水帯が発生したということで、今回も線状降水帯というのが本当に当たり前のよう発生する状況になりまして、市民の皆様の防災に対する意識も本当に高まっているかなというふうに思っております。そんな中で、宇土市のほうで取り組んでいただいている地区防災計画、宇土市の中における7地区のそれぞれの地区における防災計画が動い



ているというふうに聞いております。こちらの地区防災計画の現状と今後の計画について、総務部長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 皆さん、おはようございます。御質問にお答えします。

まず、地区防災計画とは、平成25年の災害対策基本法の改正において、地域の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が協力して、地域の災害リスクや防災行動、また防災活動について話し合い、自発的な防災活動に関する内容を計画として取りまとめたものになります。

この計画は、市の地域防災計画に位置づけられることによって、市の地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助と公助をつなげる役割を果たすものとなっております。

本市においては、市内7地区ごとの策定を目標としており、本年度、走潟地区防災計画が策定されております。本計画の策定に当たっては、走潟地区振興協議会及び走潟地区行政区長会が中心となって研修会等を開催し、地元の体育協会、女性会、小中学校の保護者など多くの関係団体及び地元の住民が参加して策定されております。

また、本計画は、去る5月30日に開催しました宇土市防災会議にお諮りし、本提案の御承認をいただいたところでございます。

なお、他の6地区につきましては、現在のところ地区防災計画の策定には至っておりません。

このため、市としましては、地域が主体となって地区の特性と災害リスクを踏まえた地区防災計画を策定していただけるよう、走潟地区をモデルとして活用させていただき、計画の意義や作成までのプロセス等の支援を継続して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。走潟地区が先行して地区防災計画を立てられているということで、私も走潟住民として、議員として区長会にも参加させていただいておりますし、PTA会長としてもこのワークショップにも参加させていただきまして、本当に区長会を中心により良いものが本当にでき上がってきたなというのを感じております。ただ、そんな中、話し合いの中でやはり出てくるのが、今後継続してこの地区防災計画をさらにより良きものにしていく、来年以降も続けていくというところに課題が出ております。一番の課題はやはり予算の面です。今後より良い地区防災計画を立てていくためには、やはり今後専門家を呼んだりとか、地域の皆さんを巻き込んだ防災のワークショップを開いたりとか、そういったところが今後も継続して必要になってくるし、他地区においても同じよう

な課題が出てくると思います。そんな中で、今回この地区防災計画の策定及び地区防災計画に基づく活動を推進していくためには、やはり予算が不可欠であると思います。このため、市の予算措置についての見解をお尋ねいたします。総務部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本年度、走潟地区で初となる地区防災計画が策定され、走潟地区防災協議会が発足されました。これから、本計画に基づく活動を円滑に進めていくため、会議、研修、防災訓練などの予算が伴うものと承知をしております。

現在、本市において、地区防災協議会等に対する補助金の交付はございませんが、他市の状況では、13市中10市が地区の防災活動に対して補助金等を交付しております。ただし、交付対象者、補助金の額、交付の条件などは、各市で多様なものとなっております。

今後、各地区の防災協議会等が実施する地区防災計画に基づく防災訓練等の活動など地区防災計画の推進に係る経費に対する予算化につきましては、他市の補助制度等の内容を十分に精査し、今後早急に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 予算化に向けて前向きな御答弁ありがとうございます。13市中10市がもう既に補助金等を交付しているという状況、そしてこの走潟地区のモデルがもう既に動き出しているという状況ですので、私としては早ければ今年度の補正予算でもいいですし、来年度の予算に向けて、これは決して施設を建設するとかといった大きな予算を付けてくれと言っているわけではありません。地域の住民の皆様が、地域コミュニティを生み出すための促進剤としてのちょっとした補助金でも構いませんので、是非とも予算化のほうをお願いしたいと思います。

次に移ります。地域経済の活性化に向けて、元松市長もこれから台湾に向けて観光を推進していくであったりとか、長部田海床路にMOBAができ上がっているいろんな観光客が訪れて、いろんな買い物をしていくという環境が生まれております。宇土市でも海苔だったり、ネーブルであったり、本当にたくさんの宇土市の特産品があるというふうに思っております。ただ残念なことに、私が宇土市内でいろいろ動きのある中では、やはり余りそういった宇土市の特産品というのがどういったものがあるのかというのを見る機会はありませんし、市民の人たちに聞いても、実は結構あんまり知られていないという現状を私の中では感じております。そういった中で、宇土市の特産品のPR活動の現状について、経済部長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、本市は栄養分が豊富な有明海と広大な平野と宇土半島に連なる山々に囲まれていることから、美味しい農水産物に恵まれています。なかでも、網田ネーブルや不知火、海苔、アサリなどが特産品として有名でございます。

本市特産品の具体的なPR活動につきましては、市ホームページでの情報発信やメディアでの紹介といったPR活動以外に、近年では宇城地域振興局が事務局である宇城地域観光推進協議会と連携したPR活動も行っております。

宇城地域観光推進協議会との連携の中で、令和5年度においては、宇城地域の魅力発信として「うと・うき・みさとマルシェ」を開催し、熊本市のびふれす広場や熊本県庁において、本市の農水産物や加工品等を販売しております。そのほかにも、宇城地域の「食」を楽しむ日帰りモニターツアーに参加し、宇土マリーナにて、海苔すき体験と海鮮丼を味わう体験ツアーを実施するなどのPR活動も行っております。

また、宇土市観光物産協会や宇土市の旬を届ける実行協議会を中心に、産業祭や関東、関西、福岡県を含む市内外のマルシェや道の駅などに出店し、特産品のPR活動を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。市内外においてとか関東でも様々なPR活動が行われているということで、本当にありがとうございます。そんな中で、少し資料をお見せします。お手持ちのタブレットかモニターを見てほしいんですけども、こちらまず左が、冒頭に申し上げました人吉市の中の一つの施設である「くまりば」のところの中の施設ですね。いろんなディスプレイがここに展示されております。あと先日議員視察として都城市を訪れたんですけども、こちら道の駅の都城NiQLL（ニクル）という施設なんですけども、こちらにも円形の木でおしゃれなディスプレイがあつたりとか、壁側には恐らく焼酎だったと思うんですけど、そういった市の特産品が並べられておりました。こちらは実は販売用のエリアではなくて、きちんとこういう展示用のスペースも設けられておりました。こういったところを歩いて見ていく中で、あっ、この地区ってこういったものがとれるんだ、こういった思いでこういった生産物が生まれているんだ、というのをやはり感じる事ができるんですね。そういった中で先ほど御答弁にもありました、いろんな場所で特産品PRをされているんですけども、まず一番の足元である宇土市役所1階の市民交流スペース、せっかくこちらに市民が一番たくさん集まる場がありますので、こういったところを活用できないかというふうに考えた次第です。こういったところに関して実現可能かどうか、経済部長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、市民交流スペースにつきましては、市民の方の交流や自由な市民活動の推進を図ることを目的として庁舎1階に設けられており、その一部を展示スペースとして使用することもできます。

なお、展示スペースとして利用する場合、展示期間は2週間以内となっており、販売目的や企業の宣伝目的の展示など、営利目的とみなされる展示などは禁止されております。そのようなことから、常設の展示は難しいところでございます。

しかしながら、市役所には市内外から多くの方が来庁されることから、来庁者の目に触れる形で、広く市の特産品を知ってもらう機会をつくることは効果的なPRにつながるものと考えられます。

そのため、展示スペースの利用ルールとの調整を図りながら、特産品パネルなどの展示を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。決して宇土市も多くの観光施設があるわけではない中、やはり宇土市役所が一番宇土市としての中核ですし、たくさんの方が訪れる場所であるというふうに思っております。御答弁にありましたとおり、やはり公的な施設ですので、なかなか営利目的の展示とかは難しいというのは私も理解できます。ただ、やはり宇土市のこれからの地域経済の発展のためには、地域の特産品であったり、地域のそういったいいものをどんどん発信していく必要があると思っております。発信するといっても、まず、宇土市民の方にたくさん知っていただくことが大事だと思っておりますので、いろんな制限がある中ではあるかと思いますが、是非とも前向きな検討をお願いいたします。

次に移ります。前回に引き続き、今回旧田中会館横に新設予定の子どもサードプレイスについてお尋ねいたします。今回こちら田中会館横の三角エリアにですね、ほっとスペースの機能も兼ね備えつつ、日中の夕方であったり、土日は親子の交流が生まれる子どもサードプレイスの施設が建設されるというふうに聞いております。そういった中、ここに昼間学校に行けない子どもたちが集まってきたりとか、親子が自然と交流していく場になっていく、まさしくサードプレイスという位置づけになるためには、乗り越えなければいけない様々な課題があるかなというふうに思っております。そこはまさしく福祉的な視点、子どもたちが安心して、安全でそこに行きたくなる、そこに安心してとどまりたくなるような場所になる必要があると思っております。周りは新幹線が通っていたり、JRが通っていたり、様々なハード的な制限もあるかと思っております。こういったところ、福祉的な視点で居心地や心

の安定のためには何が必要か、様々な事情を抱えた子どもたちが集まるために、考慮すべき点は何かを、健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

初めに、子どもサードプレイスは、家族の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄化する中で、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境の中で、自己肯定感や社会と関わる力、将来の自立に向けて生き抜く力を育む場所として重要な居場所であると考えます。

その上で、子どもたちが毎日のように遊びに来たいと思えるような居心地のよい施設であるとともに、子どもだけでなく保護者も含めて、子育て全体を包括的に支援する場になることにより、多様な子どもたちが様々な関わりや支援、体験を行うことができ、それが保護者の生活習慣やつながりにプラスの影響をもたらすことになると考えます。

今回の設置場所周辺には、運動公園や調整池のジョギングコース、また、整備予定の多目的交流施設なども位置しており、そのような場所において、自然と調和し、子どもたちが体全体を使って遊び・体験し、五感で感じる空間づくりも必要であると考えます。

また、建物においては、我が家をイメージした温かみある空間の中で、自分のペースでゆっくり過ごせる場所など、子ども自身が落ち着き安心できる居場所であることが必要です。

さらに、子どもサードプレイスには、様々な事情を抱えた子どもたちが集まるために、建物への配慮も必要ですが、迎え入れる大人の対応が重視されると思われれます。温かな雰囲気や細やかな配慮などスキルが必要であるとともに、建物内外への見守りも重要ですので、人員配置等についても協議・検討が必要だと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。今回は、教育部が推進する事業ということだったんですけども、私としてはやはり福祉的視点を積極的に入れていきたいということで、あえて今回健康福祉部のほうにお尋ねさせていただきました。御答弁いただいたように、やはり安心・安全で居心地のいい場所というのは必ず必要だというのは思っております。そんな中、今回新設される子どもサードプレイスについて、現在、基本設計を進められているというふうにお伺いしております。先ほど健康福祉部から御答弁にあった考慮すべき点であったり、そういったところを含めた中で今後どのように取り組んでいくか、市の考えをお伺いいたします。教育部長よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、子どもサードプレイスについては、様々な事

情を抱えた子どもたちや保護者の方にも気軽に来ていただきたいと考えておりますので、安心・安全に過ごせるよう基本設計の段階から福祉的視点を反映させることは必要不可欠だと考えております。

今回の建設予定地周辺には、幹線道路やJR線などが隣接しておりますが、運動公園もあり調整池のジョギングコースも整備予定であるため、この周辺一帯を交流エリアと捉え、子どもたちも様々な体験をすることが期待できます。

例えば、子どもたちが、農作物を収穫する喜びを体験できる農業体験やスポーツ体験など、少しでも自然を生かしての周辺環境の雰囲気づくりが必要と考えております。

建物においては、子どもたちが温かみのある空間の中で落ち着いて過ごせるように、また、静かに学習できるよう防音対策も必要と思います。

さらに、子どもたちを受け入れる大人の対応も重視していきたいと思っております。

生活支援では、ボランティアと連携した食事の提供、学習支援ではそれぞれの子どもに対応した支援員の配置、また、ソーシャルワーカーとの連携など人員配置等についても検討が必要と考えております。

基本的な考え方としては、学習はもとより、施設の内外で様々な体験活動ができる仕様とし、多様な価値観に触れることで、自己肯定感を得られるような教育施設を目指したいと考えております。

そのためには、健康福祉部や教育委員会などに点在している子どもに関する情報を共有し、関係機関の連携や対象者へのアウトリーチも必要と思っております。

今後におきましては、基本設計の段階から、より福祉目線、子ども目線の業務情報を取り入れながら、子どもたちにとって居心地がよく、楽しく、優しい施設となるよう協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。本当にいろんなことを検討していただいているのが伝わりました。施設内外において本当に子どもたち、親子がくつろげる空間に向けて動いていただいているというのを感じたところでございます。そんな中ではございますが、ここでも私1点だけ資料を作らせていただきました。今回、子どもサードプレイス建設予定地のところをですね、資料3ページになります。こちらが北側から南東側を写した写真ですけども、皆さん御存じのとおり、この施設の上には道路が走っておりますし、横は新幹線、すぐ横にはJR鹿児島本線が通っております。今回この中でいろんな視点があるかと思うんですけども、一つ私の中で数値化ができるものとして、騒音の部分を計測させていただきました。この赤字のところ、ここの地点の騒音のほうを見てきた結果をお見せします。

もちろん、私は自分の手持ちの iPhone を使った簡易アプリでやっておりますので、この数値は、あくまでも参考データという形で見ていただきたいなというふうに思うんですけども、まず、新幹線通過時、通常大体 50 デシベルのところを移行している中で、新幹線通過時には 80 デシベルまではいかないんですけども、70 デシベル以上の数値となりました。こちらが JR 線下りの通過のときでも同じような形で、70 デシベル以上の結果となりました。JR 線上りでも同じような数値。ちょっと左側にぼつっとなっているのは、多分恐らく道路のところに大型車両が通ったときに、少しだけ音が大きくなったタイミングがありました。もちろんこれは本当にただ一時的に観測しただけですので、これは専門的な騒音計測をした結果を参考にしていきたいんですけども、私の結果上、70 デシベル以上という騒音結果があそこに出る結果となっております。私も実際、この音のデシベルというのを余り正確に考えたことがなかったので、ちょっと調べてみたところが 5 ページになります。いろんなインターネット上から拾ったデータですので、ただ同じような結果が書いてありましたので、一つ、深谷市の騒音の大きさの目安という資料を参考に引用させていただきました。70 デシベル以上というのは、うるさいという状態になるところだということです、大きな声。普通はやはり 60 デシベル、50 デシベル以下、静かだと感じる場所は 40 から 30 ということで、もちろんこちらは私日中に測ったものですし、夜だともう少し騒音もなくなるでしょうし、これはあくまでも参考なんですけども、言いたいのは、今回子どもサードプレイス、何回も繰り返しますけども、精神的なやはり何かしらの課題を抱えた子どもたちが集まりますし、居心地という点では、やはり安心・安全、そして落ち着ける空間だと思っております。もちろん、防音設備をしっかりと室内にいればこの音は気にならないでしょう。ただし御答弁では、施設内外で外でも遊べるような状況というふうにお伺いしております、外だとこの騒音はどうなるのでしょうか。できれば、こちらのほうも考慮しながら、私もこの事業に関しては精一杯後押しをしていきたいと思っておりますので、なるべくこういう子どもたち、大人たちが安心して遊べるような、ずっと居たくなるような環境をできる限り尽力していただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

続いて、最後の質問に移らせていただきます。冒頭資料の頭にもロゴマークを使わせていただきました、今回、市長が出された「九州のどまんなか宇土市」のキャッチフレーズ、宇土市の PR 戦略、私もこのキャッチフレーズというのは実は大好きでして、私も議員の選挙のときはキャッチフレーズを作りましたし、市民活動とかいろいろやるときに、やはりコンセプトだったりとかキャッチフレーズというのは大事にしております。やはりこういうキャッチフレーズがあると、人の大きな集団が動くときに、自分の中でどういった活動をすればいいのかという指標になると思っているんですね。そういった中で、今回このキャッチフレーズ「九州のどまんなか宇土市」が生まれた、キャッチフレーズとして使用した理由、どの

ようにして今現在取り組んで来られたのかというのを企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

初めに「九州のどまんなか」というキャッチフレーズを用いることになった経緯と背景について御説明いたします。

昨年度、熊本地震からの復興事業の節目の年であったことから、未来につなぐまちづくりを本格的に始動するため、復旧・復興に向けた守りの行政から、未来を見据えた攻めの行政に大きくかじを切るという取組を行ってまいりました。

具体的には、行政主導による土地開発や定住・移住を後押しする支援策、そして長部田海床路や御輿来海岸などの観光資源に経済波及効果を生み出す観光開発などの施策になります。

これらの取組を構築する際、最も重要になる情報発信の効果的な方法を関係部署で何度も検討してまいりました。その中で、キャッチフレーズは必要不可欠として「九州のどまんなか」を活用することにいたしました。

これまでの取組に関しましては、39歳以下の若手職員の提案を生かす手法で取り組んでいるところです。「九州のどまんなか」というキャッチフレーズをどのように活用していくか、宇土市を将来どのようにしたいかなどといったテーマで、自由に楽しく意見を出し合う方法で進めているところです。

この意見交換の場が出たアイディアは、ロゴマークの作成、広報うと、市ホームページ、庁舎のデジタルサイネージでの情報発信が実現しており、SNSへの投稿、ポロシャツの制作や名刺への使用などが実現に向け準備を進めております。

なお、この意見交換会では新たな気づきもありました。

同世代の様々な部署の職員が集まっているのですが、日頃、各部署の最前線で担当業務に追われている者ばかりです。今回、この取組を行う中で、部署の垣根を越えて、宇土市の将来についてじっくり考える時間が設けられたことや、笑顔で語り合いコミュニケーションを図る場になったことで、若手ならではの多くの柔軟な発想が生まれてまいりました。

また、その取組を応援する管理監督職の声も届いておりまして、職員の人材育成の一環にもつながっているというふうに感じておりますので、今後も意見交換の場を継続して続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。様々な副産物も生まれているということで、ちょっと先に資料を本来見せたかったんですけども、今回こちらにキャッチフレーズということで「九州のどまんなか」、これは広報うとから引用させていただきました。この



ロゴマークを見ると、地理的など真ん中をアピールしたいのかなというふうを受け止めて、やはり市民の皆様からよく聞くのは「えっ、九州のどまんなかって本当に宇土市なの」というような言葉は、まず真っ先に出てきます。そんな中で広報うとの中に出てきたのは、今度は「ど」という言葉をキーワードに、ちょうどいいの「ど」、制度の「ど」、子どもの「ど」、感動の「ど」という形になっている。地理的など真ん中を言いたかったのか、何か言葉の「ど」を使いたかったのかというのをちょっとだけ私の中でもまだ混乱しているところで、この言葉を使った今後の未来戦略というのが必要になると思うんですね。参考として、例えば明石市は、「子どもどまんなか」を言っている泉元市長がおっしゃった、ただここは、「笑顔のタネあかし」という、ちょっと語呂を使った言葉であったりとか、ここはすごく大好きなんですけど千葉県流山市、「母になるなら、流山市。」という、何かすごくこの写真一枚で幸せそうな、自分もここで子育てしてみたいなというような写真と言葉を合わせ込んだ、本当にすごい、すばらしいブランディングをされているまちだなというふうに見ておりました。そんな中で元松市長にお尋ねします。この市長自身もいろんなところに来賓に行かれて、今回「九州のどまんなか宇土市」のキャッチフレーズをいろいろお話されているかと思いますが、改めてこの議会で、このキャッチフレーズに込められた思いと目指す宇土市の将来像、そしてこのキャッチフレーズを宇土市民に対して普及・浸透していくための今後の戦略についてお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

「九州のどまんなか」の思いについてでございます。まず、ロゴをこういった感じを出していただきまして、誠にありがとうございます。こうやって使っていただけるのが一番でございます。

まずですね、提案理由でも申し上げておりますが、九州のどまんなかというのは、インパクトのあるキャッチフレーズとロゴマークを使用して、情報発信を行うことにより、宇土市に興味を持つ人が増え、宇土市を訪れる人や移り住む人の増加につながってほしいという思いがあります。広報の記事の中で、位置については余り触れてはおりませんが、これは宇土市の場所に住んでいる方ですから、宇土市の方に対しては、この位置だけでは余りインパクトがないもので、違う意味がこういう意味があるんですよということを強調しているところです。一番私が問題と思うのは、そもそも宇土市がどこにあるか、全国的にはほぼ知られていないということなんです。宇城市とか熊本市ぐらいの方だったら、宇土市の場所は大体分かります。ただ、これが県外に行くと、宇土市って熊本だったっけとか聞かれますね。大分の宇佐市と間違えられますし、県外に行くと熊本にあることすら知らない、もちろん。九州なのか、四国なのか、北海道なのかすら分からないというのが宇土市の知名度なんです。

ここがですね、何とかしたいという思いがありました。いろんなことを宇土市にお越しくださいとか、宇土市は楽しいところですよと言っても、どこのことか分からなかったら多分行かないと思うんですよ。行かないし、興味も湧かない。そこで、いろんな人が見て一番気づく場所というところで、九州なら知っているだろう。九州のどまんなか、九州のまんなかにあるといったら大体位置は分かるだろうというところで、こういうキャッチフレーズにしてあります。ですから、これを使うことによって、後から申し上げますけれども、人に来てもらいたいとか住んでもらいたいという思いはもちろんあるんですが、近隣の人に呼び掛けるフレーズじゃないです。宇城市の人に九州のどまんなかはどうですかと言ったって、何のインパクトもないんです。私はどちらかという、関西や関東から遊びに来ていただく、あるいは移住先として選択していただく。もう少し幅を広げれば、台湾をはじめ、海外から日本に行くとき九州に行こうとなったとき、どまんなかに宇土市ってあるみたいだねというところまでいけば、しめたもんだなというのが私の思いでございます。今、出ておりますけれども、九州の地図を見てみますと宇土市は地理的に九州のほぼ真ん中、真ん中の定義は非常に難しいんです。私は、天草を入れれば大体真ん中になると思っておりますが、山都町が九州のへそというようなことを言う人もおられますし、なかなか難しいんですけれども、ただ九州の真ん中辺りにあるのは事実でございます、九州の真ん中辺りよりも、それだったら言い切ったほうがいいんじゃないかというのが「ど」が付いている、強調しているというところなんですけれども。この宇土市は、古代から交通の要衝でもあったところでございます。この位置にあるということこそ是非是非県外の方、全国の方、あるいは海外の方に知っていただいて、関心を持っていただく、まずは関心なんです。そもそもその宇土市って、例えばですね、パパになるなら宇土市って、もし関東で出したとしても誰も分からないですよ、どこのことだって。そうじゃなくて、その前に宇土がどこにあるのかって、じゃあ九州のどまんなかだよというところで興味を持ってもらって、それから先に子育てだったり、定住・移住、移住先であったり、観光先の選択肢として捉えていただきたいという思いがございます。そういう意味で、今後の交流あるいは移り住んだりする人を招き、更なる魅力アップにつなげていくためにも、宇土ってどこにあるのかをまず知っていただくというような思いがございます。そしてまた、この「どまんなか」にはあと一つ思いがもちろんあります。「こどもまんなか社会」というこども家庭庁が掲げてますね。じゃあ、子どもがまんなかですかと言われたら、まんなかかどうか分からないのと同じだと思うんですけども、九州のどまんなかに宇土市があると、その宇土市のどまんなか、中心という意味で捉えていただきたいんですけども、中心はやはり市民の皆さんなんだと。そういった思いがあります。市民の視点に立って、市民にとって最善の利益を第一に考えること。市政策の真ん中に市民を置くこと。引き続き市民の皆さんの意見を政策に反映し、宇土市全体で市民生活を後押ししたいという意味

も含まれています。それと、先ほど申し上げた九州の位置的な部分で、こういったところに宇土市があるんだよというところを県内外に発信をする。そのことを市民の皆さんも理解していただきたい。そして宇土市に誇りを持ってもらいたい。宇土市は、九州の田舎の外れにあるんじゃないんだぞ、九州のどまんなかにあるんだぞ、歴史的にも昔から交通の要衝で通ってきたところなんだぞということを再認識していただきたいと私は思っておりまして、そういう意味で宇土市に住んでいる方に対しては、宇土市に住み続けたいと思っていただけるようなまちづくり、誇りの持てるまちづくりを進めていきたいと思っております。先ほど企画財政部長の答弁でも申し上げておりますが、この取組には、若手職員の意見を取り入れながら進めております。職員も、自分の仕事のこと是一生懸命やっても、なかなか市全体のことを考える機会が少ないんです。そんな中で、ちょっと思考を変えて、みんなで宇土市を盛り上げるために何ができるか考えてみようじゃないかということ、今部長が中心になってやってくれているわけで、職員も宇土市を盛り上げていきたいという気持ちを醸成しているところでございます。これについては議員の皆さんにも期待していただきたいし、議員の皆さんからもいろいろお知恵をいただければありがたいなと思うところでございます。ただ、宇土市の良さを広く知ってもらおうと思うためには、行政がいくら発信してもやはり足りません。市民の皆さんにも共に発信をしていただきたい。市民の皆さんが宇土市は九州のどまんなかにあつとばい、帰ってこんかい、うちに来てみらんかいと言えるような雰囲気になれば最高だと思います。そういう意味で、ロゴマークについては誰でも使用できるように準備をしております。市のホームページからダウンロードして利用できるようになっております。是非ですね、市民の皆さんの力をお借りして、議員の皆さんももちろんです、お力をお借りして「九州のどまんなか宇土市」を発信していただきたいと思います。宇土市のPRにお力添えをいただきたいと思いますと思っているところです。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 市長、熱い思いありがとうございます。まず地理的なところで、関東、関西の方、ひいては海外へアピールするということ。あと2点目は市民の皆さんもどまんなかというところで考えをお伺いすることができ、本当にうれしく思います。私からで恐縮でございますが、この2点目の市民にとってのどまんなかには宇土市がなっていくというところで、今回いろいろ地区防災計画であったりとか、観光の名産品のPRであったり、子どもサードプレイスについてのお尋ねもさせていただいたんですけども、申し訳ないけど一部やはりこの市役所の事情を垣間見るような答弁を感じてしまいました。やはりサービス提供者である市民に向けて、地域で頑張っている事業者さんのために市役所は何をすべきなのか。子どもサードプレイスを実施していく上で、本当に主体となる子どもたちのため、そこに来

る親子たちのために、どういった施設にしなければいけないのかというのを、ぜひ熱い思いを持って進めていただければなという、今回の「九州のどまんなか」にかけさせてもらいましたけれども、市全体として全ての事業をこの気持ちで進めていただければなというふうに思っております。私にとっては今回このどまんなか、これから宇土を担っていく子どもたちが成長をしていく中で、この宇土の大人たちが頑張っている姿を見て、心の中で宇土市がどまんなかになるような、こういった宇土市を目指していくように私自身も頑張っております。頑張っていきたいと思っております。子どもたちの心の中に宇土市が中核になるように、一緒に頑張っていきましょう。

今日は、本当に御答弁ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時50分から再開いたします。

-----○-----

午前10時44分休憩

午前10時50分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

2番、杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 皆さん、改めましておはようございます。杉本です。本日は、一般質問をする機会を与えていただきましてありがとうございます。発言通告に伴いまして、以下の4点を質問させていただきます。带状疱疹についてと消防団について、空き地・空き家対策について、最後が、教育委員会跡地について質問させていただきます。それでは質問席より質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） それでは早速なんですけれども、带状疱疹について。今までですね、過去に遡ること令和4年、令和5年と、芥川議員さん、樫崎議員さん、本日私が質問をさせていただくんですけども、やはり带状疱疹の痛みとかそういった病状ですごく悩まされている方々がたくさんいらっしゃいます。そこで、今回ネットからの情報なんですけど、50歳以上になると発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が带状疱疹を患うというふうに発表されておりますので、本市でその带状疱疹のワクチンに対する補助などはないのかというところを、健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成につきましては、令和4年6月及び令和5年3月の市議会定例会において、現在、任意接種であるこのワクチンの助成については国の動向を見て検討したいと答弁しております。

しかし、ちょうど昨日6月20日開催されました、厚生労働省厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会において、带状疱疹ワクチンを定期接種として差し支えないとの意見がまとまったとの報道がありました。

それを受けまして、今後さらに対象年齢や開始時期などが議論されることになっており、本市におきましても正式に定期予防接種となった場合に、迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。本当に明るい回答をいただいたので、非常に心が軽くなった思いです。今回資料で御用意させていただいたんですけども、ほかの自治体では独自でこういった形で、带状疱疹のワクチンの接種の回数だったり、その接種されるワクチンに応じて補助額を決められて取り組まれて、今回は阿蘇市さんのホームページを引用して提示させていただきましても、こういった形で独自の自治体の取組でされていた、補助されていた自治体も多数ございました。それがやはり全国的にですね、岡田部長から答弁があったとおり、いろいろな部分、条件とか出てくると思うんですけども、やはり昨今の経済状態が非常に低迷していて、物価高だったりいろいろな燃料、電気全てにおいて高騰を伴い、また自営業をされている方々はすごく暗たんたる思いで事業を継承されている方々もございます。そういうことでやはり免疫効果が低下した際に、この带状疱疹を患いやすいというふうに書いてございました。そういった意味でもやはり、まずは健康を第一に、市民の体を大切にさせていただきたいなと願うばかりでございます。檜崎議員も藤井議長も带状疱疹になられて、すごく痛い思いをされたというエピソードを今回聞かせていただきましたので、ちょっとこの場を借りて御紹介させていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、消防について、昨晚もかなり大雨が降りました。大したことがなくて本当に良かったですというところではございますけれども、今後またこの台風とかそういったシーズンが到来してくると、必要となってくるのが市民の強い味方として消防団がやはり必要不可欠ではないかと思えます。そこで総務部長にお尋ねしますけれども、今年度の新入団員の数と団員の総数は何名かお尋ねさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

令和6年度宇土市消防団の新入団員数は30名です。また、消防団員の条例定数555名に対し、現在の総数は551名となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 明確な回答ありがとうございます。消防団員の総数をお尋ねしたのは、こちらの次につながるわけなんですけれども、以前、私が消防団に在籍しておりましたときに比べると、やはりちょっと人数のほうが減ってきているなというふうに感じる次第でございます。次に、またお尋ねさせていただくのが、やはりこちらなんですけれども、自主防災組織強化に向けた現在の取組についてお尋ねさせていただきます。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、各行政区で設立されている自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は、自分たちで守るという意識に基づき、自主的に設立されている防災組織です。令和6年5月時点においては、157行政区中138行政区で設立されており、その割合は87.9%となっております。

市では、自主防災組織の活性化を図るためには、組織のリーダーとなる人材育成が必要であると認識しております。このため、令和4年度には、熊本県が実施する防災士を養成するための火の国ぼうさい塾を本市で開催し、本市に在住する受講者を対象に、受講に必要な教材費、試験料及び認証登録料の全額を助成しております。

本年度は、本養成研修が宇土市以外で開催されますが、その場合においても、本市に在住する受講者に対し、教材費、試験料及び認証登録料の全額を助成することにしております。

また、地域住民一人一人が防災の知識を持ってもらうことも重要と考えております。このため、今年度より、宇城広域連合消防本部から防災の専門知識を有している経験豊富な職員を本市の防災主任として派遣いただき、自主防災組織等が実施する防災訓練や防災教育における講師として指導や支援を行っております。

さらに、本年11月24日に花園地区で開催予定の宇土市総合防災訓練では、訓練の実効性を高めるため、自主防災組織、行政区長、地域婦人会長、宇土市・防災士の会及び関係機関と連携を図り、地域住民の防災意識の向上と地域全体で災害への備えが強化されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。私もですね、今年の11月24日、こちら花園地区で開催予定の宇土市総合防災訓練には是非参加させていただきたいと思いま

す。やはり我々ができることというのは、もう本当啓発活動しかないかなと思うんですね。やはり自然災害に対して、一人一人の方々が危ないと、危険だと感じられたときは、もういち早く避難していただく、そういうまず最初に自助ですよ。その後に共助だったり、公助だったり、助けが必要な方々に対しては手を差し伸べてあげるべきではないかなと思いますので、そのためにも最初は自分の身は自分で守るというふうな意識付け、そういった部分を一緒に啓発活動をお手伝いできればなと思います。

次の質問に移らせていただきます。こちらは消防団にずっと長年従事していたんですけども、全然勉強不足で分からなかったんですけど、機能別団員という組織があるらしく、その団員数と募集方法及び具体的な活動内容を、今回総務部長にお尋ねさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

機能別団員は、全ての災害対応・活動に参加する基本団員とは異なり、特定の活動や役割を担う消防団員のことをいいます。

本市の機能別団員は、地元の各分団に所属をしておりますが、その資格要件は、消防団員又は消防吏員として、10年以上の経験を有し、おおむね65歳までの方と定めております。ただし、定員は、宇土市消防団員の定員の10分の1以内と定めておりますので、毎年宇土市消防団員数で異なってまいります。

次に、令和6年4月1日現在の機能別団員数は33名となっており、全て宇土市消防団のOBで、市内の自営業者又は市内の事業所に勤務されている方が所属されておられます。この機能別団員の募集に当たっては、毎年消防団員数を考慮し、各分団で、家庭訪問等を行い人員の確保に努めております。

また、機能別団員の活動につきましては、火災が発生した場合や大規模災害が発生した場合において、これまで消防団員として培った専門性と迅速な対応力を生かし、被害の軽減や迅速な復旧に努めていただいております。

宇土市消防団員及び機能別団員の献身的な活動により、地域住民の安全と安心が確保できております。市としましては、今後も宇土市消防団と連携しながら、団員確保と併せ、機能別団員との連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） ありがとうございます。細かく詳細などを教えていただきましてありがとうございます。この質問をさせていただいたのが、私は本当機能別団員というのがあるというのを全く知らなくて、私は消防団員OB隊を発足したらどうかということをちょっと

考えていた次第なんですけども。やはり冷静に考えても、実際今実働消防団員の人たちは会社勤めの方が多かったり、基本的に日中ほとんど家に在宅していない状態があると思います。そうなってくると日中の火災だったり、行方不明者の捜索等、そういった部分を迅速に対応するためには、どういった方々が適切かというのは、やはり機能別消防団員の方々の力というのは、非常に重要不可欠ではないかなというふうに考えておりますので、できればこういった定員数の部分も今後見直していただいて、もっと増員していただく方向で御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。次の質問が、本年4月に法律が改正されまして、相続登記が義務化されました。正直、宇土町の中の相続登記がされているのか、されていないのか全く不明確な状態で、空き地・空き家が非常に増えてきている次第でございます。そこで、本年4月に相続登記が義務化されたということで法律が変わったことによって、今後の空き地・空き家対策について企画財政部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えします。

議員から御紹介がありましたように、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。いずれの場合でも、相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースといった、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となっております。

ここで、この相続登記に関連して、本市における空き家等の利活用に関する対策の状況について御説明いたします。本年3月定例会において今中議員の御質問に答弁いたしましたとおり、空き家対策の一つである空き家バンク制度の登録促進を図るため、令和6年4月から物件登録申請者が登記名義人であることという要件を緩和して、契約までの登記を条件に相続登記未了であっても申請を可能といたしました。ただし、最終的に売買等において登記が必ず必要になります。

議員御指摘のとおり、空き地・空き家については、適正に管理がされていない場合、倒壊や火災の危険性などもあります。周辺地域の生活環境に大きな不安を与えるものとなってしまいます。また、空き家は、そのまま放置され続ければ資産価値が低下し、売却も賃貸も困難となってしまいます。そのような状態に陥る前に資産としての運用を図ることで、個人の資産としてだけではなく、地域の資源として地域活性化につながり、コミュニティの維持を



図ることができます。

そこで、昨年度は、相続登記の義務化や空き家対策について、熊本県司法書士会に依頼いたしまして、市内3か所で空き家対策セミナーを開催いたしました。

先ほど申し上げましたとおり、空き家バンク制度に関しては、登記がなされていない場合、所有者と利用者の交渉がうまく進んだとしても、契約までは至らないケースが発生いたします。今後も相続登記の申請義務化の周知について、空き家バンク制度の積極的な運用と併せて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 力強い答弁ありがとうございます。ちょっと資料を出したいと思えます。先ほど部長が御答弁いただいたとおりなんですよね。これは民有地です。もう何十年もずっと放置状態で、ここの左隅に写っているのは私の自家用車なんですけど、何をしたかったかというところくらい木が生い茂り、道路にこの木が差しかかっているのかというのをちょっと目視で可視化できるように、比較対象物として自分の自家用車を一緒に写してみたいんですけども、非常に天井に生い茂っている枝がもうがさがさと当たるような状態です。私の車は全然当たっても問題ない車なんですけど、非常にこれくらい木が生い茂り、ほとんど林にもとれるぐらいの状態になっております。近隣の方々が一番心配しているのが、放火ですね。もうこれだけの木が生い茂り、草木が生い茂ってしまった中に放火が発生してしまうと、もう一気に火災は広がってしまって、近隣にも最近では田んぼだったところが宅地化されて、非常に新築の家が建ち並ぶような住宅地になっていっている次第でございます。ですのでこういった部分をですね、放置空き地・空き家を今後法律が改正されたことによって、行政主導による再利用・再活用をさらに促進化していただければなと思いますので、是非よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。教育委員会跡地についてですね、もう前置きは割愛させていただきます。市長に質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 教育委員会の跡地についての御質問でございます。

まず、令和4年度から令和7年度までを対象期間とします第4期市長マニフェストの中で、旧教育委員会庁舎の再利用を掲げておりました。当初、歴史資料館としての活用のほか、自宅や職場・学校ではない第三の居場所、いわゆるサードプレイスの機能を有する施設としての利活用を想定したものでございました。その後、田中会館が閉館をされることになって、売却の意向であるという情報が入ってまいりました。そのことを受けまして、市運動公園に隣接してございまして、立体駐車場も保有しているこの旧田中会館でございますが、ここを市

立図書館や子育て関連などの多目的な機能を有する施設として活用できないかということを検討してきたところでございます。その結果、市民の利用に供する上で非常に有益な施設と判断をしまして、旧田中会館に関しましては、令和5年度末に土地や建物などを取得し、現在、その場所へ図書館やサードプレイスを有する多目的施設ということで、それを設置したいということで、今お話をさせていただいているところでございます。

そうなったときの現在の図書館に関してです。現在の図書館につきましては、図書館機能の多くが旧田中会館へ移転することになりますので、そうした場合、歴史資料館的施設が設置できないかということで今検討を進めております。その施設内に議員から後からお話があるのかもしれませんが、湯徳章さんのコーナーを設置できればなというような思いでおります。そういう意味で、この歴史資料館としてこういう国際交流のほうにも役立てられればなという思いを持っております。ただ、それまでには少し時間がかかりますので、簡易的なやはり展示といいますか、そういったところも考えていく必要があると思っております。これにつきましては、改めて検討したいと思っております。

旧教育委員会の庁舎に関しましては、このような流れから、第4期市長マニフェストとして掲げておりました旧教育委員会庁舎の再利用につきましては、もともと歴史資料館、サードプレイスというようなことにしていたところでございますけれども、田中会館の関係も出てきましたので、公共施設の有効活用を図るための再編を検討する中で、一旦白紙に戻すところになっております、その上で、現在検討をいろいろ進めているんですが、老朽化しておりますシルバー人材センターをここに移転できないかですとか、公民館の施設として活用できないかなどの案も検討しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございました。ちょっと資料のほうを出させていただきます。こちらは湯徳章さんの親族がまつられているお墓になります。震災のときにこういった形で墓石が全部倒れてしまって、草が生い茂っていたところをライオンズクラブの方々のお力添えで、このようにきれいに墓石もきちんと建て直され、また周りの生い茂っていた雑草も、市の職員さんや地域の住民の方々に、きれいに草をしっかりと毎月取っていただいているというお話をお伺いしております。こちらは坂井徳章さん、お父さんたちが前住んでいらっしゃる場所ということで、今回資料として提出させていただいたんですけども、熊井醤油さんですね。こちらの前なんですけども、こちら何で資料で提出させてもらったかという、私の個人的な考えを述べさせていただきますと、教育委員会跡地をもともと資料館としてどうにか再利用していただけないかというふうに、1期目のときの最初の質問のときからずっとお願いをさせてもらっている理由は、教育委員会跡地を整備されて、きちん

といろんなこういう湯徳章さんの資料とかもいろいろと展示してもらって、本町通りの商業の活性化に是非つなげていただきたいなという思いがございませう。というのが、やはり台南市の人口をネットで調べた限りですけど総人口188万人と、ものすごい人口ですよ。もう本当、福岡よりも多い人口でございませう。そんな都市の方々が学生さんたちが、いふなら修学旅行的な形でこちらのほうに出向いていただいて、そして坂井徳章さんの親族のお墓参りをされるとか、こちらがもともと母屋があつた場所だとか、そういった形でインバウンド効果が図れれば、非常に経済的にも活性化につながるのではないかと。そうなってくると、もうシャッター街になつてしまつたこの本町通りの商店街がまた息を吹き返して、インバウンドのそういった台南市からの来訪される方々に対しての例えば特産物だったり、そういった宇土のいろいろなPRをしながら、そういった部分で経済効果が図れればなという思いで、今回ちょっと教育委員会の跡地の部分に関しては、もう一度白紙に戻してもらつて、商業の活性化につながるような方向性で御検討いただければありがたいなと思ひます。ちょっと手短な一般質問で申し訳ないんですけど、執行部の皆様には前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

-----○-----

午前11時20分休憩

午前11時25分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） 皆様、おはようございませう。公明党の中野洋一でございませう。よろしくお願ひいたします。本日はこのように質問の機会をいただき、ありがとうございます。質問をいたします項目は、子育て世代が安心して子育てができるアウトリーチ型子育てサービスの充実についてなど、6項目となります。執行部の皆様におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願ひをいたします。それでは、これより質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一でございませう。よろしくお願ひいたします。それでは通告の1番目、子育て世代が安心して子育てができるアウトリーチ型サービスの充実についてお尋ねいたします。現在、出産から間もない女性のアウトリーチ型

の子育てサービスとして、産後ママ・サポート（産後生活支援）事業が本市において行われておりますが、どのような事業内容か。また、直近5年間の利用状況の推移について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市においては、母親の産後における支援策として、家事や育児を支援する目的で市単独財源により独自の産後ママ・サポート事業を実施しています。

過去5年間の事業利用状況の推移については、モニター又はタブレットを御覧ください。

この事業は、出産後1年未満の母親で、体調不良等にもかかわらず、日中祖父母など家族等の援助が受けられない方、又は双子など多胎出産された方に対して、母親の精神的、身体的負担を軽減するために産後支援ヘルパーを派遣し、産後の生活を支援する事業です。

具体的には、食事の準備や後片づけ、衣類の洗濯、居室等の掃除、生活必需品の買い物などの家事に関するサービスと、授乳の介助、おむつ交換、沐浴介助などの育児に関するサービスを行っています。

産後ママ・サポート事業の利用希望者は、事前に市へ申請をしていただき、市担当が委託先であるサービス提供事業者とともに家庭訪問を行い、利用したいサービスの具体的内容や訪問日程などの打ち合わせを行ってから、サービスの利用開始となります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。身体的、精神的に大変な産後の母親のもとへ、産後支援ヘルパーが派遣され、家事に関するサービスや育児に関するサービスで生活を支援し、母親の負担を軽減するという極めて重要な本市独自の事業であるとの御答弁であったかと思います。また直近5年間の利用状況の推移によりますと、新型コロナウイルス感染症が感染法上5類に移行後の令和5年度は、利用状況も増えてきているようでございます。このことから子育て世代の皆様が、本市において不安なく安心して子どもを産み、育てるために、特にお母さんとして頑張っている方を、しっかりとサポートできる体制を充実させることが大事になってくるのではないかと思慮いたしております。そこで、産前産後の女性特有のニーズに応え、サポートするための知識や技術を体系的に学び、産後の女性に対してあらゆるサポートができる産後ドゥーラを、産後ママ・サポート事業の派遣事業者に含めてはどうかと思いますが、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、議員御提案の産後ドゥーラとは、一般社団法人ドゥーラ協会が認定する協会独自の

資格で、この協会が主催する妊産婦の心身の変化や産後の食生活についてなどの実践的な講座を75時間受講し、試験と面談に合格することで得られ、取得には数十万円の受講料などがかかります。この産後ドゥーラは、妊娠中から出産後1年半までの母親と家族のサポートを目的に、自宅への訪問や産科クリニック・助産院・保育園などの施設内でのサポート、カフェや子育てイベント等で活動をされ、産後ドゥーラとして活躍できる雇用の場を創出されておられます。

現在、産後ドゥーラを公的なサービスとして産後ケアサポート事業を実施している自治体は、東京都内14区と4市をはじめ、柏市、仙台市、北九州市など、また熊本県内では荒尾市、長洲町、玉東町で活用されておられます。

議員に御提案いただきましたように本市で活動していただくためには、産後ドゥーラは民間の資格であり、また、県内ではその資格を持つ方は数名であることから、県内での資格取得者の状況や他自治体の実績、国のガイドラインなどを注視し、まずは先ほど答弁しました産後ママ・サポート事業を含む産後ケア事業など、現行の子育て支援事業の拡充に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。御答弁いただきましたように、産後ドゥーラを派遣事業者として産後ケアサポート事業を実施している自治体はございますが、今月から神奈川県平塚市においても、産前・産後ヘルパー派遣事業において事業者として追加をされました。今後事業者として追加をされる自治体も増えてくるのではないかと思います。また、産後ドゥーラの資格を取得されている方は、助産師や看護師、保育士等の国家資格を既に取得されているダブルライセンスの方も多く、御答弁の中で民間の資格ということをおっしゃっておられましたが、資格を認定している一般社団法人ドゥーラ協会は、10年以上の長きにわたり、母親に寄り添う支援と女性が活躍できる雇用の創出に取り組んできた実績が評価され、令和5年度東京都女性活躍推進大賞を受賞されており、本市の子育て世代へのサポート充実にもより大きく寄与することができるのではないかと思慮いたしますので、今後も継続的に御検討いただきますようお願いいたします。

では、通告の2番目、子どもにやさしいまちづくり事業の推進についてでございます。子どもにやさしいまちづくり事業は、子どもの権利条約を自治体レベルで具現化するためのユニセフが提唱する世界的な運動です。日本においても子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動として、日本ユニセフ協会が中心になって推進をしております。その特徴は、“まち”の人々がみんなでみんなの“まち”を作っていくこと、とりわけ、子どももまちづくりの主体、当事者として位置づけていることです。そし

て今、日本の自治体でもこの取組が広がっております。1994年に日本も批准しております子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つが子どもたちが持つ権利の基本的な柱とされています。子どもが一人の人間として扱われ社会と関わっていかなくては、安全・安心で持続可能な地域の未来はないと思います。そこで、本市において、子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に推進すべきと考えますが、現在、どのような教育や啓発活動が進められているか、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

子どもの権利につきましては、子どもの人権を国際的に保障する子どもの権利条約が国連で採択され、我が国においてもこの条約を批准しております。

この条約は、子どもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程で保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定められております。

また、この条約の基本的な考え方として、「差別の禁止」や「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」といった四つの原則が示されております。

そのような中、学校においては、これら四つの原則に基づいた教育と様々な取組を行っております。

具体的には人権教育や道徳、社会の授業において、子どもたちが自分の権利や責任、他者の権利を尊重することを学んだり、児童会活動や生徒会活動、学級活動を通じて学校の意思決定に積極的に参加したりするほか、生活科や理科などの学習で植物や昆虫などの生き物に触れたり、観察したりすることで命の大切さについても学んでおります。

また、保護者が子どもの権利について学ぶ機会としましては、人権月間や人権週間などで学んだ内容を子どもが家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組なども行っております。

さらに、人権学習や道徳などの授業参観、学級懇談会や学級通信を通じて、子どもの権利に関する学校での取組を保護者へ発信、啓発しております。

本市としましては、引き続き学校において、人権尊重の精神を基盤に据えた学校運営や子どもたちの発達段階に応じた子どもの人権に関する教育を充実させるとともに、子どもたち一人一人の意見を十分尊重し、気持ちに寄り添いながら、生き生きと健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。子どもたちだけではなく、保護者に対しても授業参観や学級通信を通じて、子どもの権利を発信・啓発をしているという御答弁でございました。子どもたちがそれぞれ一人の人間として大切に扱われ、安全に安心して暮らせる環境整備なくして持続可能な地域の未来はありません。子どもたちだけではなく、その保護者、学校教育に携わる大人に対して、子どもの権利についての教育や啓発活動を今後も積極的に推進していただきますようお願いいたします。そこで大切になってくるのが、子どもたちは自分たちが持つ権利を学びました。その次は、子どもたちが自分たちの持つ権利に基づいて、宇土市のまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備になるかと思えます。北海道安平町では、子どもにやさしいまちづくりを「子どもがあたり前に意見できるまちづくり」、「子どもたちが安心して遊べるまちづくり」と捉え、子どもたちが主人公のまちを目指しているとのことで、具体的な取組として、地域育成会等と連携しながら子どもの意見を尊重し、遊び場づくり、遊ぶ機会づくりに取り組んでいるそうです。この遊び場づくり、遊ぶ機会づくりを通して、その主役である子どもたちが意見や考えを表明する協議の場をつくることは、子どもたちの自己肯定感や主体性などの人間力を育むことにつながっているようです。また、まちづくりの方針を決定する場に、地域の未来を担う子どもたちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し、友だちや大人の意見を尊重するなど、一人一人のコミュニケーション能力を磨く絶好の機会にもなっているとのことです。

そこで、本市において子どもたちの意見や考えを聞き、政策に反映させる取組について、これまでの事例がございましたらそれをお教えいただけますでしょうか。また、ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業における子どもたちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備、事業の推進について、企画財政部長に見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

市の事業や政策を企画立案するに当たり、子どもや若者の意見を聴き、参考にしたこれまでの事例について申し上げます。

市の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの重要計画を策定する際に、子どもたちの意見を反映させるため、小中高校生を対象にアンケート調査を実施してまいりました。

また、平成20年度に市制施行50周年記念事業として子ども議会がスタートし、子ども議員から将来のまちづくりについて執行部に質問、答弁する機会を設けております。昨年度からは、こども未来都市シンポジウムと名称を変えまして、小中学校の子どもたちから、自分たちが暮らす地域の諸問題や将来のまちづくりについて市に提案発表してもらい、市政運営に活用するよう努めております。

そのような中、日本国憲法及びユニセフ活動の基盤である児童の権利に関する条約、いわ

ゆる子どもの権利条約の精神にのっとった、こども基本法が昨年4月に施行され、国や自治体が子ども政策に子どもたちなどの意見を反映する措置を講じることが義務づけられました。議員御提案のユニセフが定義する子どもにやさしいまちづくり事業とは、ユニセフの資料によりますと、子どもと最も身近な市町村が、児童の権利に関する条約の内容を具現化するための取組を指しますが、日本では2021年6月に日本型子どもにやさしいまちづくり事業がスタートしています。その事業の一つに、子どもの意見を聴きながら意思決定過程に加わるよう積極的参加を促すことがあり、国内での事例として、奈良県奈良市や北海道ニセコ町の子ども議会、東京都町田市の若者グループによる市基本構想、基本計画策定への協力などが紹介をされております。

今年3月には、こども家庭庁から各府省庁、地方自治体職員宛てに、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインが示されまして、ユニセフが進める子どもにやさしいまちづくり事業の子どもたちの参画に当たる市町村の取組に対して、支援が進められております。

現在、本市では、子育て支援課で今年度策定予定の第3期子ども・子育て支援事業計画において、子どもたちを対象としたアンケート調査や一般市民向けにオンラインによる意見聴取の機会を設けております。子どもたちから意見や考えを聴くことで、子どもたちの地域社会への愛着につながり、社会の一員としての主体性を高めることにつながると期待しているところです。そのためにも、子どもたちが意見を言える場や仕組みづくりとして、市職員が直接会って意見を聴いたり、審議会などへの子どもたちの参画、そして、子どもたち向けのまちづくりに関するパブリックコメントの実施などを、今後積極的に各部署で検討していく必要があるというふうに考えております。

本市において、ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業の取組については、不十分な部分も多くあるというふうに感じております。昨今の少子高齢化、人口減少に歯止めがかからない中にあるからこそ、全ての子どもたちが、その年齢や発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を言える機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保が、今後、市の組織全体が肝に銘じて取り組むべき課題です。子どもたちに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもたちの視点に立ち、子どもたちの権利が保障されるよう、社会の様々な活動に子どもたちが参加できる仕組みを推進していくことが重要であり、その推進により持続可能なまちづくりにつながるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。日本全体が少子高齢化、人口減少に歯止めがかからない中であるからこそ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な活動に



子どもたちが参加できる機会を確保することが、市の組織全体が肝に銘じて取り組むべきことであり、その推進により持続可能なまちづくりにつながるの御答弁であったかと思いません。国連の機関であるユニセフが展開している子どもにやさしいまちづくり事業は、企画財政部長が御答弁いただいた内容と方向性は何ら変わるところはないのではないかと思います。そうであれば、子どもにやさしいまちづくり事業に取り組んでいただき、市内外で広く喧伝することにより、子育て世代を含めた市民の皆様のシビックプライドを高め、市外の皆様には本市の子どもたちに対する施策の明確なメッセージの発信となり、他自治体との差別化を図ることができ、人口流出を抑え、移住や関係人口などの増加につながっていくのではないかと思慮いたします。子どもたちに対する様々な取組や施策に子どもたち自身が参加できる仕組みが本市にはあるということを明確に打ち出すことができる、ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業の推進について、今一度、市の組織全体でお考えいただくことを希望し、次の質問に移ります。

通告の3番目、本市に設置されているAEDについてです。AED、自動体外式除細動器とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態、心室細動になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。AEDは医療従事者ではない一般市民でも使用でき、操作方法も音声でガイドしてくれるため簡単に使用することができます。また、心臓の動きを自動解析し、電気ショックが必要な方のみ電気ショックを流す仕組みになっています。心室細動であれば、1分1秒でも早くAEDによる電気ショックを行うことが重要であり、電気ショックの成功率は処置が1分遅れるごとに、7%から10%低下すると言われております。AEDの使用は時間との戦いとも言えます。本市ホームページに掲載されておりますAED保有施設一覧には、本市の公共施設に設置されている42か所が文字のみで掲載されており、市内のAEDを保有している民間施設は未掲載となっております。

そこで、AEDを保有している民間施設もAED保有施設一覧に掲載し、AEDがどこにあるのか分かりやすくするため、一覧と地図をリンクさせてはいかがでしょうか。先ほども述べたように、AEDの使用は1分1秒を争います。AEDが設置してある場所を一覧から地図上ですぐに確認できるようにならないか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

市の公式ホームページに掲載しておりますAEDの保有施設に関する情報につきましては、施設の名称、住所・地番を一覧表で掲載しておりますが、地図形式とはなっておりません。それを補うために、本年2月1日から市が保有する様々な地図情報を集約した公開型GISうとまっぷの運用を開始し、AEDについても保有施設を地図上で公開しております。

しかし、議員御指摘のとおり、AEDの保有施設を地図上で確認するためには、保有施設一覧表とリンクしていないため、公開型GISから幾つもの検索を行わないと確認できない状況となっております。

今後、市の公式ホームページのAED保有施設一覧から公開型GISのAED設置箇所までのリンクを含め、関係部署と情報提供方法の改善に努めてまいります。

なお、市の公式ホームページに掲載しておりますAEDの保有施設は、現在、公共施設のみで、民間施設等はまだ反映されておられません。

しかし、デジタル庁から出されております日本全国AEDマップでは、公共施設や民間施設も反映され、緊急モードというアイコンを選択しますと、GPS機能を活用し近隣にあるAED情報を表示する機能もあるため、市民の皆様にお知らせしたいと思います。

今後も、市ホームページAEDマップの利便性向上と情報提供の充実を図ってまいります。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。人命を救えるかどうかに関わってくる大変重要なことですので、利便性向上と情報提供の充実をお願いいたします。

次に、女性へのAEDの使用について、特に男性がためらう傾向があり、処置が遅れてしまうということがあるようです。AEDの使用が遅れるほど救命率は下がります。寒い時期は上着などで覆うこともできますが、夏は薄着が多くなるため、女性のプライバシー保護に配慮して、AEDのボックスや収納ケースの中に三角巾を配備している自治体も多くあります。そこで、本市において公共施設に設置されているAEDのボックスや収納ケースに三角巾が配備されておりますでしょうか。もし、配備されていなければ配備をお願いしたいと思います。また、公共施設だけではなく民間施設が所有するAEDに対しても、三角巾の配備をお願いしていただきたいと思いますが、総務部長に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

AEDは、心停止状態にある人に対して電気ショックを与え、心臓の正常なリズムを回復させるための重要な医療機器です。

またAEDを使用する際は、2枚のAEDパッドを素肌に直接貼り付けることができれば、服を全て脱がす必要はありませんが、女性に対してAEDを使用する際は、心理的に躊躇してしまう傾向にあると理解をしております。

このため、女性のプライバシーに配慮して、AEDのボックスに三角巾を配備する取組が注目されており、全国の自治体で普及していると承知をしております。

現在、市の公式ホームページで公表しておりますAEDの保有公共施設数は42か所で、

いずれの施設も三角巾は配備しておりません。

AEDが必要なときは1分1秒を争います。本市におきましては、傷病者が女性の場合でも躊躇せず、一刻も早くAEDによる電気ショックを実施していただけるように、公共施設に設置してあるAEDに対し、三角巾の配備を進めてまいります。

また、民間施設分については、広報紙、市の公式ホームページ、SNSなどを活用して、三角巾の配備についてもお願いをしてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。公共施設に設置してあるAEDに対し、三角巾の配備を進めてまいりますとの大変前向きな御答弁、本当にありがとうございます。できるだけ早い配備をお願いいたします。その際には、AED使用時に肌が透けて見えないう、白ではなく、色が付いた三角巾をお願いできればと思います。また、三角巾はAED使用時だけではなく、骨折や止血などの応急処置にも使用できるため、その旨も併せて周知していただき、三角巾の使用法などの説明書も一緒に入れていただけると、より効果的であると思慮いたしますので、その点も御配慮をお願いいたします。

では、通告の4番目、飼い主のいない猫の避妊不妊手術と地域猫活動についてです。昨年6月定例会で、どうぶつ基金が行っている飼い主のいない猫の無料での避妊去勢手術について質問させていただきました。その後、環境交通課の迅速な御対応により、本市はどうぶつ基金提携の動物病院での無料手術を受けることができる行政枠として登録がなされました。そのことを市のホームページ等で周知啓発を図っていただいたことから、飼い主のいない猫の避妊去勢手術を行っていらっしゃるボランティアの方の多くから、今まで手術の費用を自分で捻出していたので、とてもありがたい。宇土市はとてもいい制度を導入してもらったとお声をいただいております。しかし、その一方で、どうぶつ基金提携の動物病院は菊陽町にあることから、もう少し近くで手術を受けられるようにならないかとの声も多く届いております。本年3月、宇城市に熊本県動物愛護センターアニマルフレンズ熊本が開所をし、飼い主のいない猫の避妊去勢手術について新たな制度ができているとお聞きしております。県の制度ではありますが、本市のお隣である宇城市で避妊去勢手術が受けられるということであれば、市民の皆様にも周知を図る必要があるのではないかと思います。市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

アニマルフレンズ熊本は、熊本県が目指す「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現のため、拠点となる動物愛護施設として宇城市に令和6年3月に

開所されました。

アニマルフレンズ熊本では、飼い主のいない猫によるトラブルの防止や地域猫活動の推進のため、飼い主のいない猫の避妊去勢手術を月に1回、獣医師が無料で実施されています。

なお、避妊去勢手術の申請条件といたしましては、地域に生息する飼い主のいない猫であって、活動地域における飼い主のいない猫の頭数や生息個体情報等を継続的かつ適正に管理することができる、2人以上の成人による活動組織又はグループからの申請となっております。

本市としましては、現在、アニマルフレンズ熊本の避妊去勢手術活動に関する情報をホームページに掲載しておりますが、更なる啓発推進のため、今後もホームページや広報等を活用し、昨年度から取り組んでいるどうぶつ基金のさくら猫無料不妊手術活動と併せて、市民へ周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。アニマルフレンズ熊本の避妊去勢手術活動、どうぶつ基金のさくら猫無料不妊手術活動、熊本県の手術費用補助、これらの活動を市民の皆様へ周知啓発をよろしく願いをいたします。昨年6月の定例会で、飼い主のいない猫が原因のトラブルが5年間で300件近くあり、その対応をしているという御答弁があったと記憶しております。平均して年間60件近くのトラブル対応に追われているということになります。トラブル対応の内容は、猫のふん尿や繁殖期の大きな鳴き声、子猫がいっぱい産まれている、御近所の方が餌をやりっぱなしで汚い、こういった問題をどうにかしてほしいというようなことが多かったのではなかったかと思えます。これらのことは、担当の職員の方がトラブルの対応に出向いても、なかなか根本的な解決に結びつかない問題です。だから、ずっと繰り返されていくわけです。これでは、地域住民の方にとっても飼い主のいない猫にとっても、市の職員の方にとっても、よろしくない状態と言えるのではないのでしょうか。こういった状態を市民の皆様の良好な住環境の保持、正しい動物愛護活動、市職員の有意義な働き方へと変革させていくためには、地域猫活動を積極的に推進していくべきではないかと思慮いたしております。地域猫活動とは、飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意のもと、その地域のお住まいの活動を行おうとする住民が主体となって避妊去勢手術を行い、自然に猫の数を減らすことを目的としながら、一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行い、地域住民とのトラブルを減らしていくという活動です。先ほど御答弁をいただいた中で、アニマルフレンズ熊本での飼い主のいない猫の避妊去勢手術を受けるための条件に、「2人以上の成人による活動組織又はグループ」とあります。地域猫活動には、どうしても地域住民の皆様の御理解や

御協力が必要となります。

そこで、市民の皆様に対して地域猫活動の周知や啓発について、アニマルフレンズ熊本など県と共同で行ってはいかがかと思いますが、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

本市における飼い主のいない猫によるトラブル等への対応については、令和5年6月定例会で中野議員の質問にお答えしていますとおり、5年間で延べ289件に上り、職員の負担となっているところでございます。

議員御質問のとおり、地域内でのトラブルを減少させる方法といたしまして、地域における飼い主のいない猫への避妊去勢手術を活用した保護猫活動や地域猫活動は、非常に有効であるというふうに考えております。

ただ、先ほども答弁しましたとおり、アニマルフレンズ熊本で避妊去勢手術を受けるためには、2人以上の成人による活動組織又はグループでの申請が必要であるということで、地域住民の協力が不可欠であるというふうに考えております。

以上のことから、本市としましても飼い主のいない猫のトラブルを減少させるため、地域住民に対して地域猫活動に御協力いただけるよう、周知・啓発を図っていききたいというふうに考えております、また併せまして、宇城保健所と連携を図り飼い主のいない猫の減少に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 大変前向きな御答弁ありがとうございます。飼い主のいない猫のトラブルを減少させるため、宇城保健所と連携を図り、市民の皆様へ地域猫活動に御協力いただけるよう周知啓発を行っていただけたとの御答弁であったかと思えます。広報うとやホームページ、SNSのみならず、市役所1階の市民交流スペース等で地域猫活動に関するパネル展示などで、市民の皆様へ周知啓発をお願いしたいと思います。御検討のほどよろしく願いいたします。

では、通告の5番目、本市の交通課題解決と低炭素化達成のため、グリーンスローモビリティの導入についてお尋ねいたします。最近、市内のお住まいの地域に関係なく、運転免許証を返納してから買い物や通院するのにとても不便であるとのお声をいただくことが多々ございます。御自分で自動車を運転しているときは、好きなときに行きたい場所へ行くことができたのですから、とても不便というか不自由に感じておられるのだろうなということは想像に難くありません。お一人でお住まいの方のみならず、御家族と同居されていても御家族の方も仕事などで予定があつたりするため、車で送迎してもらいたいというのなかなか言

い出しづらいとおっしゃる御高齢の方もいらっしゃいました。行長ちゃん号を使って出かけようと家を出たが、夏は日差しが強く、バス停まで距離があったため、暑くて途中で倒れそうになったとか、目的地とは逆方向に行ってしまうため遠回りになってしまうというようなお声も届いております。そこで、今後の地域公共交通を見直す中で、免許返納者や御高齢の方などに配慮し、自宅近くからバス停まで行くというような短距離移動手段として、低炭素型交通であるグリーンスローモビリティを導入し、活用していくことは非常に有効であると考えますが、市としてどのようにお考えか、企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

グリーンスローモビリティとは、高齢者や観光地での移動手段として、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した短距離移動サービスのこととなります。4人以上の相乗り車両で、イメージとしては、ゴルフ場にあるような電動カートを御想像いただくと分かりやすいと思います。

このグリーンスローモビリティには、五つの特徴がございます。

まず、一つ目は、CO<sub>2</sub>排出量が少ない電気自動車であること。二つ目は、時速20キロメートル未満で走行するため、長距離の移動や交通量の多い幹線道路での活用には不向きですけれども、交通量が多くない道路や観光目的としては利用しやすい。三つ目は、最高時速が20キロメートル未満に制限されていることで、重大事故の発生が抑制されるということ。四つ目は、一般的なタクシーやコミュニティバスより小型であるため、幅員が狭い道路での運行も可能であること。最後に、五つ目として、窓ガラスがなくても公道を走行することができるため、開放感があるというふうになります。

このグリーンスローモビリティは、環境負荷が小さいことから、低炭素社会実現に向けて、国が導入を促進したことにより、各地で導入が進んでおり、国交省の資料によりますと、令和4年度末時点で130の市区町村で走行実績がございます。

県内では、平成29年と平成30年に芦北町が実証実験を行っており、平成30年には天草市が実証実験を行いましたけれども、本格運行までにはまだ至っていないということです。

また、令和4年度から先月中旬まで、熊本市が定期的にエリアを分けて実証実験を行ってございましたけれども、先月の報道では、中心市街地での実験にもかかわらず、利用は1日平均で10人に満たないというようなことでした。ルート設定において、観光地や商業施設、公共交通機関との結節が弱かったことが原因の一つにあったようです。

このような他市の状況も踏まえ、議員御質問のグリーンスローモビリティを本市で導入することにつきましては、まずは、利用者のニーズをしっかりと把握する必要があると考えます。低速という特徴を踏まえ、交通量の多い幹線道路では不向きであるということ、また、普段

の生活の中で移動手段として利用する方にとって、時間的な観点から利便性の高い交通手段となり得るかなど、課題や検討する部分も多いため、免許返納者や高齢者を含む利用者のニーズを十分把握した上で導入を見極めていく必要があるというふうに考えます。

しかしながら、先ほど五つ特徴を述べましたように、グリーンスローモビリティには優れている点もございますので、有効な可能性を持つ移動サービスの一つであるという認識のもと、地域の状況や路線の状況を踏まえつつ、必要な場合には、既存の公共交通との相互補完による相乗効果が高く、また結節効果の高いルート設定を行うなど、利用者の利便性向上につながるよう、調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。現在、交通空白地であり、近くの商店等が廃業して、買い物などの生活サービスを受けることに困難を伴う、いわゆる買い物難民は多くいらっしゃると思います。待ったなしの現実的な対応と将来に向かって持続可能な地域公共交通システムの構築、大変ではあると思慮いたしますが、みんなで考えていかななくてはならない最重要課題の一つであると思っております。現在、バスやタクシーなどの運転手不足が顕在化し、そこが地域公共交通のボトルネックとなっていることは間違いありません。グリーンスローモビリティにも当然運転を担うドライバーの確保が必要とはなりますが、普通自動車などに比べて運転が容易なことや、定員10名以下の車両であれば、普通自動車免許で運転でき、条件によっては二種免許が不要なことなど、まだ運転している御高齢の方や住民ボランティアなどで運行することができ、運転手不足の解消にもつながるのではないかと思います。一筋の光が見えるということも、導入することの大きな利点の一つになるのではないかと思います。いずれにせよ、既存の公共交通との相乗効果が高くなり、市民の足として利用者の利便性が向上するのではないかと考えます。御検討をよろしくお願いいたします。

では、通告の6番目、硝酸性窒素による水質汚染防止についてお尋ねいたします。硝酸性窒素は、農作物の肥料、家畜の排せつ物、生活排水が溶け残るなどして、土壌や水中に存在しているものであります。人が多量に摂取すると酸素欠乏症に陥る可能性が指摘されており、胃の中で発がん性物質を生成すると言われております。こういったことから、熊本県は地下水の汚染原因の一つとされる硝酸性窒素を減らす取組を本格的にスタートさせました。県は毎年、熊本市を除く県内約300か所で井戸の定点調査を実施しており、国の定める1リットル当たり10ミリグラム以下という水質基準値を50から60か所の井戸が超える状況が続いていることから、県は改善に向けさらに厳しい1リットル当たり5ミリグラム以下を県の指標と決めました。国の定める基準より厳しい県独自の指標である5ミリグラムを超える硝酸性窒素が検出された井戸が本市においても出たため、取組推進市町村に設定されてお

ます。このことは新聞等で大きく報道され、本市は日本名水百選の轟水源があり、水がきれいでおいしいと思っていられる市民の皆様は少なからず御心配をなさっていらっしゃいます。

そこで、硝酸性窒素に関する現状と今後の対策について、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

熊本県が令和6年3月に定めた地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画では、調査地点での硝酸性窒素の数値が、県が設定した基準である1リットル当たり5ミリグラムを超過した場合には、取組推進市町村として位置づけられ、令和8年度末までにその対応等について市町村の個別計画を策定することとなっております。

今回、本市が取組推進市町村に設定されたことが新聞等で大きく取り上げられ、市民の方々も大変心配されているかと思えます。ただ、今回熊本県が設定した硝酸性窒素の基準は、水道法で定められている水質基準1リットル当たり10ミリグラムの2分の1の数値となっており、本市の調査地点で検出された硝酸性窒素の数値は、法令等で定められた水質基準を下回っているため、利用について問題がないことをお伝えさせていただきます。

今後、先ほど申し上げましたとおり、令和8年度末までに本市の個別計画を策定することとなりますが、現在、県から今回の調査結果等の情報がまだ提供されていないところでありまして、本市の調査地点での硝酸性窒素の数値が高かった原因等についても判明していない状況です。今後県からの各種調査結果等の提供を受け、また、県の協力や指導を仰ぎながら、計画の作成及び原因究明とその対策に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市の調査地点で検出された硝酸性窒素は、法令で定められた水質基準を下回っており、利用について何ら問題はないということで安心をいたしました。今後、県と協力をしながら原因究明と万全の対策をお願いいたします。

今回は6項目の質問に誠実にお答えいただき、執行部の皆様ありがとうございました。それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑及び一般質問は全部終了いたしました。質疑及び一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第40号から議案第49号）



○議長（藤井慶峰君） 日程第2、市長提出議案第40号から議案第49号までの10件につきまして、本日配布の令和6年6月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

### 日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、24日経済建設常任委員会、25日文教厚生常任委員会、26日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、7月2日火曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後0時18分散会

## 令和6年6月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について

議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第3号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

議案第46号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

### 経済建設常任委員会

議案第49号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

### 文教厚生常任委員会

議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について

議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第4号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第48号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第49号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

令和6年6月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

\*陳情\*

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 6年 2	R 6 . 4 . 26	現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情書	熊本市中央区九品寺1丁目17番9号 熊本県退職者連合 会長 米岡 新一 宇城市松橋町松橋706番1号 熊本県退職者連合宇城地区協議会 会長 瑞穂 信也	文教厚生

第 5 号

7月2日 (火)

# 令和6年6月宇土市議会定例会会議録 第5号

7月2日（火）午前10時40分開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
  - 1. 総務市民常任委員長報告
  - 2. 経済建設常任委員長報告
  - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願、陳情について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について  
(採決)

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
  - 1. 総務市民常任委員長報告
  - 2. 経済建設常任委員長報告
  - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願、陳情について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について  
(採決)
- (追加日程)
- 日程第5 発議第3号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書

## 3. 出席議員（18人）

1番	土 黒 功 司 君	2番	杉 本 寛 君
3番	中 野 洋 一 君	4番	浦 本 晴 美 さん
5番	佐美三 洋 君	6番	小 崎 憲 一 君
7番	今 中 真之助 君	8番	西 田 和 徳 君
9番	園 田 茂 君	10番	宮 原 雄 一 君
11番	柴 田 正 樹 君	12番	檜 崎 政 治 君
13番	野 口 修 一 君	14番	中 口 俊 宏 君
15番	藤 井 慶 峰 君	16番	山 村 保 夫 君
17番	村 田 宣 雄 君	18番	福 田 慧 一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時40分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、西田和徳君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） それでは改めまして、おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について、中間報告をいたします。

去る6月18日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので、御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路における令和6年度の国の当初予算は2億円であり、前年度と同額であります。用地進捗率は約99%、事業進捗率は約36%と、前回の報告から進捗はあっておりません。

今年度の事業内容としまして、まず実施事業の令和5年度繰越事業で、調査設計の令和5年度熊本・宇土道路河川影響検討業務が実施されております。

次に、令和6年度事業を御報告申し上げます。

調査設計で、令和6・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の契約締結がなされ、新たに令和6年度宇土道路外水文調査業務の公告及び契約締結がなされております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和6年度予算については39億円であり、前年度当初予算と同額であります。用地進捗率は約98%で、前回の報告から進捗はあっておりません。事業進捗率は、前年度から11ポイント上がり、約45%となっております。

今年度の事業内容といたしましては、まず令和4年度繰越事業の工事で、熊本57号糖塚山トンネル新設工事が実施されております。

次に、令和5年度繰越事業の工事では、熊本57号長浜地区改良2期工事の工期の延長がなされております。また、熊本57号城塚地区改良19期工事及び熊本57号網津地区改良2期工事が実施されております。そのほか、熊本57号城塚地区改良20期工事など、5件の契約締結がなされております。

用地補償では、令和5年度国道57号宇土三角道路外土地評価業務が実施されております。次に、令和6年度事業の調査設計では、先ほど熊本・宇土道路で御報告した令和6・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務及び令和6年度宇土道路外水文調査業務の契約締結がなされております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和6年度予算については1億円であり、前年度当初予算と同額でございます。

用地進捗率は、前年度から1ポイント上がり、約1%となっております。事業進捗率は約1%で、前回の報告から進捗はあっておりません。

事業内容としましては、まず、前年度から繰り越された事業がございますので御報告申し上げます。

用地補償で、令和5年度国道57号宇土三角道路外土地評価業務が実施されております。

次に、令和6年度事業の調査設計で、先ほど熊本・宇土道路及び宇土道路で御報告した令和6・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の契約締結がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告申し上げます。

まず、委員から「地域高規格道路の進捗状況について、市のホームページに掲載することとなったが、国土交通省のホームページを案内するだけでは、タイムリーな更新がなされていないため、情報が埋もれてしまうのではないか。」との質疑があり、執行部から「進捗状況については市独自の更新は困難だが、市に関係するイベントなどの動きを適宜掲載することで市のホームページを更新するようにしていきたい。」との答弁がありました。

次に、委員から「宇土三角道路のルート計画はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「具体的にはまだ未定だが、ルート決定のやり方や決定の時期について国土交通省に確認する。」との答弁がありました。

次に、委員から「宇土三角道路において、網田にインターチェンジが整備されるが、地域活性化の視点で先を見据え、自治体独自でスマートインターチェンジのような形で新たに設置できないか。予算が問題となるが、有利な財源があると思う。」との質疑があり、執行部から「自治体独自でということになると、予算の確保が当然必要となるし、おおまかに示されているルート上に、インターチェンジの整備が可能かどうかという問題もある。有利な財源などを含め、調査したい。」との答弁がありました。

次に、委員から「委員会では高規格道路のことを話し合うが、道路だけではなく、沿線のまちづくりのことも考えていく場である。高規格道路供用開始が迫ってから動いても間に合わないため、土地利用の計画が必要ではないか。」との質疑があり、執行部から「計画策定に当たっては、市役所の様々な部署が関わってくる。庁内で協議・検討していきたい。」との答弁がありました。



最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、去る6月21日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第40号から議案第49号までの10件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

なお、総務市民常任委員長の小崎憲一君から、目の病気により委員長報告を行えないとの申出がっておりますので、副委員長がこれを行います。

総務市民常任副委員長、佐美三洋君

○総務市民常任副委員長（佐美三 洋君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月26日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認4議案の合計7議案であります。

まず、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

総務費において、職員給として1,000万円、基幹系電算システム経費として46万2千円を増額するものであります。

このほか、基幹系電算システム経費について、令和5年度内の事業完了が困難であること

から、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第41号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。及び、議案第42号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これらは、地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は2千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,022万2千円であります。これは、国庫補助金に係る返還金の履行期限超過に伴い発生した延滞金の増額補正となっております。

次に、議案第45号、宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について。これは、地方自治法の規定に基づき、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第46号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、予約型乗合タクシーデジタル化実証事業として1,030万4千円、網田支所解体事業として390万円を増額するものであります。

衛生費では、浄化槽設置整備事業補助金として500万円を増額するものであります。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。まず、浄化槽設置整備事業補助金について、委員から「西部地区に新築住宅が予想以上に建っているようだが、今年度から始めた西部地区への新設や拡充の補助金制度の効果が表れているのか。」との質疑があり、執行部から「今年度から移住・定住政策の一環として、住吉中学校区と網田中学校区を対象として新たな補助金制度を創設した。この制度の効果かどうかの分析はできていないが、合併浄化槽設置整備事業においては、5月末時点で、既に昨年1年間の新築住宅の補助交付実績件数に達している。本事業は西部地区に新築住宅を建てる場合、昨年度までの補助制度に加え、新たに50万円を限度として加算するものである。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「西部地区の新築住宅の場合、昨年度と比べてどのくらいの金額の違いがあるのか。」との質疑があり、執行部から「例えば、大体100万円の費用がかかる5人槽の補助限度額でいえば、昨年度までは約30万円の補助で自己負担額が約70万円かかっていたものが、今年度は50万円が加算されるので、自己負担額が約2

0万円で済むようになっている。」との答弁がありました。

次に、予約型乗合タクシーデジタル化実証事業について、委員から「電話に限られている現在の予約方法に加え、LINE予約も可能になるとのことだが、ドライバーの配車システムなどまで考えられているのか。」との質疑があり、執行部から「現段階では予約を受けるまでをシステムで行い、配車については人的なものとなる。段階的に進めていければと考えている。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「利用者は高齢者が多いので、LINEを使っていない方はどうなるのか。」との質疑があり、執行部から「従来の電話予約も可能であるが、LINEを使ったことがない方に対しては、予約の操作方法を丁寧に説明していく。」との答弁がありました。

次に、地方就職学生支援事業補助金について、委員から「どのような補助内容となっているのか。」との質疑があり、執行部から「本部が都内にある大学の東京圏にあるキャンパスに4年以上在学する卒業年度の学部生が、熊本県内の企業に就職して宇土市に移住する場合に、就職活動に要した交通費の2分の1、上限3万円を補助するものである。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任副委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月24日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案であります。

議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、水田農業対策事業経費として1,349万2千円、高潮対策事業として1,365万円を増額するものであります。

次に、商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業として555万1千円、ふるさと宇土応援基金経費として275万円を増額するものであります。

次に、土木費では、地元3割負担道路整備事業経費として160万円、緊急自然災害防止対策事業（河川）として79万8千円を増額するものであります。

また、干潟景勝地展望広場整備事業に要する経費について、債務負担行為の変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。ふるさと納税システム利用料について、委員から「令和7年3月から利用予定のふるさと納税サイト『Amazonふるさと』の申込みに275万円が必要ということだが、ほかのサイトでもこのような初期費用がかかったのか。」との質疑があり、執行部から「ほかのサイトではかかっていない。これは『Amazonふるさと』が行う割引プランに申し込むことで、通常10%かかる仲介手数料が2年間、3.8%に割り引かれるものである。」との答弁がありました。

次に、観光農園開園支援事業補助金について、委員から「この事業は、生産者が消費者と果樹などの年間契約を結び、生育過程や収穫体験を楽しんでもらう、いわゆる『オーナー制度』についても対象となるか。」との質疑があり、執行部から「観光農園としての事業であれば対象となるが、要件として、駐車場とトイレの設置が必要である。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「今回の事業では農業分野が支援対象であるが、イカ漁体験など観光漁業への支援についても検討してほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外について。観光地への案内について、委員から「住吉自然公園に県外から来ている観光客と話をした際、『アジサイの絵などを使った分かりやすい案内看板や、目的地までの距離を示す案内がなく、場所が分からなかった。車を運転していても分かりやすい案内表示をしてほしい。』との意見があった。ほかの市内観光地についても言えることだが、他市からの観光客を迎え入れるという視点を持ってほしい。」との意見がありました。

次に、うと地蔵まつりにおけるトイレについて、委員から「去年は仮設トイレの設置数が少なく、路上で用を足したり、一部の商店に押し寄せるなど、来場者のマナーの悪さについて地域住民から対応を求める声が挙がっている。今年も、仮設トイレと併せて、市民会館など公共施設のトイレについても周知することはできないか。」との質疑があり、執行部から「公共施設のトイレについては、去年もチラシなどでお知らせをしていたが、分かりづらい面があったため、より分かりやすくなるように工夫する。併せて、仮設トイレの増設を予定している。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「来場者の多くは市外から来ているという点を考慮して対応してほしい。」との意見がありました。

次に、上水道の水質検査について、委員から「昨年、熊本市の井戸水から発がん性の恐れが指摘される有機フッ素化合物が国の目標値を超えて検出されたが、宇土市における検査状況はいかがか。」との質疑があり、執行部から「昨年、市として3か所、国土交通省が地域高規格道路に関連して網田方面で3か所の計6か所で検査を行ったが、国が示す目標値未満の数値であった。」との答弁がありました。

次に、飯塚川の氾濫防止について、委員から「河川の水位を監視するためのライブカメラは何台設置しているか。」との質疑があり、執行部から「飯塚川沿いには3台設置している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「飯塚川沿いに土嚢が設置されているが、古くなっているため、大雨に備えて確認してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、樫崎政治君

○文教厚生常任委員長（樫崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月25日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認2議案の合計5議案であります。

まず、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

民生費では、定額減税補足給付金支給事業として440万円を増額するものであります。

また、本事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第4号、宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第47号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第48号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、定額減税補足給付金支給事業として2億8,896万9千円、物価高騰対応臨時給付金支給事業として6,102万円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業として7,787万6千円を増額するものであります。

教育費では、コミュニティ助成事業補助金として1,560万円を増額するものであります。

また、小規模保育事業所整備に要する経費など4事業につきましては、債務負担行為の設定を行っております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。宇土幼稚園2階の空きスペースを活用した小規模保育事業所整備について、委員から「既存の保育園だけでは入所できなくなっているのか。保育士の不足もあるのではないか。」との質疑があり、執行部から「既存の保育所では入所が難しくなっている。保育士の不足も一因としてあるため、市として保育士の処遇を高めるような抜本的な取組について、他市の状況を見ながら検討しているところである。」との答弁がありました。これに対して、別の委員から「保護者も生活のため、仕事に復帰している現実がある。家で子どもを見たくても家計のためやむなく保育園に預けている家庭が、家で育児できるような支援を考えることも、より良い子育てのために必要ではないか。」との意見がありました。

次に、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金について、委員から「本事業の補助金額はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「対象経費の5分の3以内に相当する額で、上限1,500万円である。」との答弁がありました。

また、これに対して、委員から「市の補助である宇土市自治公民館等整備事業補助金はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「市からの補助金額は上限50万円である。」との答弁がありました。

また、別の委員から「コミュニティ助成事業補助金の選定状況は。」との質疑があり、執行部から「各地区の自治会から市へ申請されたものを、県を通じて自治総合センターで最終的に審査される。申請した初年度で申請が通るといことはなかなか厳しく、2年目、3年目と続けて申請する中で採択されることが多い。」との答弁がありました。

次に、花園小学校仮設校舎建設について、委員から「仮設校舎建設のために花園小の校門を移設するということだが、その内容は。」との質疑があり、執行部から「仮設校舎の建設予定地は、グラウンド北西側の校門そばであるため、移設が必要となった。移設先としてはグラウンドの南西側に移設する予定である。」との答弁がありました。

また、別の委員から「仮設校舎は何クラス分か。」との質疑があり、執行部から「4クラス分である。令和7年度に1クラス増え、その後も令和9年度、10年度と増える見込みがあることと、特別支援学級の教室も不足していることから、このような計画となっている。」との答弁がありました。

また、議案以外で、民営化準備が進められていた養護老人ホーム芝光苑について、委員から「譲渡先候補者は、完全に撤退したのか。」との質疑があり、執行部から「相手方から正式な辞退届があったため、今回の応募については完全に撤退されている。」との答弁がありました。

また、これに対して、委員から「経営が困難ということで積算の資料を見たが、職員数を見直すなど、やり方によっては十分経営できるのではないか。」との質疑があり、執行部から「養護老人ホームは、本来介護を必要としない方が入所される高齢者福祉施設であるが、実際は入所者の約3分の2の方が要支援以上の認定を受けている。その点で支援員等の職員を削減することはできず、さらに今般の物価高騰で、譲渡の条件である建物の建て替えができなくなった。市としても国の算定基準に沿った措置費の見直し等を行ったが、それでも採算が取れないという結論に至り、辞退となった。」との答弁がありました。

また、別の委員から「白紙になったことは真摯に受け止め、児童向け施設と高齢者施設が一体となった、幼老複合施設への整備のような新たな視点を持つことも一つの活用法ではないか。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和6年陳情第2号、「現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情書」については、賛成少数で不採択といたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） ただいま報告がございました、文教厚生常任委員長の報告につきまして質疑をさせていただきます。主に、秋冬に接種されるワクチン接種体制についてでございます。3点ございます。まず1点目が、秋冬に接種されるワクチンの有効性やエビデンスは、委員会の中で示されたかどうか。2点目、同じく接種にかかる委託料や助成金の市の負担に対する説明に対して、議員から質問や意見はあったか。また、その内容を伺いたと思います。3点目、コロナワクチン接種は今回の秋冬で8回目を迎えますが、7回目ワクチン接種から1年の間隔が空いております。これまでは4か月から半年前後の間隔でございましたが、その違いについてはどんな説明があったのか。以上、説明を委員長に求めます。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長、樫崎政治君

○文教厚生常任委員長（樫崎政治君） 今中議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、新型コロナワクチンの有効性やエビデンスについて、本委員会の中で執行部からは特にこの点につきましては示されておられません。2点目の新型コロナウイルスワクチン接種にかかる委託料や助成金の市の負担に対する執行部の説明に対して、これも委員会から質問や意見はありませんでした。3点目の7回目と8回目のワクチン接種体制がこれまでの接種体制の間隔より間が空いているとのことの違いについて、本委員会の中で執行部から特に説明はあっておられません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 提案されている議案の中で1議案に反対をいたします。

議案第42号、専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、医療給付分と介護納付金分を合わせた限度額を104万円から106万円に引き上げるものであります。国民健康保険の加入者は、年金生活や非正規で収入の少ない労働者が多く、所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽより倍近い保険税を負担して



います。そのため全国知事会は、国は財政支援を増やし、協会けんぽ並みに保険税をするよう国に要望しております。高い国保税をさらに引き上げるべきではなく、協会けんぽ並みの保険税にすべきとの立場から反対をいたします。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） 議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算の一部に反対をするために討論をさせていただきます。

ワクチン接種体制7,787万6千円の予算のみに反対いたします。委員会では全員が承認されたと同っております。質疑で明らかになったのは、有効性、エビデンス、どんなワクチンが秋冬で接種されるかどうか全く示されていないということです。また、これまでおおよそ半年前後で接種体制が敷かれていたのに、今回7回目からは1年ほどが空きます。今までよりも半年以上間隔が空くのにもかかわらず、何か不都合な点はございましたか。是非、このコロナワクチンに関しては、疑問を持ってもらいたいというふうに思っています。ということで、秋冬ワクチン接種補助金、接種体制について、委員会で審議されたことは、一旦ゼロにさせていただいて、今一度まっさらで皆さん考えていただけませんか。市民の命のために。私も委員会を預かる委員長です。委員会の審議を尊重いたします。しかし、その決断が誤った判断になるかもしれない。他市他県は関係ございません。私たちは宇土市議会議員です。宇土市民を救うかどうかの決断は、私たち宇土市議会議員に委ねられているわけでございます。

反対理由を述べます。厚労省発表による本年1月28日分科会報告までで、2,193名の認定されたコロナワクチン接種後死亡者がいらっしゃる。さらに、今なお苦しんでおられる8,988名の重篤な方がいらっしゃる。国のワクチン死亡救済制度の予算が当初予算から110倍に上っていること。そして秋冬に接種されるワクチンがどんなワクチンか全く示されていないこと。有効性も分からない、エビデンスもなく、様々な副作用、副反応を招いた1回目、2回目ワクチンよりも不確かなものであること。これまでおおよそ半年前後の接種体制が敷かれていたのに、今回7回目からは1年が空きます。今までよりも半年間隔が空くにもかかわらず、特に不都合なことが見つからない点。世界で今なおワクチン接種を続けているのは日本であり、海外では完全に終わっていること。また、私の一般質問でも明らかになった、宇土市民で死亡された方はいらっしゃいませんが、ワクチンで困らている救済制度を申請された方が3名いらっしゃる。これも含んでほしいと思います。以上の理由により、これだけリスクが大きいコロナワクチンは接種する必要はなく、また必要であったとしてもそれは自費でやるべきで、一般財源を投じる必要性に欠けるため、反対いたします。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第41号までの2件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第41号までの2件については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第42号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第42号については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第43号から議案第48号までの6件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。各委員長報告のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第48号までの6件については、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第49号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。  
賛成議員多数です。  
よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 請願、陳情について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願、陳情についてを議題といたします。  
まず、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 陳情第2号、現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情書について、原案に賛成し、文教厚生常任委員長報告の不採択に反対の立場から意見を述べます。

マイナンバーカードについては任意でありながら、国は強制的に取得を進めておりますが、マイナンバーカードを巡っては問題が続出し、医療機関の窓口で無効と判断されたり、他人の情報がカードに紐づけされるケースも出るなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れがあります。利用率も8%程度で進んでおりません。カード偽造も増えるなど被害も出ております。現在の保険証を存続すべきとの立場から原案に賛成、不採択に反対をいたします。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。  
これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和6年陳情第2号、現行健康保険証について当面の間の存続を求め

る陳情書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、不採択であります。よって、陳情本件について採決いたします。令和6年陳情第2号を採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。  
賛成議員多数です。  
よって、令和6年陳情第2号については、採択とすることに決定いたしました。  
議事の都合により、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時28分休憩

午後 0時00分再開

-----○-----

○議長(藤井慶峰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長(藤井慶峰君) 日程第4、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員提出として発議第3号が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 発議第3号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書

○議長(藤井慶峰君) 日程第5、発議第3号、現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長(田尻清孝君) 発議第3号、現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。令和6年7月2日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、西田和徳、佐美三洋。宇土市議会議長、藤井慶峰様。

以下、意見書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(藤井慶峰君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第3号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第3号、現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年6月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後0時04分閉会

○議長(藤井慶峰君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月17日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

まず、先週の大雨による避難所開設につきまして御報告をさせていただきます。

先月27日の夜から28日午前中にかけては、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まるという可能性があったため、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。市内3か所に避難所を開設したところでございます。この間、最大で9世帯、9の方が避難をされました。

今回の梅雨に関しては、現時点で大きな被害報告はなく、ひとまず安堵しているところでございます。

今後も、市民の皆様が命を守れる行動を早めにとれるよう、引き続き避難指示等を含めた

緊急情報を迅速に提供してまいりますので、議員の皆様への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、年々暑さが厳しくなる中、今年の夏におきましても、猛暑が予想されており、熱中症による健康被害に警戒が必要となっております。

本市におきましては、熱中症特別警戒アラートが発表された際は、指定暑熱避難施設、クーリングシェルターを開放し、一時避難していただくことで、健康被害の発生防止に取り組んでいるところでございます。

このクーリングシェルターにつきましては、市庁舎のほか、6月に新たに市内5か所の指定を行いました。

これによりまして、現在は、宇土市役所1階市民交流スペース、宇土市保健センター、網津支所・網津防災センター、網田支所、図書館、中央公民館の6か所を指定しております。

熱中症対策は、涼しい環境への避難が大切となります。市民の皆様への健康を守るために、今後も、民間の施設にも協力をお願いするなどクーリングシェルターの充実に取り組んでまいります。

次に、本市に宇土市親善大使が誕生しましたので御紹介させていただきます。

宇土市親善大使は、市の魅力ある地域資源を全国に広く発信し、市への興味及び関心を喚起するとともに、定住者、移住者及び来訪者の増加等の地域活性化を図ることを目的として、今年度から新たに設置したものでございます。

大使には、市にゆかりのある方で、文化・芸術・芸能・スポーツなどの分野で活躍されている方の中から、市の認知度やイメージアップが期待できる方を任命することとしており、先月18日に、本市出身でミス・インターナショナル2024日本代表の植田明依さんと、本市の多目的交流施設事業プロデューサーでもあるフリーアナウンサーの本橋馨さんのお二人を大使として任命いたしました。

今後、大使のお二人には、市主催の祭りやイベント、プロモーション写真や動画への出演のほか、御自身のSNS等を活用した市の魅力発信など、積極的なPR活動を行っていただくこととしております。

芸能や文化等の分野で御活躍中の大使のお二人には、きっと市の認知度向上に御尽力いただけるものと期待しているところでございます。

結びになりますが、これから暑さが厳しい季節になります。議員の皆様におかれましては、体調管理に留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時09分終了



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 中 野 洋 一

宇土市議会議員 中 口 俊 宏